

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

(2 月 25 日)
(第 3 号)

第 3 号
2 月 25 日

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

第 3 号

○令和 2 年 2 月 25 日（火曜日）

議事日程（第 3 号）

令和 2 年 2 月 25 日（火） 午前 10 時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔代表質問〕
- 第 2 議案第 1 号から議案第 71 号まで
〔質疑、委員会付託〕
- 第 3 意見書案第 1 号
〔採決〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問
- 日程第 2 議案第 1 号から議案第 71 号まで
- 日程第 3 意見書案第 1 号

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員	51名		
1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢

6	番	小林	貴虎
7	番	山本	佐知子
8	番	山崎	博
9	番	中瀬古	初美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下野	幸助
12	番	田中	智也
13	番	藤根	正典
14	番	小島	智子
15	番	木津	直樹
16	番	田中	祐治
17	番	野口	正弘
18	番	倉本	崇夫
19	番	野村	保明
20	番	山内	道香
21	番	山本	里尚
22	番	稲森	稔男
23	番	濱井	初真
24	番	森野	真治
25	番	津村	衛
26	番	杉本	熊野
27	番	藤田	宜三
28	番	稻垣	昭義
29	番	石田	成生
30	番	小林	正人
31	番	服部	富男
32	番	谷川	孝栄
33	番	東	豊

34	番	長 田 隆 尚
35	番	奥 野 英 介
36	番	村 林 聡
37	番	今 井 智 広
38	番	北 川 裕 之
39	番	日 沖 正 信
40	番	舟 橋 裕 幸
41	番	三 谷 哲 央
43	番	中 村 進 一
44	番	津 田 健 児
45	番	中 嶋 年 規
46	番	青 木 謙 順
47	番	中 森 博 文
48	番	前 野 和 美
49	番	館 直 人
50	番	山 本 教 和
51	番	西 場 信 行
52	番	中 川 正 美
(42)	番	欠 番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枡 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 靖 士
書 記 (議事課主幹)	黒 川 恭 子
書 記 (議事課主任)	中 西 孝 朗

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員	種 橋 潤 治

警察本部長 岡 素彦

代表監査委員 山口 和夫
監査委員事務局長 水島 徹

人事委員会委員 戸神 範雄
人事委員会事務局長 山口 武美

選挙管理委員会委員 富永 健

労働委員会事務局長 山岡 哲也

午前10時0分開議

開 議

○議長（中嶋年規） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中嶋年規） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

意見書案第1号が提出されましたので、お手元に配付しました。

次に、さきに提出されました議案第19号及び議案第20号について、地方自治法等の一部を改正する法律、平成29年法律第54号の附則第2条及び附則第4条の規定により、監査委員の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、御覧おき願います。

次に、さきに提出されました議案第27号及び議案第51号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、御覧おき願います。

次に、2月17日までに受理いたしました請願1件は、お手元に配付の文書表のとおり、総務地域連携常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受付状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。
以上で報告を終わります。

意見書案第1号

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書案
上記提出する。

令和2年2月18日

提 出 者

小林 貴 虎
山 本 佐知子
中瀬古 初 美
田 中 智 也
小 島 智 子
倉 本 崇 弘
野 村 保 夫
山 内 道 明
山 本 里 香
稲 森 稔 尚
藤 田 宜 三
石 田 成 生

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書案

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症については、急速な勢いで世界中に拡散し、世界保健機関（WHO）が

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど、国際的な脅威となっている。

本県においても、武漢市に滞在歴のある県内在住者が新型コロナウイルスに感染していることが判明するなど、我が国における発症事例が増加する中、武漢市に滞在歴のない日本人が発症し、国内での人から人への感染が確認されたところである。

国において、国内への新型コロナウイルスの侵入を防ぐため、水際対策の強化を図ってきたところであるが、各地で感染経路を特定できない可能性がある症例も報告されるなど、事態の収束が見えず、状況は次の段階に入ってきていると思われる。

新たな感染が確認されるたび、国民の不安は増大する一方であり、地方公共団体においては、感染拡大の防止や高まる不安等への対応とともに、今後の感染者の増加に備えた体制の整備も求められている。

そうした対応を確実に実施するためには、国と地方公共団体が一体となった迅速かつ適切な対応が強く求められている。

よって、本県議会は、国において、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に、感染拡大の防止対策などを総合的かつ強力に推進するため、下記の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国内における感染拡大防止のために、診察及び検査が適切に行えるよう、遺伝子検査（PCR法）体制の更なる強化を早急に図るとともに、簡易検査キットを早期に開発すること。

また、必要な診察・検査体制や医療物資の整備、多言語に対応できる受診体制の構築とともに、今後の感染者の増加に備えて、感染者の受入れ医療機関の病床数の確保など、地方における医療体制の強化を支援すること。

- 2 地方公共団体や医療機関等において統一的な対応が図られるよう、感染拡大防止に関するガイドラインを早期に策定すること。

また、地方公共団体との緊密な連携を図り、積極的疫学調査を更に進める

とともに、その結果を速やかに公表すること。

- 3 ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。

また、国の責任において、医療従事者に対し、新型コロナウイルスへの対応等に関する研修を実施するとともに、マスク、防護服、検査キット等の医療物資が不足することがないように、必要量の確保に努めること。

- 4 高まる不安や風評被害、人権侵害に対応するため、国民、在住外国人、訪日外国人及び地方公共団体に対して、正確かつ詳細な情報提供を迅速に行うとともに、多言語による24時間対応の相談窓口の整備など相談体制の充実を図ること。

また、感染者や濃厚接触者等の情報公開について、風評被害防止や人権保護にも配慮した統一的な対応方針を提示すること。

- 5 感染拡大や風評被害による観光関連産業や中国に生産拠点を持つ国内企業等を含めた地域経済への影響を的確に把握し、機動的に必要な対策を講ずること。
- 6 地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、
法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

監査第 59 号
令和 2 年 2 月 17 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規 様

三重県監査委員 山 口 和 夫
三重県監査委員 藤 根 正 典
三重県監査委員 野 口 正
三重県監査委員 内 田 典 夫

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）附則
第 2 条及び附則第 4 条の規定に基づく条例案に対する意見につ
いて

令和 2 年 2 月 17 日付け三議第208号で意見を求められました下記の議案につ
いては、妥当であると認めます。

記

議案第19号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案

議案第20号 地方独立行政法人法第十九条の二第四項の条例で定める額を定
める条例案

人委第 157 号
令和 2 年 2 月 20 日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定による条例案に対する意見につ
いて

令和2年2月17日付け三議第209号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第27号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第51号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

別紙 1

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、新たな職の設置に伴い、等級別基準職務表の改正を行うものであります。この改正については、職務の複雑、困難及び責任の程度に基づいたものであるため、適当と認めます。

別紙 2

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、教育職員の業務の量の適切な管理等に資するための規定を整備することから、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

総務地域連携常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 12	<p>(件 名) 自動車関係諸税等の見直しについて</p> <p>(要 旨) 私たちの生活必需品である自動車に関わる税については本年度、取得税は廃止されたものの、保有・走行の各段階においては引き続き、複雑且つ過重な税負担が課せられており、一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や二重課税といった様々な課題が依然として残されている。また、国際的な比較からもユーザー負担の軽減が十分でない上、平成31年度税制改正では、新車と既取車で税額が変わる等、税体系の複雑さを増す結果となっている。</p> <p>自動車を保有し移動せざるを得ない地方ほど世帯あたりの自動車関係諸税の負担が過重である現状において、日常生活の重要な交通手段である自動車税制の簡素化、負担軽減は、地方経済の活性化に貢献が期待される。また、公共交通機関の廃止や加齢による運転困難に対して、最新技術が搭載された自動車買いやすい社会をつくることにつながるものであり、超少子高齢社会の日本において大変重要なことであると考えられる。</p> <p>以上により、貴議会において、地方財源に影響を与えないよう、国税からの譲与を伴うことを前提として国の関係機関に下記内容を求める意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 次のとおり、車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。 ①自動車重量税の「当分の間として措置される税率」を廃止すること。 ②自動車税・軽自動車税（環境性能割含む）の負担軽減措置を講ずること。</p>	<p>鈴鹿市平田町1907 全日本自動車産業労働組合総連合会 三重地方協議会 議長 高津 健一</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 中 瀬 信 之 中瀬古 初 美 田 中 智 也 小 島 智 子 倉 本 崇 弘 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三</p>	2年・2月

	<p>2. 次のとおり、燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。</p> <p>①燃料課税の「当分の間として措置される税率」を廃止すること。</p> <p>②複雑な燃料課税を簡素化すること。</p> <p>③燃料課税に更に消費税が課せられる「二重課税」を解消すること。</p> <p>3. 次のとおり、自動車使用に係るユーザー負担の解消を図ること。</p> <p>①自動車保険（任意保険）を所得控除の対象とすること。</p> <p>②高速道路料金を引き下げること。</p>		
--	--	--	--

代 表 質 問

○議長（中嶋年規） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。43番 中村進一議員。

〔43番 中村進一議員登壇・拍手〕

○43番（中村進一） おはようございます。

心のふるさと、伊勢市選出の新政みえの中村進一であります。

今日は、新政みえを代表いたしまして質問させていただきます。

項目が多いので、早速、通告に従いまして質問させていただきます。

まずは、連日マスクミ、そして街々で話題になっております新型コロナウイルス感染症への対応についてお聞かせいただきます。

中国武漢市を中心に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症、瞬間に世界に広がっています。多くの感染者が出ておりますクルーズ船ダイヤモンドプリンセスでも、やっと大部分の下船が終わりつつあるんですが、しかし3名の方が亡くなりました。県内でも、武漢から帰られた方が感染していましたが、陰性になり、退院の日程を調整中と聞いております。

そして、感染経路がよく分からないケース、人から人への2次、3次感染と思われる感染者が出てまいりました。お隣の愛知県、そして和歌山県、さ

らには北海道から沖縄県まで随分と広がってまいりました。年齢も、10歳未満のお子さんまで拡大しておりますし、職業も広がってまいりました。

水際対策から市中対策へと、状況は日々変化をしてきております。いよいよ、集会とかイベント、こういったものが中止ということで、まだ終息が見えてまいりませんが、県民の生活にしっかりと影響が出てきているというのが今の状況だと思いますし、何よりも県民の皆さんの不安が随分高まってきておるといふことをございます。

まずお聞きしたいのは、感染拡大を止めるために、今日も政府はいろいろ方針を出してくるといふことでありますが、県のこれまでの対応と県における現在の状況について、今後どのような対応をされるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

三重県には遺伝子検査、いわゆるPCR検査など、新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制というのはきちんと整っているのか、その点も聞かせていただきたい。

そして、マスクが不足している中で心配な方たちはどうしたらいいのか。マスクをせよと言われても困っておるわけでありすが、地方自治体としての制約はあろうかと思ひますが、知事の感染症拡大阻止に向けての決意も併せてお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、観光産業、製造業、流通業などへの影響です。今日も株価が随分下がっているという報道がありますが、三重県の産業に与える影響についてお伺ひします。

内宮のおはらい町の様子を聞かせていただきました。1月までは非常によかったんですけども、2月に入ってから一気にお客さんが減っているという昨日のお話でありました。ほかの観光地からも、宿泊施設のキャンセル、また、人影がさっぱり少なくなってしまった、そんな声も聞こえているところでございます。

このままですと、観光関係だけでなしに、製造業も含めまして三重県の主要産業に及ぼす影響が心配であります。特に関連する中小零細企業への影響

と対策についてお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 新型コロナウイルス感染症の対応全般、また、私の決意ということで答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、昨年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において発生が報告されて以降、急速な勢いで世界に広まっており、日本国内でも感染例が多数報告されています。

また、本県においても、1月30日、1名の陽性患者を確認していますが、この患者については、2月17日をもって医療機関を無事に退院され、安堵しております。

患者の発生等に備えて、私を本部長とする対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症の現状や各部局の対応について情報共有を図るとともに、県内での患者発生後には、直ちに医療政策総括監をリーダーとする対策チームを設置するなど体制の強化も図りながら、機動的に関係機関との調整や情報収集、提供を行っているところです。

また、県民の皆さんの不安解消を図るため、患者の発生前から電話相談窓口を設置するとともに、発生後には相談時間の延長、県内全保健所に窓口を拡充するなど体制の充実も図りながら、県民の皆さんからの相談等に丁寧に対応しています。

中小企業、小規模企業等に対しては、資金繰り等に関する経営相談窓口の設置や関係機関を対象とした定期的な聞き取り、企業へのヒアリングを行うとともに、資金繰りが悪化した企業に対し、迅速に融資を可能とするため、三重県中小企業融資制度において融資条件の緩和などの対応を行っています。

交通事業者では、他県の事業者で運転士等も感染が発生していることから、予防蔓延防止に関する対応状況等の把握に努めるとともに、県立学校前期選抜での受験生への配慮や、学校での対策、対応についての周知、四日市港の関係者による四日市港保安委員会の開催など、様々な機会を捉えて感染症への対応について情報共有等を行いました。

さらに、感染拡大の防止を図るため、各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、全国に先駆け24時間対応を行うなど、感染が疑われる方を診療体制の整った医療機関に確実につなげられるよう体制を整備しました。

加えて、感染拡大の防止には、手洗いやアルコール消毒、マスクの着用が有効であることから、県ホームページ、ラジオなどによる啓発を行うとともに、現在、県内でアルコール消毒液やマスクが不足していることから、三重県薬事工業会等の関係団体に対する増産や適正な流通管理の要請、県備蓄マスクを県医師会や歯科医師会等を通じて医療機関へ提供するなど、これらの取組を通じて、感染拡大の防止や県民の皆さんの不安解消に取り組んでいます。

あわせて、全国知事会、新型コロナウイルス緊急対策会議から国に対し、本県から強く意見をしたPCR用検査試薬の十分な提供による検査体制の充実や、観光産業への支援、風評被害やプライバシー保護への配慮、統一的な対応方針の提示などを内容とする緊急提言が行われました。

県内での患者の発生以降、県民の皆さんから電話相談窓口等に対し、多くの不安の声や相談をいただいています。特に、患者の行動歴等は感染拡大の防止や不安解消を図るだけでなく、県民の皆さんが自主的に対策を取る上でも重要であることから、行動歴や接触者の調査を確実に行うとともに、人権や個人情報に関する部分に配慮はしつつも、今後も三重県独自の判断として必要なリスク情報については、随時、早急かつ丁寧に公表してまいります。

また、他県ではあまり行われていませんが、クルーズ船下船者の三重県在住者に対する県の対応などを情報提供しておりますが、今後も県民の皆様の安心につなげる情報提供について、しっかり取り組んでまいります。

引き続き、相談窓口等による丁寧な対応や、観光や生産活動をはじめとした県内経済への影響をタイムリーに把握しながら注視しつつ、中小企業、小規模企業に対するきめ細かな支援、さらに感染症治療の最前線となる医療機関に対し、医療従事者の感染を防ぐためのゴーグルや防護服などの个人防护具、PPEセット、空気清浄機等の設備整備支援、県保健環境研究所等にお

ける検査に必要な試薬の購入など、必要な対策を講じてまいります。

新型コロナウイルス感染症については、他県では、死亡事例や子どもたちへの感染など感染経路が特定できない事例が発生するなど、状況は刻一刻と変化しており、これまで以上に感染予防や感染拡大防止が重要となっています。

専門家によれば、この一、二週間で急速な拡大と終息の瀬戸際との言及もあります。今後も高い緊張感を持ちつつ常にアンテナを高くし、県民の皆さんの不安解消や感染拡大の防止に向けて、つまり、県民の皆様方の安全と安心を両立できるよう国や関係機関との連携を密にし、迅速かつ適切に対応できるよう、オール三重で感染拡大の防止に向けて全力を挙げて、強い決意で取り組んでまいります。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 私からは、県の検査体制についてお答えさせていただきます。

本県では、各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置いたしまして、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、診療体制が整った医療機関、帰国者・接触者外来を確実に受診できるよう調整を行いますとともに、37.5度以上の発熱や入院を要する肺炎を疑われる場合など、県保健環境研究所においてPCR検査を実施いたしまして、新型コロナウイルスの感染確認を行っておるところでございます。

昨日までに38件の検査を実施しておりまして、1月30日に陽性が確認された感染患者を除くと全て陰性という状況であります。また、県の保健環境研究所では3台のPCR検査機器がございまして、一度に最大で36検体の検査が可能です。現在、1日当たり数件の検査でございますので、十分可能な状況でございます。

新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の指定感染症とされたことから、検査の結果、陽性が確認された場合、感染症指定医療機関など一般患者への感染拡大のリスク管理が取られている医療機関で治療を行うこととなります。

今後とも、患者の発生に備えまして、保健所や医療機関等と緊密に連携いたしまして、迅速かつ的確に治療が行えるよう万全を期してまいります。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、私のほうからは、感染拡大に伴う県内の観光業、製造業などへの影響、県内中小企業、小規模企業に対する支援にどう取り組むかについて答弁を申し上げます。

中国からの宿泊キャンセル等が発生している観光業だけではなく、中国国内の生産活動の停滞や輸出入の遅延等による製造業のサプライチェーン等も含めて、県内経済にも影響をもたらす懸念が生じています。

県では、県内での影響を把握するため、県内市町、商工団体、観光関連団体、金融機関など80の関係機関を対象に、定期的な聞き取り調査を実施しております。

2月20日時点で延べ37件の相談がございまして、海外からの観光客のキャンセルや予約の減少により売上げが減少している、また、中国から原材料の調達ができず仕入れ先の変更を検討しているなど、県内においても幅広い業種において売上高や販売数量が既に減少している、今後減少する見込みであるという事業者からの声が寄せられております。

また、県内製造業を中心に、企業に直接ヒアリングも行ってございまして、2月17日から19日にかけて実施した調査では、影響がある、または影響を受ける懸念があると回答した企業は108社のうち27社で、全体の25%を占めております。

県では1月31日に、中小企業、小規模企業の経営安定や資金繰りに関する相談に対応するため、雇用経済部内に経営相談窓口を設置いたしました。2月20日時点で10件の相談がございまして、物流の停滞による取扱高の減少に備え、利用できる融資制度を教えてほしいといった経営相談を受けております。

また、2月5日には、影響を受ける、またはそのおそれがある中小企業、小規模企業に対し、経営安定や資金繰りに関する支援を可能な限り早期に行

うため、三重県中小企業融資制度のうちリフレッシュ資金を一部改正し、応急の対応を行ったところでございます。

一方、国においても、2月13日に新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を発表し、その中で、影響を受ける観光業等の中小企業、小規模事業者等への対策が示されております。具体的には、日本政策金融公庫等による貸付けや信用保証協会によるセーフティネット保証により、資金繰り支援を実施するなどとしております。

この緊急対応策の発表を受け、県は突発的災害発生時に発動されますセーフティネット保証4号適用に向けた緊急調査を実施いたしまして、県内事業者に一定の影響が認められることから、2月21日に国に地域指定の要請をしたところでございます。

引き続き、県内中小企業、小規模企業からの経営相談に丁寧に対応し、県の融資制度や国の緊急対応策についてホームページや商工団体等を通じて周知するとともに、県内事業者の経営動向を注視し、国とも連携の上、中小企業、小規模企業の経営安定化に向けた支援に全力で取り組んでまいります。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） 答弁ありがとうございました。それぞれに丁寧な対応がされているということ、よく理解ができました。

今回の質問をするに当たりまして、本当に毎日のように状況が変わっていく、いいほうに変わるのならいいんですけども、厳しい状況に変わっているということです。今思っておりますのは、県のほうで事業者に対しても、また健康面に対しても、あらゆることを、オール三重でやっていただいていると思うんですけども、今我々が求めないといかんの、180万人の県民の皆さん方がそれに対してどう動いていただくかと思うんです、協力してもらおうか。集会とかマスクとかいろいろあるんですが、その辺について、知事のほうから県民の皆さんに、この場で県としてはこれだけ全力でやるというお話を今聞かせてもらいましたけれども、県民の皆さんにもこれだけは協力していただきたい、それがまさにオール三重の、今回、本当に厳しい状況

だと思いますので、その辺の思いを述べていただければと思います。

○知事（鈴木英敬） 県民の皆さんに御協力いただきたいということで、3点申し上げたいと思います。

一つ目、感染予防の関係です。

感染経路が特定できない事例が他県で確認されていますので、特に重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある方は、インフルエンザ等が流行する季節でもありますので、咳エチケット、手洗い、うがい、アルコール消毒等を特に徹底いただくということと、御心配の方はかかりつけ医に御相談いただきたいと思いますし、我々、帰国者・接触者相談センターを各保健所に設置していきまして、24時間体制で相談対応をやっていますので、風邪や発熱などの症状が続いて不安を感じる場合は、安心して御相談いただければと思います。

それから、二つ目は、イベントなどの関係なんですけれども、当面1か月、県主催の不特定多数が集まる予防の周知徹底が難しいイベントは、原則中止や延期となります。イベントの開催にこれまで御協力いただいた関係者の皆さんや、参加を楽しみにしていただいた皆様には大変申し訳ありませんけれども、感染予防のため御理解いただければと思いますし、イベントを開催する場合でも感染予防対策を徹底いたしますので、マスクの着用とかアルコール消毒、あるいは、体調に不安のある方や基礎疾患をお持ちの方などは、お控えいただくなどをお考えいただければありがたいと思います。

それから、三つ目です。

人権被害や誹謗中傷です。他県でも、医療従事者の方とか、あるいは中国から帰ってきた子どもとか、医療従事者の子どもとか、そういう人たちがいじめに遭ったりしています。不安なお気持ちは大変分かりますし、みんな不安であると思うんですけれども、そういう人権侵害とか誹謗中傷とか、あらぬうわさ、風評とかいうことはぜひ控えていただきたいと思います。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） ありがとうございます。

3点の中で、私も知事のほうにお願いしたかった部分が、最後におつ

しゃった人権の関係であります。

こんなときに、本当に人間のさがといいますか、いろいろなものが出てくる。日本人同士もそうですけれども、特に外国人の方たちに対してもそういう話が出てまいりますので、まずその辺も調査していただきまして、万が一にもそういうことがないように、全力で対応していただきたいと思います。ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。

新年度予算について、聞かせていただきます。

2月17日に知事の提案説明を聞かせていただきました。率直に、本当に時代が大きく変わってきているんじゃないかなということを感じました。

一つは、やはりAIの活用だとか、あるいはスマート改革、スマート自治体、産業のスマート化、そんな言葉もどんどん出てまいりましたし、まさにSDGsという言葉をあの中で5回使われておりますね、Society5.0につきましては7回も出てくるということで、あちらこちらへそういうものをちりばめて。

ただ、今回の予算、大規模に組んでいただいております。約7407億円を提案されております。税金なんかも目いっぱい見込んでいただいているんじゃないかなと思うんですけれども、こういった状況の中で、知事は今回の予算で3期目、2年目の編成となったのですが、何に注力したのか、知事、絞り込んでおっしゃっていただければと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 令和2年度当初予算の編成の思いということで、答弁させていただきます。

令和2年度当初予算につきましては、令和の新しい時代においても、県民の皆さんが安心して暮らしていくための礎として、防災・減災、医療・介護、中小企業、小規模企業の支援、児童虐待、環境保全などの取組を重点的に推進していくとともに、Society5.0とSDGsの新しい視点を取り入れ、輝く未来へ向けて進むべき針路を示す予算となるよう編成しました。

また、県民の皆さんと協創で予算をつくり上げるという観点から、初めて県民参加型予算、みんつく予算を導入するとともに、財源が限られている中でも、県民の皆さんへのサービスを低下させないという思いの下、財政の健全化への取組も併せて推進したところです。

今回、編成しました予算において、特に三つ、注力するところを申し上げたいと思います。

一つ目の、安全・安心を守る取組です。

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が発生しています。昨年は台風第19号、令和元年東日本台風に伴う大規模な河川氾濫による水害など、大きな災害が発生しました。

また、三重県においても、記録的短時間大雨情報が過去最多の9回発表されるなど、頻発化、激甚化する豪雨災害等に対する備えの重要性を再認識したところです。

命より重いものはないとの思いの下、大規模災害への備えのほか、今、万全を期さなければならない新型コロナウイルス感染症対策など、県民の皆さんの安全・安心を守る取組に、引き続き全力を尽くしていきたいと考えています。

特に、防災・減災対策については、ソフト、ハードの両面からの対策をさらに進化させることとし、予算規模を拡大し、引き続き全庁を挙げて取り組んでいきます。

中でも公共事業については、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策や、これまで本県が国に対して要望し、新たに制度化されることとなった河川等の堆積土砂撤去のための地方債等を最大限に活用しながら、防災・減災対策に資する取組を一段と加速させることとしており、リーマンショックによる経済対策も行った平成21年度当初予算以来の900億円台となる909億円を確保しました。このほか、医療・介護、健康づくり・がん対策、児童虐待、交通安全など、安全・安心を守る取組にしっかりと取り組んでまいります。

二つ目は、中小企業、小規模企業への支援です。

県民の皆さんの暮らしの安心を支えるため、好調な三重県経済をさらに発展させ、厚みを増していく必要があります。このため、本県経済を牽引している中小企業、小規模企業が経済の下振れリスクを乗り越え、引き続き地域社会の持続的な形成や維持に重要な役割を果たすことができるよう、また、安心して経営していくために、三重県中小企業・小規模企業振興条例の改正と相まって、中小企業、小規模企業への支援を新たなステージに引き上げていくという観点から、分厚い支援を実施していきます。

三つ目は、S o c i e t y 5.0とSDG sの取組です。

人口減少、超高齢社会の進行が加速し、これまでの社会モデルが通用しない時代に突入している中で、全ての県民の皆さんが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる社会をつくり上げていきたいとの思いから、AI、ロボット等の新たな技術を駆使して地域課題を解決するS o c i e t y 5.0の実現や、スマート自治体、また、誰一人取り残さないといったSDG sの理念を取り入れた取組を推進していきます。

このうち、SDG sに関する取組では、高齢者、障がい者、子育て家庭、生活困窮者、ひきこもりなどで生きづらさを感じている人たちが社会から孤立することがないように、包括的な支援体制の整備を進めます。

また、就職氷河期世代の就職支援や、外国人住民に対する日本語学習の支援、LGBT等の多様な性に関する相談対応等を実施していきます。

引き続き、健全な財政運営の持続性に十分配慮しつつ、私の初心である、命や暮らしを守り、三重県を元気にしていく取組を着実に推し進めるとともに、新しい時代における社会情勢の変化を的確に捉え、将来世代を含めた全ての県民の皆さんの未来を明るいものとしていく取組にも果敢に挑戦し、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） どれもこれも、大変重要な課題ばかりと思います。私ど

も新政みえとしても、知事に要望書も出させていただきましたけれども、それにダブる話だというふうに思います。

SDG s の関係ですけれども、取り残さないということで、今、ひきこもりの方たちが随分、年齢問わず増えておりますし、あるいは10月から幼児教育の無償化も進んでおりますけれども、朝鮮人学校の皆さん方、同じように働いて同じように税金を納めて住んでみえる、こういった方たちも、今、現実的には取り残されている。そんなことを思いますと、SDG s の課題にもしっかり取り組んでいただくということで、大変ありがたいなと思います。残っている部分もかなりありますので、頑張っていたきたいなと思います。

問題は、それを具体化していくための財政が健全なのかどうか、その点について質問させていただきたいと思います。

公債費や人件費の抑制で、財政健全化の取組を知事は進めてきた結果、県債残高や経常収支適正度の目標達成など成果が出てきている、そのようにこの間の提案でおっしゃいました。

私も去年、代表質問をさせてもらったときに、県債管理基金への積立て、今も話がありましたように、県民サービスの低下を回避するために確保するんだという理由で、去年は67億円を積み立てるのを見送ったという経過があります。県債管理基金というのは、公債が満期になったときに返せるようにちょっとずつ毎年積み立てていく、そういう資金であります。これを去年積み立てなかった。今年も、本来ですと75億5000万円を積み立てるべきところを、20億1000万円しか積み立てできなかった。これで今までできなかったのを足すと、今年の方も含めて153億円に膨らんできておるわけであります。

平成28年度には、企業会計から55億円の借入れをしております。新聞には禁じ手とかツケ払いとも言われておりますが、確かに、後世の、我々の子どもたちに先送りをしていく、そういうことになるんじゃないかなと思っております。

これから、こういった財政健全化に向けてどのような考え方をお持ちなのか、どのようにして返済をしていくのか、財政健全化の工程、あるいはロー

ドマップ、これをお示しいただきたいと思います。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、県債管理基金の積立ての見送りの県財政の状況とか、あるいは積立不足額、これをどのように解消していくか等につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

何度も申し上げますように、令和2年度当初予算の編成に当たりましては、要求時点におきまして財源不足が生じておりました。この解消に向けまして、予算編成過程で歳出面では総人件費の抑制、あるいは大規模臨時的経費などの事業費の精査、そして、歳入面では財政調整基金の活用ですとか、県有地の売却、あらゆる手だてを講じてまいったところでございます。

そして、これらあらゆる手だてを講じた後でも、なお、生じた財源不足につきましては、県民サービスの低下を回避し、必要な事業費を確保するため、今回やむを得ず県債管理基金の積立金の一部について計上を見送ることにいたしました。

県債管理基金でございますけれども、市場公募債、毎年200億円、発行しております、大体30年で返していくものなんですけれども、これを返すために将来に備えて積み立てているものでございます。今、令和2年度末現在の基金残高、これが222億円との見込みになっておりまして、今回、積立てを見送ったことによりまして、直ちに市場公募債の償還が困難となる状態になることはございません。しかしながら、将来の償還財源、これを確保していくためには、改めて積み立てていく必要があると考えております。

今後の推計でございますけれども、公債費につきましては、令和4年度頃までは高水準で推移していきますけれども、令和5年から令和8年にかけて段階的に減少していきまして、令和4年度と令和8年度を比べると、大体130億円ぐらい減少するという見込みになっております。このため、積立不足額153億円につきましては、今後の景気動向、あるいは国の地方財政対策の動向にもよりますけれども、この間に解消していきたいと考えておるところでございます。

加えまして、平成30年度の最終補正予算において34億円を積み立てましたように、毎年度の補正予算におきましても、県民生活への影響を十分考慮した上で、歳入歳出の状況を見ながら、可能な限り積立てを行っていきたいと考えております。

企業庁からお金をお借りしているところがございますけれども、これにつきましても、令和2年度当初予算におきまして、約定どおり20.5億円を返済させていただいたところがございます。

これまで、第二次三重県行財政改革取組、あるいは三重県財政の健全化に向けた集中取組に沿いまして、財政の健全化に取り組んできたことによりまして、経常収支適正度を2年続けて100%以下とするなど、その成果は着実に現れてきております。しかしながら、県債管理基金への積立ての一部を見送るなど、将来世代に負担を先送りすることのない、持続可能な財政運営には至っておらず、財政健全化はまだ道半ばであると認識しております。

このため、引き続きまして、新たに策定いたします第三次三重県行財政改革取組に基づきまして、歳入歳出両面における取組を進め、財政健全化への道筋を確実につけていきたいと考えております。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） いろいろ聞かせていただきました。

まだ道半ばという言葉が出ました。しかし、可能な限り頑張っていくということでもありますけれども、今後の景気動向とか税収なんかも、今回も新型コロナウイルス感染症の関係でどうなっていくか分かりませんが、そういったことも踏まえてしっかりと対応していただきたいと申し上げておきます。

次の課題に入らせていただきます。

観光戦略について、聞かせてください。

（パネルを示す）この表を見ていただきたいと思います。平成5年の式年遷宮以降の伊勢神宮の参拝客は、昨年の伊勢神宮の参拝者数が972万9616人ということで、一昨年よりも122万4363人増えております。平成25年の式年

遷宮とその翌年に続いて、去年は過去3番目となっております。

この経緯ですが、（パネルを示す）これは、平成24年以降、8年続けて年間800万人以上を維持しているということでございます。

伊勢の観光を考えると、やはり神宮参拝客の数というのがかなり大きな要素になっておりまして、遷宮から遷宮の間をどうしていくかというのは昔から一つの課題になっておりまして、8年続けて年間800万人以上を維持しているのが現状であります。これは、神宮の職員が1人ずつカウントしておりますので、外宮と内宮は、最近、外宮へ行ってから内宮という人もおりますので、ダブってくるということも想定されますけれども、一つの目安として考えて、我々はこれを参考にしているところでございます。

それから、もう1点、（パネルを示す）こちらは三重県全体の観光入込客の推移であります。三重県への観光レクリエーション入込客数は、ずっと新しい計算方法になってから右肩上がり、平成30年は4260万5000人という形になっておりまして、特に平成28年の伊勢志摩サミット、29年のお伊勢さん菓子博、平成30年のインターハイ、大きく伸びてきておるところでございます。

また、この原因は、県としていろんな行事、イベント等を誘致していただいたり、あるいはそれぞれの地域の頑張りといいますか、様々な仕掛けが功を奏したのかなと思っているところでございます。これからはこういったイベントだけに頼らずに、真の三重県ファンをつくっていく、そんなことも大事かなと思います。

少し、伊勢市、鳥羽市の観光戦略、紹介してみたいと思います。

インバウンドの一環として、伊勢市では幅広い層に向けて日本の多様な魅力を伝える、知日派の裾野を広げようという取組を行っております。具体的には、イギリスの公的文化交流機関でブリティッシュ・カウンシルというところがあるんですが、ここと伊勢市が日本とイギリスの交流年ということで、昨年10月7日から17日まで6組7人のアーティストの方に伊勢に泊まっていただきました。このアーティストの皆さん方は、イギリスの600人から選

ばれた人たちでありました。

日本に滞在しましたアーティストの方たちは、イギリスに戻ったらその体験を生かして新しい文化的関係を築きたい、そういうことだと思っております。

中身は、10月15日に行われました民俗行事であります初穂曳き、これも体験していただきました。また、座禅、茶道などの体験にも参加していただきました。また、伝統工芸の和紙の手すきとか根付とか、一刀彫なんかの職人のお話も聞いていただきました。さらには、鳥羽市の国崎で海女の話も聞いていただいた。

この体験は、既に美術手帖という雑誌に、ブックインブック、これはこういうものですね。（実物を示す）これにまとめられました。最近、これの日本語版というのが鈴木伊勢市長のフェイスブックに出ておりました。映像で発信されているんですけども、さらに、これからもアーティストの感性で捉えた伊勢を、それぞれの方がイギリスへ戻って作品として発表する、文化と観光の組合せという、そんなことに取り組んでおります。

また鳥羽市では、今、坂手島にあります水産研究所が老朽化しております。小浜地区に新しく建築して、ここへワカメとか黒ノリの種苗生産の技術を観光として見せていく、政策観光に力を入れたい、そんなことに随分力を入れておるようであります。

それぞれのお話を聞かせていただきまして、三重県は北から南まで本当に素晴らしいところがいっぱいありますので、県として、いっぱい魅力を、三重県ファンというのをつくっていくことが、これからの観光戦略でいいんじゃないかなと思っております。

この間の知事のお話の中にも、ユーチューブで海外向けの観光プロモーション動画が727万回ですか、これだけ見られているということでございますが、今、まさに三重県観光振興基本計画がこの議会で議論されているということでございます。そういった状況を踏まえて、三重県の観光戦略の新たな展開について考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） それでは、新たに策定する三重県観光振興基本計画に基づき、今後どのように観光振興に取り組んでいくのかについてお答えさせていただきます。

観光振興を効果的に推進していくためには、旅行者の行動を踏まえて三重の強みを生かしていく必要があります。近年、国内外からの旅行者の旅行スタイルが大きく変わってきており、観光情報の収集、発信手段においては多くの旅行者がスマートフォンなどのモバイル端末を利用し、デジタルツールの活用が重要になってきているほか、旅行形態においては、団体旅行から個人旅行中心に変化し、また、その地域でできる体験などに注目が集まるようになってきています。

三重県観光審議会委員からも、デジタルマーケティングが世界が当たり前になっている、ソーシャルリスニングなどにより旅行者の声を踏まえて取り組むべき、体験が楽しまれている、特別なもの、本物が求められているといった意見をいただいているほか、県内の観光事業者等へのアンケートやヒアリングでも同様の意見をいただいております。

新たな三重県観光振興基本計画では、次期式年遷宮が行われる約10年先を見据えて、県民、観光事業者の皆さん、観光地域づくり法人、市町との連携をより深めながら、世界の人々を魅了する三重の観光地づくり、人に優しい観光の基盤づくりを目指し、観光誘客の推進、観光産業の振興の二つの視点に基づき、オール三重で観光振興に取り組みます。

特に本計画では、戦略的な観光マーケティングに注力することとしており、デジタルの力を活用した事業を進めてまいります。デジタルツールを活用し、旅行前の旅への興味喚起に向けたプロモーション、旅行中の情報取得や受入れ環境の充実、旅行後の旅行者自身によるSNS等を通じた情報拡散など、旅行者の行動様式を刺激し、客が客を呼ぶサイクルを確立するための三重県版観光スマートサイクル確立事業等を実施することで、観光客の満足度を向上させ、新規顧客の獲得やリピーターの確保につなげます。

取組を進めるに当たっては、三重県ならではの本物の魅力を動画として発信することなどにより、旅のきっかけづくりを行うとともに、スマートフォン一つで三重を満喫できる環境づくりを行い、ストレスフリーな旅行を実現し、旅行者自身による旅行後のInstagramでの投稿促進などを通じて三重の観光魅力を拡散させ、三重の観光ブランド力をさらに高めていきます。

また、三重県版観光スマートサイクル確立事業等で得られたデータを、市町や観光地域づくり法人、観光事業者等に活用いただき、地域の戦略や事業計画の策定、商品の開発などサービスの向上につなげるとともに、市町と連携して取組を進めてまいります。

例えば、市町等と連携し、本物の海女の仕事や生活に触れる体験プログラムの磨き上げを、県の事業だけでなく国の事業も活用しながら取り組むなど、オール三重で世界から選ばれる観光地域づくりに取り組んでまいります。

[43番 中村進一議員登壇]

○43番（中村進一） 観光について、局長のほうから、本来の三重県の魅力を、これからの時代なのでSNSなんかを使って広げていくという話がありました。それをしっかりと進めていただきたいと思ひますし、鳥羽市や伊勢市が取り組んだ形とダブってくると思ひますし、ぜひ生かしていただきたいのですが、知事にお聞きしたいのです。

今、IR、いわゆるカジノを含む総合型リゾート、これも全国で3か所という話が出ておまして、三重県は手を挙げているわけやないと思うんですけども、今、局長がずっとおっしゃいました、私も三重県の魅力と言ったんですけど、観光とはまた若干違う部分があるんですが、こういったものを桑名市長、あるいは三重県商工会議所連合会のほうから調査研究すべく要望があったと聞いておりますが、これに対して知事の、私は三重県にとってあんまり似合わないなと思うんですが、その辺の考え方をお聞かせください。

○知事（鈴木英敬） IRについての考え方ですけれども、今、議員からも御紹介がありましたとおり、国で全国3か所を上限に計画認定ということで、観光庁から去年9月に基本方針案が公表されて、今後、方針が決定されてい

く予定ということです。

県内においては、同じく9月に三重県商工会議所連合会、あるいは桑名市長から、IRの調査研究について御要望をいただきました。

こうした要望を踏まえまして、県としましては、様々な観点から、例えば隣県でIRができた場合にそういうのをどう活用するかとか、そういうことも含めて中長期的な視点で研究を進めています。

しかしながら、周辺地域の治安、青少年の健全育成への影響、依存症の増加、こうした社会的懸念などに対しての県民の皆さんの不安もありますので、決して誘致ありきではなく、あらゆる可能性を慎重に研究していくということが前提であることは変わりはないということでありまして、なお、令和元年9月の国からの意向調査においては、区域整備計画の認定申請を行う予定はない旨を回答しています。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） あくまでも調査ということですが、やっぱりカジノ依存だとか、あるいは、いわゆるギャンブル依存とか、あるいは青少年の健全育成とか、あるいは治安の問題とか、マイナーな部分がやっぱり出てきますし、今回このことで汚職もありました。今、起訴されている方には国会議員もいるわけでありまして、そういったこともしっかりと考慮していただきたいなと思います。

次は、太平洋・島サミットについてお聞かせいただきたいと思います。

私はすばらしいことだというふうに、誘致を、令和3年ですか、志摩市で開催されるということで、志摩市長ともお話しさせていただきましたけれども、島国をめぐる課題、地球温暖化による海面上昇だとか、あるいはここでも発言させていただきましたけれども、マイクロプラスチックの課題だとか、あるいは漁業、防災、パラオとの関係とか、志摩市では真珠つながりとか、こういったことを考えますと、本当に身近なテーマがいっぱいだと思うんです。

ただ、国体等とも重なってくるし、財源的にも大変だと思いますし、果たしてそれだけのことができるのかどうか。やっぱり財源的なことを考えます

と、県民の皆さんはまだいまいち、何をやるんやろう、太平洋・島サミット、何やろうという感じなので、しっかりとした県民に対するPR、そういったものも大事かと思うんですが、この目的、意義とかそういったものについて聞かせていただければと思います。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 太平洋・島サミットを開催する目的、そして県民へのPRなど、開催に向けてどう取り組んでいくのかについてお答えさせていただきます。

伊勢志摩サミット開催から5年、パラオ共和国との友好提携締結から25年の節目となる令和3年に、伊勢志摩サミットの実績や本県が漁業資源の持続可能な利用に積極的に取り組んできたことなどが評価され、伊勢志摩サミット開催後、開催予定も含めて60件もの国際会議を誘致してきた本県において、第9回太平洋・島サミットが開催されることが今月3日決定いたしました。

太平洋・島サミットは、各国の首脳が集う大規模な国際会議で、3年ごとに日本で開催されています。参加国は、日本のほか、パラオ共和国をはじめとする太平洋島嶼国など19か国と地域で構成されています。

2018年の第8回太平洋・島サミットでは、海洋資源、防災、環境保全、交流の活性化などが議論され、太平洋島嶼国におけるこのような課題は本県の課題とも共通しています。太平洋・島サミットの開催により、本県の取組を加速させるとともに、太平洋島嶼国の課題解決に貢献していきたいと考えています。

太平洋・島サミットの成功に向け、2月7日、庁内推進体制として、知事を本部長とする太平洋・島サミット推進本部を新たに設置しました。さらに、県民全体での取組につなげるため、関係機関、団体、市町など、オール三重による推進体制についても整備を検討しています。

まずは3月4日、太平洋島嶼国の現状をしっかりと認識するため、国際機関太平洋諸島センターから講師をお迎えし、県職員を対象とした太平洋・島サミット講座を開催するとともに、3月2日から4日にはパラオ共和国との交

流拡大に向けた意見交換も予定しています。

これらの取組をスタートに、太平洋・島サミットが安全かつ成功裏に開催できるよう、伊勢志摩サミットのレガシーを最大限に生かし、関係者の皆様とともにオール三重で万全の体制で準備を進めるとともに、サミットの開催を通じて国際会議の誘致が一層進み、三重県の魅力や先進的な取組が国内外に広く発信されるよう取り組んでまいります。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） 太平洋・島サミット、一般の方たちにはまっていくのに時間がかかるかなと思いますので、予算のことも、そして体制のことも、また、今おっしゃったように国際会議なんかは志摩半島を中心に定着していく、そういうことにつながればええかなと私も期待もしているんですけども、PRをしっかりとこれからやっていただきたいなと思います。

平和の課題へ入らせていただきたいと思います。

アメリカの冊子で原子力科学者会報というのは、表紙に毎年、人類滅亡までの危険度を測る数値時間が発表されるんですね。2020年現在は、終末時計の残りが100秒と出ております。危険度が増してくると時間がどんどんなくなっていく、安全になってくるとまた元へ戻るんですけども、ちょっと嫌な時代になっているなと思っております。

それと直接関係ないかどうか分かりませんが、三重県でも初めてづくしが3回連続でございました。日米共同による軍事訓練があったわけでありまして。三重県の沖縄化が進んでいるんじゃないか、そんなことを心配しております。

昨年は2月4日から15日、そしてこれで終わりだと思ったら、12月1日から12日とオスプレイが伊勢にもやってまいりました。そして、今月、2月1日から10日間、これはちょっと情報がないので分かりませんが、マスコミで見たのですが、松阪沖で、海上自衛隊と米軍が掃海艇で海中の魚雷を除去する訓練が行われたということでございます。

鈴木英敬知事のときに狙ってなのか分かりませんが、初めてづくし

でアメリカ軍がやってくる、こういうことがあったわけでありますけれども、オスプレイのときは、知事は東海防衛支局に申出もしていただいて、そして検証もしていただいたりしておるわけですが、私自身は3回連続でアメリカ軍がやってくる、このことについてどうなのかという思いがあるんですが、まずは、知事の感想なり何らかのアクションを起こされているのかちょっと聞かせてください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重県における日米共同軍事訓練の関係で、常態化の懸念など考え方について答弁させていただきたいと思います。

日米共同訓練には、陸上自衛隊により実施されるものや海上自衛隊によるものなどがあります。陸上自衛隊では、年度ごとにどの部隊がどの訓練をするのかを各部隊の過去の訓練実績や所在地の行事等を勘案し、米軍と協議して決めていると聞いています。

明野駐屯地にオスプレイが飛来することとなった訓練は、沖縄県民の負担軽減に向けた米軍再編に係る訓練移転の枠組みに含まれており、平成28年度から全国各地で計10回実施されてきました。

平成28年度及び平成29年度は、三重県では行われていません。平成30年度と令和元年度の訓練が滋賀県の饗庭野演習場等で実施されるに当たり、明野駐屯地がオスプレイの整備を含む駐機場所として使用されたことから、年度をまたいだものの、結果的に同じ年に2回行われることとなりました。

このことを踏まえ、昨年11月には防衛省東海防衛支局長に対し、今後、三重県内における米軍のオスプレイを使った訓練を常態化しないよう強く申入れを行い、次年度以降の本訓練について関係自治体からの懸念に最大限配慮し、十分対応してまいりたいとの回答を得たところです。

一方、令和2年2月に実施された伊勢湾における掃海訓練は、海上自衛隊が計画したもので、相互理解や意思疎通を図るため、これまで行ってきた訓練と同様の訓練を米海軍と共同で行ったものであり、平成31年2月及び令和元年12月に実施された陸上自衛隊による訓練との間に特に関係はないとのこ

とです。

日米共同訓練の実施は我が国の防衛に関する事案であり、国において十分な議論がなされるべきと考えますが、住民の日常生活に影響が及ぶ場合も考えられますので、今後、日米共同で行われる訓練の実施に関する情報があれば、県民の命と暮らしを守る観点から、県民生活への影響を十分勘案し、適切に対応してまいりたいと考えております。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） 知事の考え方を聞かせていただきました。

もう1点だけ、聞かせていただきたいと思います。

沖縄では、2017年まで、沖縄復帰後、米軍が絡んだ飛行機の事故が738件あるんですね。そのうちの47件は墜落ということでございます。また、様々な犯罪等が5967件起こっております。これは全部、日米地位協定の関係があって、なかなか地方自治体が入れないとか、あるいは日本の法律が対応できないとかそんなことがありました。

知事は、全国知事会の中で米軍基地負担に関する研究会というところで、この日米地位協定の課題について中心的に委員として検討もしていただいたのですが、こうやって3回も海上自衛隊とか、いろんな日本の自衛隊が絡みますけれども、アメリカ軍が絡んだこういうことが増えてくる、もちろんやめていただいたらええわけでありますけれども、日米地位協定のことも、やはり三重県としても考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

このことについて、知事のほうから国に対して何らかの意見を言うなり、アクションを起こすなり、そんな考え方はないのかどうか聞かせてください。

○知事（鈴木英敬） 日米地位協定の関係ですけれども、今、議員から御紹介いただきましたように、私もメンバーとなった研究会で、平成30年、全国知事会として、日米安全保障は国民の生命、財産や、領土、領海を守るために重要であるとの前提の上で、日米地位協定の見直しを図り、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件、事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの保障などを明記することなどを求める提

言を取りまとめ、知事会として要請活動も行ってまいりました。

日米地位協定の取扱いは、我が国の外交、安全保障に関する事項ですので、国で大局的な観点から議論いただくことが重要と考えますが、住民の生活に影響を及ぼす可能性もありますので、先ほどの事件、事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの保障など、そういうようなことの検討とか、あるいは関係自治体や住民に対する十分な情報提供、説明を尽くす、そういうことを国がしっかりやってもらう必要があると思っておりますので、引き続き、全国知事会を通じてそういう適切な対応を国に求めていると思います。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） これはもう知事をお願いするしかないので、しっかりと国に対して、地方自治体、県民の健康と命を守るトップの方でございまして、しっかりと話をさせていただきたいと思っております。

次に、今年はさきの戦争が終わってから75年目になります。節目として、節目節目に、災害もそうですけれども、過去のそういう悲惨な状況を後世に伝えていくこと、すごく大事なことだと私は思っております。そういった意味で、こういう場で、今までも戦後50年のとき、60年のとき、70年のとき、いろいろお話をさせていただきました。今年は75年目ということで、県として、後世に戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えるために、何らかの行事といいますか、イベントといいますか、そういったことをする予定があるのかどうか聞かせてください。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、平和啓発について戦後75年を踏まえてどう取り組むのか答弁させていただきます。

今年で終戦から75年という節目の年を迎えておりまして、県内でも戦後生まれの方が8割を超え、県民の皆さんの多くが戦争を知らない世代となるなど、戦争の悲惨な実態と教訓が風化することへの懸念は年々大きくなっております。

特に、戦争を実際に経験された方々の高齢化が進んでおりまして、戦争の

悲惨な実態を実体験として語り継いでいくための時間的な猶予が少なくなっていることから、喫緊に取り組まなければならない課題であると認識しております。

本県では、伊勢志摩サミットを契機としまして、平成29年度から未来につながる平和発信事業に取り組んでおり、若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝える機会を設けてまいりました。

今年度は、戦争、被爆体験の伝承活動に取り組む県内と広島県の高校生が、その成果を発表し交流を深める活動発表会を開催いたしまして、例年よりも多くのメディアに取り上げられました。参加した高校生からは、私たちにもっとできることがある、多くの人に伝えて心に残してもらおうことが平和につながるという頼もしい発言が聞かれました。

来年度につきましても、県内戦争体験の伝承と被爆地広島との連携をキーコンセプトに、広島平和記念資料館から借用した被爆関係資料や、県総合博物館所蔵の県内戦争関係の実物資料などを展示するとともに、広島県との平和啓発取組における学生の交流を継続しながら、未来に平和をつないでいくために主体的に取り組む両県の若い世代の活動に焦点を当てた企画の開催や、広島県が主催しておりますひろしまジュニア国際フォーラムへの、県内高校生の派遣に取り組むことなどを検討しております。

今後、事業の内容について、本年が戦後75年であるという趣旨を踏まえたものとなるようさらに検討を進めまして、未来を担う若い世代を中心として、幅広い県民の皆さんに戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるとともに、平和について考え、行動いただくきっかけとなる取組にしていきたいと考えております。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） いいことをしてもらおう雰囲気でしたけれども、予算を見たら87万円でしたか、何ができるのかなと思いましたが、意気込みを聞かせていただきましたので、戦後75年ということで、しっかりとやっていただきたいなと思います。

伊勢市のほうも、随分、今年是非核平和都市の関係があつて、いろんな催しもマンネリ化にならないようにいろんなことをやっておりますので、そういう平和活動をやっている市との連携もぜひやっていただきたいなということをお伝えして、時間がなくなりましたがけれども、産業廃棄物対策について質問させてもらいます。

今会議に、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例が出ておまして、1点だけこの中で聞かせていただきたいのは、住民の同意要綱ですね。今までは産廃の施設を造ろうと思うと、そこの周辺の住民の8割の方の同意が要った、判を押さなければできなかったんですけども、今回、これを撤廃するというところでございます。

私、実は平成10年、22年前ですが、北川知事のときに、当時、産廃問題が多かったので、この要綱を、住民の同意というのは絶対に外さないでという話をさせてもらいました。これは大事だということで、そのまま続けるということだったんですが、今回、22年たって何がどうなっているのか、まず聞かせてください。

〔中川和也環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也） 産廃条例の改正につきまして、御答弁させていただきます。

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例は、施行後10年が経過し、現行条例の課題について学識者等の意見も交えながら検討してまいりました。

この中で、産業廃棄物処理施設の設置等に係る許可申請の事前手続につきましては、事業計画者への義務規定を条例本則ではなく指導要綱で規定していることや、事業計画者に同意書の取得義務を課すことが土地利用に係る財産権の侵害につながり得るといった、法的な面での課題があることが明らかになってまいりました。

こうした課題を解消するため、新たな合意形成手続においては、事業計画者に対し、事業計画書の公告、縦覧、住民説明会の開催、住民意見に対する

見解書の作成及び公告、縦覧などを義務づけることにより、合意形成過程の透明性を高めるとともに、生活環境保全上の観点からの周辺住民等との十分なリスクコミュニケーションを確保し、周辺住民等からの意見に最大限配慮することを求める制度としております。

このように、今回の制度の見直しにより、合意形成手続が一層厳格となり、周辺住民等と事業計画者との合意形成を図る上でよりよい制度になるものと考えております。

県としましては、説明会の実施や広報媒体の活用等により、新たな制度について確実な周知を行うとともに、事業計画者に対し十分に指導を行いながら、当該制度を厳正に運用してまいりたいと考えております。

〔43番 中村進一議員登壇〕

○43番（中村進一） ありがとうございます。

今の答弁の中で、今までよりも一層厳格になるという言葉をいただきました。見せていただいたところ、少し曖昧さが残っているんですが、また、これは引き続いて聞かせていただきたいと思います。

時間が参っておりますので、今日はたくさんの課題、しっかりと聞かせていただきましたので、それぞれチェックしていきたいと思います。

結びに当たりまして、私も一句を残していきたいと思います。「軍事より島サミットなら 大歓迎」ということで終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 30番 小林正人議員。

〔30番 小林正人議員登壇・拍手〕

○30番（小林正人） 自由民主党県議団、鈴鹿市選出の小林正人でございます。

今日は初めての代表質問でありますけれども、我が会派の津田議員を筆頭に、5期生の先輩方に大変心温まる機会を与えていただきましたことを感謝しながら、質問させていただきたいと思います。

質問に先立ちまして、まず、年明けから猛威を振っている新型コロナウイルス感染症に関してですけれども、県内感染者が1月末に確認されました。

それ以降、知事を筆頭に、執行部の皆様におかれましては迅速にいろいろ対応され、今現在も感染予防対策や風評問題に対して予断を許すことのない対応をしておると聞いておりますので、これからも万全を期してやっていただきたいなど、そのようにお願いをいたします。

それでは議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきたいと思えます。

まず、一つ目でありますけれども、めざすべき三重・あるべき三重の姿とはというふうに置かせていただきました。

鈴木知事におかれましては、平成23年に知事に就任され、以降、防災・減災対策を政策の1丁目1番地に位置づけ、幸福実感日本一の三重の実現を掲げられ、あらゆる分野に精通し、課題問題解決に向けて取り組んでこられました。

少し個々に言うのであれば、昨今の大型化する自然災害や豚コレラの問題、アコヤガイの大量へい死問題に対応、対処するなど、いわゆる安心して暮らせる三重づくりを。また、本年は東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されることや、来年には三重とこわか国体・三重とこわか大会が控えていることから、スポーツで躍進する三重づくりを。さらには未来への希望、挑戦する三重、つながり広がる三重づくり等に取り組まれておられます。これらの実績は十分承知いたしておりますけれども、その反面、最近、こうも思うようになりました。

特に、私の地元に戻って思うことでございますけれども、数十年前から、ほとんど感覚的ではありますけれども、何も変わっていないのではないのか。確かにいろいろな構造物ができ、技術の革新等で便利で生活はしやすくなりましたが、これは、特に行政が際立った発想を出したり、取り組んでなしたことでなく、時代の進展とともに当然なるべくしてなった結果でしかないのでは。このことはある意味、行政が時代の進展を見守り、それに伴った政策や事業を地道に行ってきたからこそ、そこに安定ができ、実感が湧かないということかもしれません。

そこで、改めてではあります、令和という時代に入って初めての当初予算編成ということもありますし、知事は新しい時代に入って、この三重県をどのような姿に、何を目指されるのかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 令和という時代を迎え、目指すべき三重、あるべき三重の姿についての考え方を答弁させていただきます。

平成から令和へと元号が改まり、新元号が地位や身分に関係なく幅広い階層の人々に詠まれた万葉集からの出典であるということに、包容力や多様性を大切にしていくという新しい時代への思いを酌み取ることができます。

知事として、伝統を重んじつつ新しいことにも果敢にチャレンジし、新しい時代をつくっていくという、新元号に込められた強い決意を受け止め、夢や希望に満ちあふれ、一人ひとりがそれぞれの花を咲かせることができる社会をつくらなければならないと切に感じているところです。

こうした思いの中、今定例会合議に成案を提出したみえ県民力ビジョン・第三次行動計画では、時代の分水嶺の先を目指すべき三重の姿を、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会として捉えています。

具体的には、将来に対して不安を感じることなく安心して暮らすことができる社会、自分に合った暮らし方、自分らしい生き方を選択できる社会、ライフステージに応じて多様な働き方ができる社会、より高い目標に向けてチャレンジができ、失敗しても何度でも挑戦できる社会、家族の絆や地域のつながりを感じ、支え合って暮らすことができる社会、美しい自然や多彩な文化などの魅力あふれる地域に愛着や誇りを感じながら暮らすことができる社会、活力のある様々な産業が発展する中で目指す仕事に就き、生き生きと働くことができる社会の七つの社会像をイメージしており、その実現に向けて県民の皆さんとしっかり共有し、新しい豊かさを享受できる三重づくりを進めていきたいと考えています。

人口減少、超高齢社会の進行が加速し、これまでの社会モデルが通用しな

い時代に突入している中で、県政を取り巻く様々な課題を解決するためには新しいアプローチが求められています。そのため、みえ県民カビジョン・第三次行動計画では施策展開のよりどころとして、協創の視点に加え、新たに Society5.0とSDGsの視点を取り入れることとしています。

みえ県民カビジョン・第三次行動計画をはじめ、今後の県政運営の指針となる多くの中期的な計画がスタートする令和2年度は、こうした新たな視点を取り入れ、政策の実行力を高めながら、ウェアラブル機器を活用した生活習慣の改善など、全国トップクラスの健康づくり県を目指す取組、AI技術を活用した児童虐待対応支援システムの全児相への展開、脱炭素宣言ミッションゼロ2050みえに基づく県域からの温室効果ガスの排出実施ゼロを目指す取組など、命や暮らしを共に支え合う取組を進化させるとともに、みえデータサイエンス推進構想（仮称）に基づくデータ活用プロジェクトの創出・推進の支援、自動運転やMa a S、空の移動革命の促進など、輝く未来、新しい時代のブレイクスルーを目指す取組、全国を先導する取組にも果敢に挑戦していきたいと考えています。

このように、未来志向で県民の皆さんとの協創の取組を一層進めるとともに、Society5.0を支える技術を活用した取組や、経済、社会、環境の三つの側面からの統合的な取組に挑戦することで、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現につなげてまいりたいと考えております。

今、小林議員がおっしゃったような、やはり県民の皆さんの実感というのも大変重要だと思いますので、今申し上げたような目指すべき社会をしっかりと掲げるとともに、日頃からのそういう行政の仕事などに対する県民の皆さんとのコミュニケーション、そういうものを大切にしながら、県民の皆さんが実感として、あっ、改善してきたなというふうに感じていただけるように最大限しっかりと努力し、汗をかいていきたいと思っております。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。知事の思いが非常によく分かりま

した。

三重県のあるべき姿として現状安定型というのと、先ほど知事の答弁にもたくさん出てきましたけれども、リスクはあるけれどもチャンスもかなり多くあると、そういう二つの見方があると思うんですけれども、私はどちらかということの後者のほう、リスクが多少あるかもしれないんですけれども、挑戦が多くかなうようなそういう三重県、今後つくっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、令和の時代も幸福実感日本一の三重の実現を目指されるからには、やはり県民に本当に幸福を実感していただければなりません。戦略企画部の第8回みえ県民意識調査の集計結果報告書を見てみますと、幸福感を感じていると答えられた方は、第1回調査、平成23年度の6.56からは上昇傾向にあります。第6回の平成28年度調査からは微減ですが下がり続けております。

原因としては、幸福感を判断する際に重視した事項を見ると、健康状況、家族関係、家計の状況という事項等が実感していないと答えた方が50%を超えており、こういったところに問題が多くあるのではと考えられます。

また、地域や社会の状況についての実感においては、15の政策分野に分けられ、その中でも幸福実感指標で実感していない数値が高いものを見てみますと、高い順に、働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ている、次いで、性別や年齢、障がいの有無、国籍にとらわれず、誰もが社会に参画できている、3番目に災害の危機への備えが進んでいる、4番目に国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいるというふうになっております。1万人アンケートとはいえ、これだけはっきりしたデータが出ているからには何か改善策を打たなくてはと思いますし、そうでなければ全体の幸福実感度は上がらないままではと思います。

そこで、総務部長にお聞きいたしますが、これらの集計結果を踏まえて、先ほどは一部の分野しか話しませんでした。各分野にまだまだ実感していない層が多いところ、例えば、道路や公共交通機関等で充実している、これなどは、実感していないが52.4%もあります。全ての分野を見て、県民が実

感している、していないということを勘案して、今回、令和2年度、各部署の事業の内容や本数の精査、額は別にして、予算編成等、きちっと各部署に割り当てることができたのか、その際、どんなことに重きを置き、どんなことに注視されたのかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○総務部長（紀平 勉） みえ県民意識調査、これを踏まえた当初予算編成の考え方について、お答えをさせていただきたいと思います。

みえ県民意識調査結果につきましては、各部署と情報共有いたしておりまして、今後に向けた政策立案の重要なデータとして、今、議員がおっしゃったように活用しております。また、毎年度の三重県経営方針にも反映しているところでございます。

みえ県民意識調査の調査結果などから把握して、新しい行政課題、これをどう対応していくかにつきましては、まずは各部署におきまして事業の優先度の判断を行っていただきまして、各部の一般経費というものの中で対応することといたしております。

また、それらの分析とか評価、あるいは各施策の進捗状況等を踏まえまして、昨日、政策協議におきまして、翌年度、経営資源、これをどこへ重点していくかということを議論して、三重県経営方針、これを策定しているところでございます。

当初予算編成に当たりましては、三重県経営方針で示されました翌年度におけます重点取組、これに最優先に配分できるように、一般経費とは別に特別に枠を設定いたしまして、全庁的な調整を行っているところでございます。

令和2年度当初予算調製方針では、令和2年度三重県経営方針（案）におけます重点取組の考え方に基づく優先順位の高い取組について、特定政策課題枠として別枠で要求できるということにしておりまして、予算編成の結果、68の事業、合計で6億8800万円余りを計上しているところでございます。

この中でございますけれども、例えば、第8回みえ県民意識調査の中で、県民の皆様が幸福感を判断する際に重視した事項として、健康状態と答えられた方の割合が一番高くなっておりますので、これを踏まえまして、健康づ

くり、がん対策につきましてもは様々なデータとかテクノロジーを活用して、県民の皆さんが主体的に取り組む健康づくり、あるいは企業の経営向上にもつなげる健康経営に向けた取組、肺がん検診の受診向上に向け、人の行動をよりよい方向に誘導するナッジ理論に基づく県独自の受診勧奨資料の作成によりまして、市町を支援する取組などを特定政策課題枠として計上しております。

一方、この調査で実感しない層の割合が高い、例えば、多様な人材が活躍できる雇用の推進、人権の尊重とダイバーシティ社会の推進といった政策分野のうち、就職氷河期世代に対する支援の充実、あるいは障がい者の方々が職場定着につながる仕組みづくり、外国人の方々に対する日本語教育や、LGBTをはじめとする多様な性的志向や性自認に関する相談体制の充実など、これを特定政策課題枠として計上しております。

各部局におきまして、それぞれ施策を持っておりますので、その中で県民意識調査を分析しながら、よりよい実感を持っていただくために、どのような施策を展開すればいいかということを考えていただいているところであります。

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画のスタート年度であります、令和2年度当初予算におきましては、みえ県民意識調査の調査結果などを踏まえまして、県民の皆さんの安全・安心と未来への希望を両立させる予算として編成いたしました。これらの取組を通じまして、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画に掲げます、三重県らしい、多様で、包容力のある持続可能な社会の実現に向けて、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。今後も、引き続きしっかりと取り組んでいただければと思います。

また、今回、県民幸福実感を上げるという狙いにおいて、非常に有効だと思われ、住民参加型予算みんつく予算でありますけれども、約5000万円規模で計上されました。

200を超える事業が県民の方から提起をされ、1か月間の投票の結果、最終的には、みんなで作る避難所プロジェクト事業をトップに六つの事業が残りました。しかしながら、7番目以降の事業においても得票率は非常に拮抗しており、内容的にも非常にいいものがたくさんありました。

その一つを紹介させていただきますと、有効投票数406票で第7位であったんですけども、命を守る、命をつなぐ、三重県ペット防災事業であります。これら、今回はみんなつく予算としての計上は無理でしたが、これからの未来のためには大変有意義な事業であり、その他の事業も含めて、今ある既存の事業の中でできるところは反映させるべきだと考えますが、総務部長のお考えをよろしく願いいたします。

○総務部長（紀平 勉） 令和2年度当初予算から導入いたしました県民参加型予算、いわゆるみんなつく予算でございますけれども、国内外から229件の御提案をいただきまして、提案に基づく20の事業につきまして、2881名の県民の皆様方から6505票の投票と613件の御意見をいただいたところでございます。

当初でございますけれども、得票数だけでなく、いただいた御意見、これも踏まえて事業採択することも考えておりましたけれども、提案内容を応援する内容の御意見が多くを占めておりまして、得票結果を左右するまでに至らなかったことから、設定いたしました予算総額、当初5000万円でございますけれども、この範囲内で得票数の上位から六つの事業を採択することといたしました。

それで、採択に至らなかった提案につきましても、県政運営の参考となる貴重なアイデア、あるいはヒントがあることから、知事査定の際に知事から、各課の施策に反映させるなど今後の参考にするようにという指示をなされたところでございます。

これを受け、例えば、今、議員に御紹介していただきました、得票数が7位、命を守る、命をつなぐ、三重県ペット防災事業でございますけれども、これにつきましては医療保健部におきましてペットの防災対策に係る啓発資

材の作成、あるいは提案の趣旨を踏まえた取組を行うということでお聞きしております。

それから、このほかにも啓発とか情報発信、住民参画、民間企業との連携など、各部署が事業を実施する上で取り入れることが可能な提案につきましては積極的に取り入れていただいて、今後の施策に生かしていただきたいと考えております。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。ぜひともよろしく願います。

何回質問しても難しいものですね、時間の配分というのは。本当に御丁寧に答弁していただきますので、一つの質問に大体10分ぐらいと考えておったんですけども、さらにかかなりの時間がたってしまいました。腹をくくりました。最後のほうの質問はひょっとしてできないかも分かりませんが、引き続き質問を続けさせていただきたいと思います。

環境問題についてであります。

その中で、まず、地球温暖化対策についてお聞きしたいと思います。

この問題については、国家間レベルで話し合うものであると同時に、国民一人ひとりが事の重大さを認識し、それぞれができる範囲で個々に対応対処しなければ解決の糸口をつかむことさえできない非常に難しい問題であることから、今回、本県として何をどこまでできるのか、やらなくてはいけないのかという思いで質問をさせていただくことにいたしました。

まず、既に御承知のこととは思いますが、温暖化とはどういったことか、どのような問題が起こるのか、それに対してどのような対処、取組が行われているのかということをお聞きしたいと思っております。

地球温暖化とは、大気中にある二酸化炭素やメタン、フロンなどの温室効果ガスが増え過ぎ、宇宙に逃げようとしていた熱が地表にたまり過ぎることで気温が上昇したり、地球全体の気候が変化することです。

また、CO₂の排出が急激に増え始めたのは18世紀の産業革命以降で、石

炭や石油などの化石燃料を燃やし、たくさんのエネルギーを得るようになった結果、大気中のCO₂が急速に増加、これが温暖化を引き起こす主な原因と言われております。

また、この温室効果ガスは約80%を二酸化炭素が占めており、この排出量は世界約190か国で総量330億トン、多い順に、中国が全体の28%、アメリカが15%、インドが6.4%、ロシアが4.5%、日本が3.5%となっており、国民1人あたりに換算いたしますと、多い順に、アメリカ、オーストラリア、韓国、ロシア、日本の順になります。ちなみに世界平均は約4.5トン、これに対し日本は約9トンと、ちょうど2倍を排出している状況であります。

また、国内のCO₂排出の分野別の割合ですが、少しここでパネルを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）少し古いデータでありますけれども、2017年度で全体で11億9000万トン、最も多いのが発電等のエネルギー転換部門で41.3%、次いで、鉄鋼業等の産業部門で24.9%となっており、家庭部門でも5%を排出している状況となっております。

三重県の現状はというと、令和元年度版環境白書によれば、CO₂排出量は平成28年度で2万5151トン、全国排出量の約2%を占めており、部門別に見ますと、産業部門が57.4%、次いで運輸部門が15%、家庭部門では3.8%となっております。

では、具体的に温室効果ガスの排出量が増え温暖化が進めば、どのような問題が起こるのかということですが、まず身近なところからは、昨今の台風等の大型化やゲリラ豪雨のようなものを想像されると思います。

世界的規模で考えれば、IPCC、気候変動に関する政府間パネルが第5次評価報告書の中で、このまま気温が上昇を続ければ、一つ、高潮や沿岸部の洪水、海面上昇による健康障害や生計の崩壊、二つ目として、大都市部への内水氾濫による人々の健康障害や生計崩壊、三つ目として、極端な気象現象によるインフラ機能の停止、四つ目として、熱波による死亡や病、五つ目として、干ばつによる食料不足、六つ目として水資源不足と農業生産減少、七つ目として生態系、生物多様性への影響等のリスクを示しております。

そして、今現在、産業革命より世界平均気温は1度上昇しており、そのスピードも年々加速しております。世界気象機関WMOによると、2019年は温室効果ガスの影響で、世界の平均気温が過去5年間で観測史上最も高かったという発表がありました。このまま、経済活動を続ければ、21世紀末には4度前後の気温上昇が予測されており、そうなれば、さきに話しましたリスクの解消は致命的であり、想像もつかない悪影響が出ることは間違いありません。

こうした影響を防ぐため、2015年、世界各国による国際交渉、産業革命から平均気温の上昇を2度未満に保ちつつ、1.5度に抑える努力を追求するパリ協定が採択されました。

我が国においても、同年、2030年度までに温室効果ガスを2013年度比で26%削減するという約束草案を国連に提出し、この目標を達成するため、特に家庭、業務部門においては約4割を削減する、そのためには、温暖化の現状や対策への理解と機運を高め、国民一人ひとりの自発的な行動を促進する普及啓発が極めて重要なことから、地球温暖化対策推進法が施行、さらに事の緊急性から、平成28年3月に一部改正案が閣議決定されました。

また、三重県においても、令和元年度12月に2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すことを趣旨とする、脱炭素宣言が行われたところであります。

以上、少し長くなりましたけれども、このようなことから、冒頭申しましたように、地球温暖化対策は非常に大きな問題でございますけれども、県民一人ひとりが、また市町が、県が、それぞれに真剣に今取り組まないと絶対前には進まない問題であると思います。また、部門別で取り組むことを考えると、企業等においては大きく影響があるところも出てくると想定いたします。県当局のこの問題に対する考え方、取組等、お聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） それでは、地球温暖化対策に対する県の取組

について御答弁申し上げます。

地球温暖化対策について、県ではこれまで、温室効果ガス排出を削減する緩和の取組を推進するため、三重県地球温暖化対策実行計画に基づき、地球温暖化防止活動推進センターや、環境学習情報センターと連携した普及啓発や環境学習等により、省エネ家電や電気自動車への買換え、家庭や事業所での再生可能エネルギーの利用等を促進しております。

一方で、県では温室効果ガスの排出削減に取り組みながらも、既に現れている気候変動の影響に適応していくための取組を全国に先駆けて始めており、県内における気候変動の影響等をまとめたレポートを発行し、また、昨年4月に設置されました三重県気候変動適応センターと連携して、適応の取組を進めているところでございます。

企業等に対する取組でございますが、大規模事業所に、三重県地球温暖化対策推進条例に基づく計画書制度による、自主的な温室効果ガス排出削減に取り組んでいただいているところでございます。

最新のデータである2017年度までの3年間に、321事業所のうち79.1%の事業所が計画書の目標を達成しております。県の排出量の約6割を占める産業部門から排出される温室効果ガスは、2016年度において2005年度比で部門別目標を上回る12.1%の削減となっておりまして、排出削減の取組に貢献いただいていると考えておるところでございます。

産業界におきましては、世界的な脱炭素化やESG投資の拡大といった潮流にいち早く対応することで、新たなビジネスチャンスにつながることを期待されますので、県はセミナー等を通じ、企業に脱炭素経営への転換を促すための取組を始めております。

昨年12月に、環境省とともに開催した脱炭素経営セミナーには県内69社の参加があり、企業の関心が高まっていることが明らかになりました。県では、来年度も引き続きセミナーを開催するとともに、専門アドバイザーの派遣を通じ、企業の取組を促進していきたいと考えております。

昨年12月に宣言いたしました、2050年までの脱炭素社会の実現に向けては、

県民、事業者、行政など、あらゆる主体がオール三重で再生可能エネルギーの導入、利用や、資源利用の高効率化などの取組を進めるとともに、技術やライフスタイル、ビジネスモデル等のイノベーションを促進していくことが重要です。

そのため、来年度は2030年度を目標とする、仮称でございますが、三重県地球温暖化対策総合計画を策定するほか、知事をトップに、県民、事業者、行政などで構成する、これも仮称ですが、ミッションゼロ2050みえ推進チームを立ち上げまして、その後の主体的な取組につなげてまいりたいと考えております。

このような計画策定と施策の推進体制とを効果的に融合させながら、企業の方々とも課題の共有や意見交換、新たな施策の検討を進め、計画の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。いろいろなことに取り組んでいただいていることが、よく分かりました。

来年度には、また、三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）を策定していただけるということで、さらに一層の取組を期待いたします。ここで環境の関係で知事にも少しお聞きしたいと思います。

さきにニューヨークで開かれました、国際連合事務総長が呼びかけた国連気候行動サミットですけれども、ここでスウェーデンの環境保護活動家の、名前は言ったら駄目なんですよ、あえて言いませんけれども、16歳の少女ですけれども、彼女が約60か国の首脳や閣僚の前で語った言葉、一部ですけれども、あなた方は、私の夢や私の子ども時代を空っぽな言葉で奪った、こういうことに対してどのように感じておられるのか。

例えば、ドイツのメルケル首相などは、地球温暖化に対処するための財政支援額について、現行の2倍の約40億ユーロ、日本円で約4700億円を設定する方針を述べられたことや、フランスのマクロン大統領が、熱帯林保護のた

めの追加援助として5億ドル、約540億円を投じると明かしたことなどを受けて、日本の今後の対応、知事としてなかなか答えづらいかも分かりませんが、伊勢志摩サミットをある意味成功させた、国際情勢に大変明るい知事として、あくまで個人的感情、見解で結構ですので、お答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○知事（鈴木英敬） 世界の各国で、気候変動に対する取組を積極的に進めていこうという、そういうメッセージが発信されていることは、日本はしっかり重く受け止めて、日本ができることをしっかりやっていかなければならないと思っています。

実は私、平成24年、2012年に知事になった翌年にミッションで行ったときに、メルケル首相が再生可能エネルギーについてデュッセルドルフの商工会議所で演説するのを、実は聞かせていただいたことがあります。大変力強い言葉でおっしゃってました。

日本も、そういう形で時期が違いますけれども、強いメッセージをしっかりと出していかないといけないと思いますし、我々自治体としては、例えば脱炭素宣言した仲間が今15都府県になっていますし、9都府県も入って、民間で四百七十何ぼの団体が入っている気候変動イニシアチブというのもあって、そういうところで仲間を増やしたりもしていますので、地域から世界の脱炭素に貢献できるようにしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。また、今後もしっかりと取り組んでいただけることをよろしくお願いいたします。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。

森林の多面的機能と、森林整備についてであります。

我が国は、国土面積3779万ヘクタールのうち、森林面積約3分の2の2508万ヘクタールを占める世界有数の森林国であり、そのうちの約6割に相当する1343万ヘクタールが天然林で、残りの4割、約1029万ヘクタールが人工林となっております。

御承知のように、森林は、水源の涵養、国土の保全、快適な環境の形成、保健、レクリエーション、文化の維持及び継承、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、木材等の生産といった多面にわたる機能を通じて、我々の生活及び経済を支えております。

そこで、パネルを少し見ていただきたいと思います。（パネルを示す）今回は、これだけある森林の有する多面的機能の中でも、特に地球環境保全と快適な環境形成の部分に絞ってお聞きしたいと思います。

まず、地球環境保全機能と森林整備ですが、森林を構成する樹木は大気中から二酸化炭素を吸収し、土壌から吸収した水を用いて光合成を行うことにより、炭素を有機物として固定するとともに酸素を放出します。この有機物が樹木の組織を形づくることによって樹木が成長していきます。したがって、森林の地球環境保全機能が発揮されるためには、森林が二酸化炭素を吸収しながら健全に成長していく必要があります、特に人工林では、植栽、保育、間伐等を適切に行う必要があります。

また、森林による二酸化炭素の吸収能力は、若いうちは成長とともに上がりますが、高齢級化することで徐々に低下していくことから、将来にわたり発揮されるためには、成熟した森林資源を伐採し、利用した上で再造林を行うことが必要であります。

このようなことから、森林を整備することは環境保全という多面的機能を発揮させるために必要不可欠な問題であり、そのことを持続するためには、森林の成長量を超えた伐採等はもちろん、人間の働きかけによって健全な森林を積極的に造成し、育成する森林整備が必要であると思っておりますが、県当局のお考えをお聞きいたします。よろしくお願ひします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるための森林整備について、御答弁をさせていただきます。

三重の森林づくり条例においては、森林づくりを進める上での基本理念の一つとして、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわ

たって森林の整備及び保全を図ることとされております。

こうした条例の理念を実現するため、昨年3月に三重の森林づくり基本計画を改定し、令和10年度までの10年間の目標を定め、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進することにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的発揮を目指すこととしております。

具体的には公益的機能の保持を重視する環境林におきましては、森林環境創造事業など、県と市町が連携して公的な森林整備を進めているほか、持続的な生産を行う生産林におきましても、国の造林補助事業等を有効に活用しながら、間伐を主体とした計画的な森林整備が促進されるよう、森林所有者や林業事業体の取組を支援しております。

さらに、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林の整備等に必要な財源としまして、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、昨年4月の森林経営管理法の施行と併せ、県内においても市町を主体とした新たな森林の整備や経営管理の取組が始まっております。

今後も森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、市町、林業事業者等関係者と連携しながら、森林整備の促進にしっかりと取り組んでまいります。

[30番 小林正人議員登壇]

○30番（小林正人） ありがとうございます。

今後も公益的機能が維持、持続できるような森林整備に取り組んでいただければと思いますが、そのようなことを行っていく上で、林業の担い手の育成や森林環境教育、木育等の取組も必要不可欠だと思いますが、その辺りの現状がどういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○農林水産部長（前田茂樹） 林業の担い手の育成、あるいは森林環境教育、木育の取組ということでございますけれども、将来の森林、林業や地域を担う人材を育成するため、今年度、みえ森林・林業アカデミーを本格開講いたしまして、主に既就業者を対象とした三つの基本コースに加えて、より専門

的な技術を習得する選択講座でありますとか、また、林業体験講座といったものも設置し、多様な講座を実施しておるところでございます。

今年度、定員を超える30名の方に受講をいただきましたけれども、来年度に向けて受講生や林業関係者等のお声も聞かせていただいて、講座内容のブラッシュアップ、拡充を行って、新たな受講生を迎えたいと考えております。

また、森林環境教育、木育の取組としましては、平成28年度から、みえ森と緑の県民税を活用しまして、みえ森づくりサポートセンターを運営しております。指導者の養成講座、あるいはネットワークの構築、さらには森林環境教育のコーディネートや市町や学校等からの相談対応といったことで、広域的、総合的なサポート等を実施しているところでございまして、今後も引き続き、森林、林業を担う人材の育成、あるいは森林環境教育、木育の取組をしっかりと進めてまいりたいと考えています。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。今後もしっかりと取り組んでいただくことを期待いたします。

それでは、三つ目の食品ロス対策についてお聞きしたいと思います。

今現在、我が国の食品廃棄物等は年間で2759万トン、そのうち食品ロスは643万トンであり、この数値は、国連世界食糧計画、WFPによる食糧援助量約380万トンの1.7倍となっております。

また、年々増加傾向にあり、国民1人当たりに換算すると約51キログラムになり、よく言われるのが、毎日1人茶わん1杯分を捨てているという状況にあります。

食品ロスの内訳としては事業系廃棄物から規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等で352万トン、家庭系廃棄物からは食べ残し、過剰除去、直接廃棄等で291万トンとなっており、食品ロスの約半分は家庭から出ているという現状であります。このことは言い換えれば、一人ひとりの意識の持ちようで半分の食品ロスを減らすことができるということでもあります。

ちなみに、世界の食料廃棄の状況ですが、年間で約13億トン、この数値は

人の消費のために生産された食料の約3分の1に当たるとのことで、世界の人口が約78億人、その中で飢えや栄養に苦しんでいる人々は約8億人、5歳未満の発育阻害は約1.5億人もおられます。

我が国においても、子どもの貧困率は13.9%、7人に1人が貧困状態にあることや、一般家庭の消費支出の中で食料が25.5%を占めているという統計結果からも、食品ロスを削減することがいかに無駄を省き、あるいは飢えや貧困対策に重要な役割を果たすことができるかということも理解できると思います。

また、食品ロスは、その廃棄物の処理に年間約2兆円という多額な経費がかかり、財政的にも問題を残します。以上のことから、今、この食品ロスを削減するという問題は急務であると考えますが、県当局の考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔中川和也環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也） それでは、食品ロスに係る現在の県の取組状況等についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員から紹介のございましたとおり、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスというのは年間643万トン、1人当たりで換算すると、言われております、茶わん1杯分約139グラムということで大きな社会問題となっております。

このような中、国においては、昨年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律を施行し、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着や、未利用食品の活用を進めていくこととしております。

本県では、これまで環境イベントにおいて、規格外品などを廉価販売するもったいない市の開催や、忘年会、新年会の機会を捉えて、宴会の開始から30分間と終了前10分間に自席で食事を楽しむ3010運動を展開するキャンペーンの実施、事業者や活動団体を対象に先進事例の紹介等を行うセミナーの開催など様々な取組を通じまして、食品ロス削減の意識醸成やその定着を図ってきたところでございます。

また、今年度に実施しました県内の食品ロス排出実態調査によりますと、家庭から排出される食品廃棄物の中で、まだ食べられる食品が約3割を占めるなど、食品ロスについて一層の理解を求めていく必要性が明らかになったところでございます。

今後の取組としましては、県民参加型予算の事業としまして、県民一人ひとりが様々な角度から食品ロスについて考え、行動に移していただけるよう、参加、体験型の啓発イベントを多様な活動団体等に参画いただきながら実施することとしております。

また、未利用食品を有効活用していくために、食品提供企業とフードバンク団体等をつなぐためのマッチングセミナーを開催し、関係団体のネットワーク化にも取り組むなど、県民や様々な主体の自主的な活動を促進し、食品ロスの削減につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。

いろいろなことに取り組んでいただいておりますが、やはり食品ロスをなくす手段としては、県民一人ひとりに認知していただくというのが一番大切なことだと思います。

消費者庁の調査によりますと、食品ロスの認知度、年々向上はしておりますものの、今現在でも4人に1人の方が知らないという現状でありますので、認知度を高めていく、このような取組が必要だと考えておりますが、その辺のことをもう一度お聞きしたいのと、認知度を高めることにおいて、教育現場、いわゆる食育の実践ということも大変重要だと思いますが、現状どのようになっているのか、そういうことも含めてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也） それでは、食品ロスの認知度を高める取組についてお答えをさせていただきます。

食品ロスのさらなる削減を進めていくためには、県民一人ひとりが食べ物

を無駄にしないという意識を高めていくことに加えて、日常生活の中で実践をしていただくなど、実際の行動に移していただくことが大切でございます。

そのため、来年度開催を予定しております、先ほど申しました参加、体験型のイベントでは、食品ロス削減の具体的な活動に参加いただくことで、自ら考え、行動できる契機にしたいと考えております。

このように、県における今後の事業展開といたしましては、県民の皆様や各事業者における認知度を高めながら、実践活動に結びつけるという視点で有効な取組を推進してまいりたいと考えております。

○教育長（廣田恵子） 学校における食育についての御質問でございます。

学校における食育については、人々の生活が動植物などの自然の恩恵に支えられて成り立っていること、生産、流通など食に関わる人々の様々な活動に支えられていることに気づき、環境保全と食品ロスの視点も含めて、感謝の気持ちや食べ物を大事にする心を育むことが大切であると考えております。

このため、例えば、小学校では給食終了10分前にもぐもぐタイムと称して、静かに集中して食べる時間を設定し、残食減に取り組んでいる学校もあります。また、食べ物や食に関わる人々に対する感謝の心を育むために、『いのちをいただく』という絵本を活用したり、酪農家や農家の方々、それから、給食の食材納入業者や調理員の方々などを招いて、自らの体験や食の大切さについての思いを語っていただいたりしております。

今後も、担当者会議、それから、講習会等の機会を通じまして、こうした工夫された取組事例を紹介し、子どもたちが食品ロス削減についての意識を高め、自ら行動できる力を育む取組を進めてまいります。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。

今後、また食品ロスを少しでも減らすために、いろいろな手段を使って頑張っていただければと思います。この質問を終わらせていただきます。

次、三つ目の空の移動革命・空飛ぶクルマの実用化に向けた取組についてであります。

この問題において、最初、知事にお聞きしようと思ったんですけども、ちょっと時間の関係でそこを割愛させていただきまして、昨年の11月に、観光産業等において、熊野市で、それから12月に南伊勢町で、本年の1月には志摩市において、ドローンを使用した物流実証実験と配送デモンストラーション及び実証実験の説明会が行われております。

今回、実施した実証実験においてどのような成果が得られたのか、また、今後実証実験の成果を生かし、空の移動革命の促進にどう取り組まれていくのかを聞かせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 今年度を実施いたしました実証実験等の成果と、今後の取組について答弁申し上げます。

今、議員おっしゃったように、本年度、県では生活用品の配送、それから、観光産業における利活用方法の検討を行う二つの実証実験を実施いたしました。

実証実験では、主に沿岸部を目視外、自動によりドローンを飛行させましたけれども、安全性を最優先するためにテストを繰り返し、速度や高度、風速等が、飛行や着陸に与える影響などの技術情報を収集することができております。

また、日々の交通手段を定期船に頼らざるを得ない離島住民の皆様からは、ドローンによる生活用品の配送を、夢のようだ、待ち望んでいたといった声をいただいております、ドローンが実際に飛ぶ姿を間近に見ることによって、空の移動に対する地域の受容性向上にもつながったものと認識しております。

一方で、実証実験により様々な課題も明らかになってまいりました。今回、ドローンを飛行させるに当たりまして、飛行に関する法令に加え、港湾や敷地管理者、地元など、調整事項が想定以上に多岐にわたり、実際の飛行まで長期間を費やす必要が生じました。また、地形や天候、設備の整備状況によって離着陸場所が限定される上、飛行ルートや目的、機体の開発段階等に

よっては必要な環境がさらに異なることが明らかになっています。

このような本年度の成果と課題を踏まえ、来年度には、民間事業者による実証実験のための受入れ体制を充実していきたいと考えております。具体的には、まず、飛行のための法令上の課題や気象の影響、必要となる届出等について調査いたしまして、空飛ぶクルマに適した飛行ルートや将来的なビジネスにつながる飛行ルートを策定いたします。

また、空飛ぶクルマの活用のために必要な通信設備、離発着施設、電源設備などのインフラや、オペレーションに係る人材育成等の必要性を調査し、民間事業者による実証実験の迅速化とビジネスでの円滑な活用を図ってまいります。

これらの取組と実証実験の誘致を一体的に推進し、三重県において、空飛ぶクルマを活用したビジネスがいち早く創出されるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。

まさに御答弁にあったように、実現されれば夢のようなすばらしいことだと思いますし、そのためにも安全性の問題とかコストの問題、まだまだ課題がたくさんあると思いますので、その辺、引き続き解決できるように取り組んでいただきたいと思いますし、2030年度の空飛ぶクルマの国内市場規模というのが6500億円を超えると、そのようにも言われておりますので、実証実験等を通して関連事業者を呼び込められれば、新たな産業発展にも非常に期待ができるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、この質問を終わらせていただきます。

続いて、四つ目の子育て支援について質問させていただきます。

ようやくここまでたどり着かせていただきました。この質問が一番したかったものですから、よろしく願いいたします。

まず、子ども・福祉部の施策、子育て支援と幼児教育・保育の充実についてですが、この中の県民の皆さんとめざす姿として、生まれ育った環境に関

ならず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています、云々とありますが、ここでいう生まれ育った環境、全ての子どもたちという記述には外国籍の子どもたちは含まれないのでしょうか。もし含まれるということであれば、この施策の中に幾つかの事業がありますが、一切外国籍の子どもたち、子育て中の親の支援というような内容が出てこないのは少し問題があると考えますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

[大橋範秀子ども・福祉部長登壇]

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 子育て支援について、施策の対象に外国につながる子どもが含まれるのかについてお答えいたします。

保育所や認定こども園での、教育、保育の内容に係る事項を定めた指針や要領においても、子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるように示されています。この趣旨から、生まれ育った環境や国籍にかかわらず、全ての子どもを対象に質の高い教育、保育を受ける機会の確保に努めているところであり、外国につながる子どもについても、施策の対象に当然含まれております。

具体的には、子どもや子育て支援に関する個別の計画である第二期希望がかなうみえ子どもスマイルプランや、第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画において、外国につながる子どもへの支援を取組の一つとして位置づけており、これらの計画に沿って今後とも取組を進めてまいります。

[30番 小林正人議員登壇]

○30番（小林正人） 外国人のお子さんも含めるとということで、少し安心いたしました。

それでは本題に入りますが、今回は子育て支援の中でも、外国籍の子どもないし親の支援ということについてお聞きいたしたいと思います。

御承知のように、国内の外国人住民数は約250万人と言われております。県内の外国人住民数は、平成30年度12月時点で5万612人と、ここ5年増加傾向にあります。ちなみに県内総人口に占める外国人住民数の割合は2.77%。

国籍別では、多い順に、ブラジル約1万2000人、中国約7900人、フィリピン約6900人、次いで、ベトナム、韓国となっております。

当然ながら外国籍の子どもの数も増え、今現在、日本で暮らす外国人の子ども、5歳以下の数は約10万人以上であり、その支援も大変重要で、中でも保育所における外国人の子どもたちないし、保育所に入れない外国人の子どもたちを取り巻く環境は厳しく、それを解消するためには、通訳を担う人材確保という問題が急務であると言われております。

基本的には市町の問題であります。市町が解決できない今、県として何かいいお考え、そのような市町をどのように支援されていかれるのか。また、国の補助メニューの中に、保育体制強化事業や家庭支援推進保育事業等がありますが、それらの活用はされておられるのかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 外国につながる子どもの受入れ体制の強化についてお答えいたします。

県内において、議員御紹介のとおり、保育所の利用を希望する外国につながる子どもたちは増えており、現場からも通訳者の必要性等について、また、言語も、英語、ポルトガル語、中国語など、多様な言語が必要だという現状は認識しております。

これらの課題に対応するため、まず国の補助事業として、外国につながる子どもなど家庭環境に配慮を要する子どもの受入れが40%を超える園に対し保育士が加配されております。これに加え、県の単独事業として、対象児童の受入れが20%以上、または6人以上の国補事業の対象とならない園を対象に、市町への補助を実施しております。平成30年度におきましては、これらの事業を4市15園で利用していただいております。

また、令和元年度から国の補助事業を活用して、保育所等において事務や清掃など、保育士資格を必要としない周辺業務を、地域の方々、保育支援者として雇っていただき、保育士等の負担軽減を図る事業を実施しております。

この保育支援者の中には、外国につながる子どもや保護者とのやり取りに

係る通訳も含めることができるようになっており、令和元年度は3市23園で配置されております。なお、令和2年度は4市が活用予定と聞いております。

これらの補助事業について、今後ともより多くの保育所等で利用が可能となるよう予算の確保に努めるとともに、積極的に活用を市町へ周知していきたいと思っております。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） 県単独の取組等もしていただいておりますということで、ありがとうございます。

特に、国のメニューの保育体制強化事業ですけれども、先ほど令和元年度からという3市23園というお話がありました。保育体制強化事業なんですけれども、確かに平成31年度に拡充をされているんですね。部長のおっしゃったように、拡充の内容には、いわゆる外国の子どもたちの保育の充実ということで、通訳のための人材に対する補助というの追記をされておられるのです。

県は拡充された内容を、市町に対し通達はしていただいておりますけれども、どこまで細かく通達をされたかというのが問題でございまして、この強化事業、従前から活用しておった市町にある保育園においては、当然、今回通訳の方なども、あっ、対象になるんだということが分かるかと思えますけれども、全然、この事業に携わっていなかった、そういった園においては、市町がどういうふうに関に伝えるかということにもよると思うんですけれども、なかなか活用できるよということが届くまでに時間がかかると思うんですね。

現に、私の地元なんですけれども、今年度、手を挙げていますから、来年度からになると思うんですけれども、1年間まるっと拡充されたことが分からなくて活用できなかった園と、分かって1年間早めに活用した園、この1年間分の差が出てくるわけなんです。

そのことについて、何で県は、もう少し市町に対して、国からの通達をするときに、例えば、市町にある園に対して、今回こういうところが拡充され

たので、拡充された部分の内容を全ての園に確実に報告してくださいよ、そこまでのきめ細かな配慮が必要だったと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 市町の実情を踏まえたきめ細やかな対応ということですが、国や県の補助金を活用して各事業を実施するかどうかの判断は、基本的には市町の判断によるものだと思っております。しかしながら、例えば住民における外国人の比率、保育所等の利用希望者数については各市町によって大きく異なることから、単に一律に県内全市町に周知するだけではなく、地域の実情に応じて活用できる補助事業等を個別に提案するなどきめ細かな情報提供を行うことで、必要などころに必要な支援が届くようしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。今度、もしこういった事業が何らかの拡充がされたときには、今、部長が答弁されたような対応をしっかりと取っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、次に、子育て支援という問題においては、保育所の環境整備、質の向上といったことが大変重要であり、そういったことを行うためには保育士の確保ということが必要不可欠だと思っております。

平成30年度、県が三重県社会福祉協議会に委託して、県内の潜在保育士就業意識調査を実施されました。その回答がいろいろと出ているんですけども、時間の関係でちょっと省かせていただきますけれども、全体で1万1476人の方に調査をされて、有効回答率が20.5%、1965人の方が幾つかの問いに答えられたわけなんですけれども、この中で最終的に結論を申しますと、半分以上の1040人の方が、復職、保育士に戻っても構わないよというようなことを言っております。

その内容というのが、労働環境、例えば、賃金とか勤務の時間、そういったいろんなことが合致すれば保育士に復職しても大丈夫だよということ言われておるんですけども、この辺のことを踏まえて、今後、保育士確保の

ためにどのような取組をされていくのかお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 議員に御紹介いただいた潜在保育士就労等意識調査の結果を踏まえて、労働環境ともう一つ、情報発信にも課題があるという調査結果が出ました。そこで、今年度、新たに三つの事業に取り組んでおります。

一つ目は、先ほど御答弁いたしました、事務や清掃など保育士資格を必要としない周辺業務を保育支援者に担っていただいて、保育士等の負担軽減を図る事業。

二つ目が、いわゆる働きやすい、風通しのよい職場環境づくりを進めるための、保育所におけるイクボス、ホイクボスの取組。

三つ目が、情報発信のために、三重県保育士・保育所支援センターのウェブサイトみえのほいくを本年度開設しております。

これらの取組をさらに進めることで、働きやすい職場づくりを推進し、保育士の離職防止、新たな雇用による保育士の確保につなげてまいります。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。

部長の答弁は、いつ聞かせていただいても満足いく答弁でありますので、ぜひとも実現可能になるように、今後取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきたいと思います。

外国人介護従事者の確保等についてであります。

御承知のように、我が国の高齢化が進み、それに伴い、毎年、要介護者が増加し、そのため介護従事者の需要も多く、介護人材の確保は喫緊の課題となっております。2025年に全国で必要な介護従事者数は245万人と言われており、三重県においてもその数は約3万6000人必要と言われております。

しかしながら、現状は介護業務の魅力度の低下や少子化の影響もあって、介護人材の確保は非常に困難であり、外国人に頼らざるを得ない状況になりつつあります。

そのため、国においては、外国人介護人材活用のため、2020年度からの経済連携協定EPAによる受入れや、平成29年度からの在留資格、介護の創設、外国人技能実習制度の介護職種の追加、昨年4月からは特定技能制度の施行などによる、5年間で6万人の外国人介護人材の受入れの施策を進めております。

しかしながら、こういったことの中でもいろいろ問題が出てきております。本当に外国人介護従事者の方を確保しようと思いますと、やはりレベルの高い日本語の習得であったり、介護を学ぶ留学生においては就学資金の問題、その他にも居住支援の問題、EPAや介護においては配偶者や子どもの帯同が可能ですので、子育て環境の整備等が考えられます。この問題を解決して、初めてこれらの確保を定着させることができるのだと思いますが、県の取組をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 外国人介護従事者の確保について、お答えをいたします。

外国人介護従事者の受入れにつきましては、議員からもございましたように、近年、その仕組みが急速に拡大してきているところでございます。

このような中で、令和2年度におきましては、介護福祉士の資格取得を目指す日本語学校等に在籍する外国人留学生について、就労予定先の介護施設が実施する学費や生活費等に関する奨学金への支援制度を創設いたします。

また、外国人技能実習生等に対しまして集合研修を行いますとともに、受入れに関心のある介護サービス事業者に対して、セミナーや専門家による個別相談会を行います。

県といたしましては、これらの事業を通じまして、外国人の方々が安心して必要な知識、技能を習得し、日本の介護施設等で働くことができるよう、環境整備に努めてまいります。

以上であります。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。

今後、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますけれども、例えば、EPAとか介護においては配偶者の子どもの帯同が可能ですので、そういったところで居住支援ということが非常に重要になってくると思いますけれども、今の制度では約3万円ぐらいの支援しかないものですから、その辺をしっかりともうちょっと拡充できるような取組、また、あるいは国への要望等もしていただければと思います。よろしく願いいたします。

以上で、質問の項目は全て終わりましたが、大分はしよらせていただいたため、1分、もうゼロになりましたか、終わってしまいました。

今回は、特に環境問題について質問させていただきました。というのは、ネットなんかでいろいろ見させていただきますと、本当に自然の破壊といたしますか、そういう動画、ああいうのが物すごい鮮明にあって、それと、スウェーデンの環境活動家のああいう16歳の少女たち、若い子たちがこの取組に一生懸命やっているのに、我々が何もしなくてはというような気持ちにもなりましたので、国が今のああいう状況でありますので、国が遅いのであれば県が、県が遅いのであれば市が、市が遅いのであれば一人ひとりが取り組むことがこの問題を前に進めていく、そういうことが非常に重要だと思いましたので、特に環境に特筆して質問させていただきました。

そろそろ時間となりましたのでこれで終わりますけれども、今後とも、今回質問させていただいたことにしっかりと対応していただきますことを強く要望させていただきます、代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（中嶋年規） 暫時休憩いたします。

午後0時22分休憩

午後1時30分開議

開 議

○副議長（北川裕之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代 表 質 問

○副議長（北川裕之） 代表質問を継続いたします。18番 倉本崇弘議員。

〔18番 倉本崇弘議員登壇・拍手〕

○18番（倉本崇弘） 草莽の倉本崇弘です。初めての代表質問をさせていただきたいと思っております。大変緊張をいたしておりますが、いつもより長く、70分しっかりとやらせていただきたいなと思っております。

まず、冒頭、午前中も中村議員、あるいは小林議員から新型コロナウイルス感染症についてのお話が、質問あるいは質問の冒頭でありました。

私も、特にこの3連休の間、地元を歩かせていただいて、特に小規模な事業者の皆さんとお話をしていると、感染拡大に対する不安というのはもちろんなんです、それとともに、経営上の不安ということも非常におっしゃっていました。イベントの中止であるとか、あるいは大規模な会合の中止によって飲食店などのキャンセルが徐々に出てきていると。

県内経済にとっても感染拡大をしっかり防止するということはもちろんのことですが、それと同時に、地元経済にも徐々に影響が出てきているのかなということを実感しています。

その中で、一番不安に感じていることは一体何なのかなと少しお話を聞いていると、どうもこの状況がいつまで続くのかということが見えないということで、体力のない小規模事業者の皆さんにとっては、すごく大きな課題なんだろうなと私は感じました。

昨日なども、政府の専門家会議の方々から、約この一、二週間が大きな山場であるというふうな、こんなお話もありました。こういった情報が少しずつ出てくると、一定安心をするのかなという気もいたしますので、いろんな支援していただいていることは重々承知しておりますし、御努力をいただい

ているなど思っておりますが、それとともに、今も当然していただいているとは思いますが、感染防止に関する情報の提供とともに、この状況はいつまで続くのかとか、そういった一定の何らか方針みたいなものを県としても示すことができるのであれば、そういった情報も適時、基本的には国がやるんだらうと思いますが、国の足らざるところとか、少し補うような形での情報提供というのがあれば少しは安心していくのかなと思っておりますので、大変お忙しい中、そして大変な御努力をいただいている中ではありますが、併せてぜひお願いをしたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思えます。

まず、1番のコンプライアンスについてであります。

来年度に向けて、本庁において係長の職を新たに配置するなど組織体制の強化が図られ、あるいは知事自ら一般職を含む職員の皆さんと面談するなど、まさに異例とも言うべき対応をいただいているということは、これは一定評価いたします。

しかし、一方で不祥事というのは、これが起こる風土というのは複数の要因で作られ、長年かけて作られたもので、なかなか一時的な熱心な取組によって一朝一夕に払拭できるものではないと感じています。

少し、私の経験をお話させていただきたいと思っておりますが、県議会議員として当選をさせていただき以前、桑名市議会議員を務めていた際のことなんですが、そのとき、桑名市の状況はどんな状況だったかということ、桑名市の合併前から通算で5期17年市長を務められていた、今の市長の前の市長の時代でありましたが、その頃、私は市議会議員として当選させていただいて、ちょうどその17年務められた市長の後半の6年間で、まさにこれは10年が経過をした頃の桑名市の様子というのを見てまいりました。

当時の様子を振り返ってみると、私の当選当時から市役所の中においては市長の存在というのは絶対的な存在であり、風通しのいい職場とは言い難い状況でありました。

これは、市長の人格というのは、私も議場等で議論をさせていただいても、

非常に調整型のリーダーではありましたが、非常に温厚な方でして、市長が高圧的に何か職員を強く押さえつけているとか、そういった雰囲気では全くなく、人格的には全く申し分ないだろうと思っておりましたが、そういった市長でも、なかなか長く続くことによって要らざる気遣いというものが出てきてしまっているだろうと私は当時感じていました。

広域自治体と基礎自治体で若干の違いはあるかもしれませんが、県においても、一定そういう長期にわたってくると、かじ取りが非常に難しくなる局面というのは出てくるのかなとその経験からも感じているところであります。

一般的にも、首長の任期というのは10年が一つの節目であるとはよく言われることであって、10年という2期8年、あるいは3期12年あたりが適切ではないかというふうによく言われるところであります。

また、少し下火にはなっていますが、多選禁止条例を制定するなどの流れが以前はありましたが、これは少し下火になっています。

あるいは、海外に目を向けると、アメリカの大統領などは2期8年を最長とする定めがなされています。これは長期の政権によって権力が腐敗することを避けるための規定であると認識しています。

権力が集中するという点、そして、直接住民から選挙で選ばれるという点においては、大統領と日本の地方自治体の首長とは類似点が非常に多いのかなと感じています。

条例で定めて後の首長の任期まで制約をするのは、ちょっとやり過ぎなのかもしれませんが、巨大な権力を持ち、そして、それが長期化することによって腐敗することは避けていかなければならないというのは、これは世界的な大きな流れであると私は認識しています。

ただし、三重県においては、伊勢志摩サミットの成功、あるいは太平洋・島サミットの誘致の成功、三重とこわか国体・三重とこわか大会を控えること、あるいは財政再建がまさに真っ最中であるということ、そして何よりも、県民の支持が非常に大きいことを踏まえると、10年という一定の区切りをにらみつつも、2期8年ではなく3期目に入っているというのは、私は許容の

範囲内なんだろうと思っています。

そこで、まず、不祥事に関連して、知事、今回3期目に入っていますが、首長の任期についてのお考えをお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 首長の期数についてのお尋ねであります。

当該首長がどれくらいの期数を務めるかは、最終的には、とにもかくにも当該地域の有権者の皆様の御判断だと思います。

様々な地域事情や政策課題などもあるでしょうし、一概に妥当な期数というものについて根拠をもって申し上げることは難しいと感じています。

他方、期数が長くなることについて、メリット、デメリットの両方があると思います。

メリットとして考えられるのは、例えば経験を積み重ねることで、迅速かつ多角的な判断が可能になったり、対外的なネットワークが拡大、安定化したり、役所内の人材把握ができるなどでしょうか。

一方、デメリットとして考えられるのは、例えば政策が硬直化してしまったり、あるいは先ほど議員からも御指摘のあったような、職員や組織の中で、慣れみいたいなものからくる弊害などが出る可能性があるかもしれません。

私は、1期目就任直後の最初の議会で、舟橋議員からの代表質問において、知事の多選についての所見を問われ、個人的な意見として、時代時代において、それぞれの地域の首長において求められるものも変化してくるのではないかとの観点から、ことわざの十年一昔という言葉を引き合いに、そういう期間が一つの目安ではないかと申し上げさせていただきました。

このことわざはまさに世の中の移り変わりが激しく、10年もたつともう一昔のこととなってしまふ。歳月の流れについて、10年を一区切りという意味が辞書に書かれています。

ちなみに現在、全国47名の知事のうち、7期1名、6期ゼロ、5期4名、4期8名、3期が私も含めて15名、2期5名、1期14名で、既に私より期数が長い方は13名しかいない状態となっておりますけれども、3期が

ボリュームゾーンというふうになっています。その意味では十年一昔と合致しているかもしれません。

いずれにしましても、私たち政治家は、有権者の方々からの審判を受ける身でありますので、とにもかくにも、どんな期数であろうとも、長かろうが短かろうが、自らの出处進退を真剣に考え、その基となる信念や志、そして、大義をしっかりと訴えし、御信任いただけるよう全力を挙げることに尽きると思います。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。

知事から首長の任期のありようについて御答弁いただきました。

基本的な考え方は私もそのとおりでろうと思ひますし、ぜひ3期目に入ったということで、2期目までとは違つた気持ちでぜひ臨んでいただきたいなと思ひます。

繰り返しになりますが、先ほども申し上げましたが、基本的には、私は10年が一つの区切れであり、基本は2期8年あたりが一番いい時期なのかなというふうには感じています。そういった意味では、鈴木知事の場合は3期目に入ったということで、これは延長戦というか、少し、まだやり残している課題もありますし、そういったものをしっかりと解決してもらふための期間なのかなというふうに捉えています。

一方、今、首長としての知事の思いというものをお聞かせいただきました。三重県の知事の今までの任期というものを表にまとめさせていただきました。（パネルを示す）

これ、見ていただくとよくお分かりのように、鈴木知事の前の野呂知事、北川知事の時代というのは、2期で辞められているんですね。先ほど知事もおっしゃっていたように、何期がベストかというのはなかなか、私は感覚的に10年ぐらいが一区切りだろつと思つていますが、何か具体的な根拠があるわけではないです。

ただ、2期8年の知事が2代続いているということを見てみると、実は今

40歳代の職員にとって3期目の知事の下で仕事をするというのは初めてのことになるわけです。

北川知事、野呂知事の16年間、そして鈴木知事の9年間、これより以前に採用されている方にとっては6期目の知事の経験があるんでしょうが、40歳代の職員にとっては初めての経験になるわけであります。

こういった状況ですので、知事の思いは思いとして、知事は知事としてしっかりと引き締めてやっていただきたいなと思うところではありますが、それとともに職員の皆さんに要らざる配慮がないようにしっかりと目配せをするということは一つ重要なんだろうと思います。知事存在が、職員の皆さんにとってあまりにも大きくならないように配慮をしていただくということが重要であろうと思います。

これは、知事1人でできることではありませんので、部局長の皆さんを中心に、しっかりと全体をマネジメントしていただきたいなと思っているところであります。

そこで、知事が3期目に入ったことを踏まえて、コンプライアンスの在り方についてお伺いしたいと思います。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） それでは、組織としてコンプライアンスの取組、どのように進めていくのかについてお話させていただきたいと思います。

不適切な事務処理、あるいは不祥事の再発を防止して県民の皆様からの信頼をより高めるために、今現在策定を進めております第三次三重県行財政改革取組におきまして、このコンプライアンスの推進、これを柱の一つに位置づけまして、組織としての的確に業務を進める仕組みづくり、あるいはコンプライアンスの意識の向上に向けまして重点的に取り組むこととしております。

具体的には、職員が仕事を個人的に抱え込んでしまうことのないように、複数の職員が関わるように、業務分担、あるいは執行体制を見直した上で、業務のリーダー役となる職を新たに設置いたしまして、組織で仕事を進めることを徹底していきます。

また、組織として公平、あるいは公正な意思決定ができますように、上司と部下が対話する仕組みを設けるなど、職場でのコミュニケーション、これを促進いたしまして組織的に仕事を確実に進めることができる風通しのよい職場づくり、これを進めていきます。

さらには、職員一人ひとりがコンプライアンスを自分事として捉えまして、高いコンプライアンス意識を持ち続けられるよう、所属長による日常的な意識づけ、あるいは定期的なコンプライアンスミーティングなどの取組を行っていきます。

これらの取組が全庁的に推進していくために、コンプライアンス推進会議というものを開催いたしまして、取組内容の検討でありますとか、各職場への取組の徹底、あるいは取組状況の検証などを行うほか、管理職員が作成いたします組織マネジメントシート、これにコンプライアンス徹底について記載をいたしまして、部局単位、あるいは所属単位での取組内容の検討、あるいは進捗管理、取組状況の検証を行うことといたしております。

今後とも県民の皆様から信頼をより高めていきますように、幹部職員の公平で公正なリーダーシップの下、危機意識を持ってコンプライアンスの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。

ぜひ、このコンプライアンスについては、各部局長中心に、誤った方向に向かわないように、しっかりと管理、監督をしていただきたいと思います。

それでは、2点目の「三重ならではの価値」・「三重に行かなければ味わうことのできない」新たな価値についてお伺いしたいと思います。

この文言は、観光振興基本計画の中に記載されておまして、三重ならではの価値を生かし、三重に行かなければ味わうことのできない新たな価値、イコールブランドだと記載されています。

この考え方は、観光のみではなく、あらゆる地域経営にとって私は必須の考え方であると思っています。

三重ならではの価値というのは、三重県の持つ長い歴史と文化の中で培われてきたものを大切にするという考え方であると思いますし、三重に行かなければ味わうことのできない新たな価値も全くゼロから何かを作り出すというものではなく、三重県に以前からあるものを大切にしながら三重にしかない価値を生み出すことだろうと、私は考えています。

一方、ＩＲ、カジノを含む統合型リゾートの調査研究の要望が三重県商工会議所連合会並びに桑名市からなされ、本計画の中にもＩＲの調査研究についての記述がなされています。

調査研究自体、これは桑名市が望んでいる方向とはちょっと違うと思いますが、誘致ありきの調査研究ではないということです。ＩＲは一体どんなものかとか、午前中知事の答弁にあったような、周辺にＩＲが誘致された場合の影響についてどういう効果があるのかとか、そういったことなんだろうというふうに理解しておりますので、こういった研究はぜひやっていただきたいなと思っています。

ただ、私がこのＩＲについて慎重になっている大きな理由としては、いい意味でも悪い意味でも地域のありようを一変させる、そういった力をＩＲというのは持っていると思っています。

ＩＲを誘致することは、そのまち全体がＩＲのまちのようになってしまうということを示しており、特にこの地方都市においては、それは避けられない、避け難い状況にあるんだろうというふうに認識しています。

現在のところ、これから国内に誘致をしようという話でありますから、海外の事例しか先進事例としてはないわけではありますが、例えばアメリカのワシントンDCを変えたＩＲと呼ばれるナショナルハーバーなどは、ワシントン郊外にあり、かつては、この地域は大農場があった地域でもありましたが、ＩＲ誘致以前は所得格差も広がり治安の悪化も著しい地区であったものが、ＩＲ誘致することによってまちのありようが一変した、こういった地域であります。

ナショナルハーバーの例というのは、これはプラスに作用した例でありま

すが、これはプラスマイナスいずれの効果も見せるわけでありまして、地方都市にIRを誘致すること、これはイコールIRとともにまちづくりをしていくということを選択することを意味していると私は認識をしています。

そう考えると、桑名市も含めて、県内でそこまでしっかりと議論を尽くして、腹をくくってIRを誘致しようというふうに考えている自治体は到底あるとは思えませんし、これは住民の皆さんも含めてであります。今まさに県がやろうとしている、地域の魅力を掘り起こし、そしてそれを発信している県の取組をしている中で、IRを誘致するという事は、それらの取組を無にしてしまうのではないかとこのように私は危惧をしています。

そういった点で、今回、三重県観光振興基本計画の中で、三重ならではの価値、三重に行かなければ味わうことのできない新たな価値を大切にすることという方向性をしっかりと書き込んでいることは強く支持したいと思います。

そこで、改めて県の考える三重ならではの価値、三重に行かなければ味わうことのできない新たな価値について県の考え方を伺いいたします。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） それでは、三重ならではの価値、三重に行かなければ味わうことのできない新たな価値とは何かについてお答えさせていただきます。

本県には、日本の文化聖地とも言える文化伝統、美しい自然、古来から御食国とうたわれた豊かな食、その魅力を引き出す人々の知恵と技術など世界の人々を魅了するポテンシャルの高い資源が数多くあります。

これらは、本県の長い歴史の中で生まれ、三重の地で生活する人々に連続と受け継がれてきたものであり、これが三重ならではの価値であると考えています。

日本人の心のふるさと伊勢神宮や世界遺産熊野古道伊勢路、伊勢志摩国立公園、ユネスコエコパークをはじめとする美しい自然、萬古焼や伊勢型紙などの伝統産業、ユネスコ無形文化遺産に登録された石取祭、さらに三重ブラ

ンドをはじめとする食など、地域の風土に根づいた多彩で多様な魅力が数多くあります。

三重が世界から旅の目的地として選ばれ続けるためには、こうした三重ならではの価値を生かし、三重に行かなければ味わうことのできない新たな価値を旅行者の目線も踏まえてオール三重で創造し、三重の観光のブランド力を高めていくことが重要であると考えています。

このため、多様な主体と連携し、歴史的・文化的に価値の高い文化財の積極的な活用、忍者、海女など三重が世界に誇る一流の資源の磨き上げ、三重の豊かな食文化を生かした観光の魅力づくり、自然や伝統産業等を生かした体験メニューづくりなど、三重の強みを最大限引き出す取組を進め、三重に行かなければ味わうことのできない価値を創出することで、三重の観光のブランド力を高め、三重に行ってよかった、また三重に行きたいと思ってもらえるよう、しっかり取り組んでまいります。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。

三重ならではの価値というものを改めて確認させていただきました。

I Rについては、今調査中ということですから、具体的にお聞きはいたしません、ぜひこの地でなければ味わうことのできないものをしっかりとつくり上げるように御努力いただきたいなと思います。

それでは、次に移らせて、3番目の新規就農についてお伺いしたいと思います。

三重県の魅力というのは、農業も含めて多様な産業があり、多様な働き方ができるというのが三重の魅力の一つであると私は思っています。

その魅力を高めるためにも農業を産業として、そしてビジネスとしてしっかり自立させるということが極めて重要です。

ここ数年トップランナーとも言うべき、最新技術を導入することによって、生産性を高める取組の中で幾つか特出すべきものが出てきています。こういった状況というのはまさに歓迎するべき方向だろうと思っておりますし、

ここ数年の取組が実を結びつつあるのかなと思います。

その一方で、それ以外の農業従事者が十分ビジネスとして農業で生計を立てられているかといえば、まだまだそういった状況では残念ながらありません。依然一部の方を除いて、事業としてビジネスとして十分成り立っている状況ではないというのが実態だろうと思います。

そこで、必要なのは、農業がビジネスとしてしっかりと立ち立ちをしていくために多くの新規参入者があり、そして農業における競争原理が確保される環境が整っているということが必要不可欠であると思いますが、まだ新規参入への高い参入障壁というのは依然残っています。

農業に限らず農林水産業において広く言えることなんだろうと思いますが、新規参入が阻まれている状況、ここを打破しない限り、なかなか農業をビジネスとして、産業としてしっかりと自立させるということにはたどり着かないというふうに私は認識しています。

ここで数字を御紹介、幾つかさせていただきたいなと思っているんですが、（パネルを示す）まずこれは、農業就業人口なんですが、毎年毎年、数千人単位で従事者が減ってきています。明らかに右肩下がりで確実に下がっていますし、平成22年と平成31年ですか、ここを比較すると約半数にまで減っているという状況が見られます。

そして、次のパネルなんですが、（パネルを示す）これは年齢別にしたもののなんですけど、これも高齢の農業従事者が突出して多い、そしてその中でも年々従事者の数は減っていているという状況が見てとれると思います。

一方で、新規就農者がどうかというと、（パネルを示す）この表を見ていただければと思うんですが、特に合計の部分、ここの部分を見ていただくと、農業従事者の表を見てもらうと、右肩下がりにずーっと下がっていているんですが、過去5年間の数字を取ってみたんですけど、これ、凸凹になっていて右肩上がりでも右肩下がりでもないという一進一退が続いているという状況です。平均すると大体100人から200人ぐらいの方が新規就農者として就農をされているという状況であります。

そして、次の表を見ていただくと、（パネルを示す）合計のところを見ていただきたいんですが、ここを見ていただくと新規就農者の中で独立自営、自分で農業をやられている人がどれぐらいいるかということになると、これも右肩上がりとか右肩下がりとかという傾向はあまり見られず、一進一退の状況が続いています。大体30人から50人ぐらいのあたりで推移している。これが、新規就農者の中で、割合としてどれぐらいかということと25%前後ぐらいで毎年大体推移をしているという状況であります。

そして、そのうち、より経営が安定をする、1年を通じて一定の収入が見込めるであろう施設園芸の従事者ということになると、ここの赤い部分なんです。10人前後ということになりますね。全体の就農者の中でいくと5%から10%ということになります。

これが今の我が三重県の農業の実情ということになりますが、数千人の方が離農をしていくという状況の中で、100人から200人の方が新規就農をされているという、この差は非常に大きくて、課題の一つのようには見えますが、この部分は、機械化をされて大規模化しているとか、効率化することによって、集約化することによって、ある程度はカバーできるのかなというふうに私は認識をしています。

より課題として大きいのは、この新規就農者の行き先先なんだろうと思いますが、恐らくこの農業に新たに参入をしてこようという方々は、農業に大きな可能性を感じて、基本的には自分で農業をやりたいという、独立自営の農業を希望されている方が多いであろうと推測される中で、実際に就農されると75%の方が法人などに就職をしているという、こういった実情があります。

じゃ、このギャップは一体どこから生まれるかということですが、もう一つ表を御覧いただきたいと思います。（パネルを示す）

これは青年等就農資金という政策金融公庫が行っている融資制度なんです。新規就農者の施設整備のための融資であります。非常に有利な融資制度ですので、新規就農者が借入れして施設整備をしようとする場合は、恐らくはこの制度を活用されて農業を始められるという状況になります。

この融資を受けている人が、施設園芸でいくと10人前後受けられています。年度によって若干の差はありますが、1人当たり平均するとこれを割り算するわけではありますが、約1000万円ぐらいの融資を受けていることになります。最低限、施設園芸をやろうとすれば、これぐらいのものがお金として必要になってくるということでもあります。

これを見てみると、先ほどお示しさせていただいた表と比較していただくと、新規で施設園芸に従事をしようとする方と、融資を受けられている方というのがほぼ同数であります。つまり、施設園芸を新たに行う方は、ほぼこの制度を御利用されているということになります。今現在、国の多くの制度が45歳という比較的若い人を農業に参入してもらおうという立てつけになっているんだらうと思いますが、こういった年代の方は蓄えがなく、先ほどの融資を受けるということが必須になってきている。

ただ、実際には、この融資が通らずにとか、ここにたどり着く前に断念をしているからこそ、結果として施設園芸への参入者が5%前後に私はとどまってしまうているんだらうと思っています。

本来望むべき方向性としては、多くの方がより安定して、そして、事業としてきちんと成り立つような農業に従事してもらおうというのが理想ではあるんですが、そうはなっていないくて、実際には、自分で農業をやろうと思って入ってきたけれども、結果としては法人に就職されたりとか、あるいは、やや不本意ながら露地で野菜を作られるとか、こういうところに誘導されてしまっているのかなと、私はこの数字から見ると感じられます。

そして、ただ一ついい点というか、プラスの面を御紹介させていただきたいと思いますが、(パネルを示す)この離農者の数、離農率、定着率についてなんですが、45歳以上はまだ少し高い、定着率があまりよくないですが、45歳未満を見てみると94.3%という過去5年間の数字でいくとそういった数字が出てきています。参入された方はかなりの確率で定着されているということは、よほど思いがあって農業に参入されているということになります。

この数字から見ても、ますます希望を持って農業に入ってくられた方々が、

なかなか思うような状況になっていないというのは、何らかの手だてを講じていかなければならないんだろうと思いますし、そこに大きなハードルとなっているのは資金面であり、この資金のハードルを何とかクリアしていかなければならないんだろうと思っています。

そういった状況の中で、現在県が行っている、空いているハウスなどを、県が仲介して居抜きの子業として貸しているという、今年度動き出した子業ではありますが、これは、非常に的を射ていると思っています。ぜひこういった子業をしっかりとやることによって、資金的な援助はなかなかできないにせよ、いろんな汗をかくことによって、それを補う取組というのは非常に私は重要なんだろうと思いますし、先ほども申し上げましたが、新規参加者が多く入ってくることによって農業全体が非常に盛り上がる、新たな方が参加することによって今までの目線とは違う感覚が入ってくるということは非常に重要なことだと私は思っています。

そこで、特にこの自立自営の新規就農者を増やすための取組として県の考えをお伺いしたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、新規就農を希望する方々に対する支援策につきまして御答弁をさせていただきます。

本県における若年層の新規就農者は、近年は毎年、先ほど御説明もございましたが、大体140名前後で推移しておりまして、このうち独立自営で就職される方は約3割ということで、主に野菜などの園芸で就農されているということでございます。

こうした中、特にトマトやイチゴなどの施設園芸を始める新規就農者においては、露地栽培に比べ初期投資が大きいといったようなことから実践経験に基づく基本的な栽培技術はもとより、栽培方式に応じた高度なスキルの習得、さらには経営管理能力を備えるということも重要となっております。

このため、県では、普及指導員が中心となって施設園芸の新規就農希望者に対して就農への思いを酌みつつ、就農前には基本的な栽培技術から高度な

スキル、経営管理能力までを習得できる施設園芸の農業形態における研修の実施、また、施設の導入に必要な無利子の青年等就農資金の活用に必要な資金計画等の策定支援ということなどに取り組んでおるところでございます。

さらに、就農後には、早期に経営が安定するよう定期的な訪問による技術や経営、販売面でのフォローアップ、就農初期の所得不足を補う経営開始型の農業次世代人材投資資金の交付、商品の付加価値向上などの6次産業化に向けた支援などにも取り組んでおるところでございます。

また、先ほど議員から御紹介がありましたように、本年度からは、新規就農者の初期投資を抑え、早期の経営安定につなげていくため、施設園芸の産地等において空きハウスなどの居抜き施設を新規就農者にあっせんしていく地域体制の整備にJA等と連携しながら取り組んでおります。これまでに県内で82件の物件データを収集するとともに、2件の施設の新規就農者への譲り渡しが成立をしております。

加えて、こうした地域体制の整備を契機としまして、ハウスのあっせんだけではなく、中古農業機械等のあっせん、地域の農業者からの栽培技術や経営ノウハウなどに関するアドバイスや助言、また、ハウスのビニール張り替えなど互助的な施設機械の修理や修繕といった支援体制の構築にもつなげていきたいと考えております。

今後も引き続き、農業改良普及センターが中心となりまして、JAや金融機関、市町などともしっかりと連携しながら、新規就農者の方に対するきめ細かな支援に取り組んで、経営の早期安定、またビジネスとしての地域への定着を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。

居抜きの事業というのは今年度動き出したばかりですので、ぜひここを拡大、拡充してもらいたいなと思っています。実際、ハウスというのは空いていると思っても倉庫に使っているとか、本来の目的とやや違うような形

で使われていて、なかなか貸してくれないとか、いろんな多くの課題はあると思いますが、しっかりと汗をかいていただいて件数を伸ばしていただくような御努力をいただきたいなと思います。

日本政策金融公庫の制度なども、制度としてはよくできているように一見見えるんですが、なかなかここまでたどり着くというのは、出口がはっきり分かっている、つまり買い先、売り先が決まっているところについては収支の計画が立てやすいので、多分、融資をする側から見たらそうなのでしょうが、そういうところでなければ融資が受けられなくなってくると、新規就農で例えば個人の人に直接有機野菜を届けようとか、そういうビジネスモデルを考えている方にとっては、この融資の制度というのはほぼ受けられないということになります。

そうすると、当初夢見ていた農業で生計を立てようと思って就農された方が断念せざるを得ないという状況になりますので、ぜひ県がやっている今の居抜きでハウスをあっせんするというのは、非常に的を射ていると思いますし、ここをしっかりと拡充することによって、そういった新たな夢を持って入ってこられる方々に、ここでやればやってくれるんだという形をしっかりと示すことが農業全体の活性化につながっていくんだろうと思いますので、ぜひ今後とも、今年度やり出したばかりですので、しっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

では次に、公共交通の維持・活性化についてお伺いをしたいと思います。

県におけるバスの利用者は、1990年では6331万6000人だったところが、2017年には2631万7000人と半分以上に減少しています。こうした利用者の減、運行経費の増加などによる路線の赤字拡大や、運転士の不足などにより、バス路線の減便、縮小が県内全体で進んでいます。

このように、近年、公共交通を取り巻く環境というのは非常に厳しくなっていることに加え、ここ数年では高齢者の自動車運転事故が大きくマスコミ等でも報道され、そして、それを受ける形で高齢者の免許返納ということは今現在促しつつあるという、こういう社会的な変化が生じています。

従来は、どちらかという、公共交通というのはできたらあればいいと、残っているほうがよりいいだろうという、そういった状況から、高齢者の免許返納を促すなど、社会的な必要性がより増してきている、絶対残さなければならぬという、こういった状況に大きく変化をしてきているんだろうと私は思っています。

現在、公共交通の維持・活性化については、例えばバスでは、市町間をまたがる地域間幹線については県が、市町内の路線については市町が担うという形で役割分担が整理されています。

また、鉄道においても、広域交通ネットワークを担う伊勢鉄道が県、そして、それ以外の地域鉄道は沿線自治体が担うという状況になっています。県をまたぐという例もありますが、ここではそこについては、あまり触れない。具体的には養老線のことを言っているんですが、そこについては今回は触れないでおこうと思いますけれども。

こうした整理については、一定は理解ができますが、一方で、高齢者をはじめとする車を持たない方々の地域における移動手段の確保や、バスの運転士の不足など、社会的に深刻な問題となっている中、住民に身近な生活交通を市町に任せたままで本当にいいのかということが非常に危惧をされるところであります。

そこで、新たな課題への対応も含めて、公共交通の維持・活性化に向けて、今後県が果たすべき役割をどのように捉え、そして、今後どのように取り組もうとしているのかお伺いをしたいと思います。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（大西宏弥）** それでは、公共交通の維持・活性化に向けた県の役割と今後の取組についてお答えをさせていただきます。

地域住民の生活を支え、将来にわたって暮らし続けられる地域社会を形成していくためには、公共交通の維持・活性化を図ることが極めて重要であると考えております。

このため、県では、広域自治体の役割として、議員からも御紹介がありま

したように、複数市町をまたぐ地域間幹線バスの維持や、鉄道の利便性向上、安全性確保に係る設備の整備などについて、交通事業者に対し支援を行うとともに、市町等と連携して利用促進に取り組んでまいりました。

また、市町では地域の実情に応じ、コミュニティーバスや乗合タクシーなどを運行することにより、地域住民に身近な公共交通の確保に取り組んでおります。

しかしながら、人口減少などにより公共交通の利用者が減少し、減便等のサービス低下を招くことで、それがさらなる利用者の減少につながる負のスパイラルが起こっております。とりわけ、バスについては運転士不足も深刻化し、路線の減便、縮小が進んでいることから、交通不便地や空白地域など移動手段の確保が困難な地域が増えてきております。

こうした中、議員からも御紹介がありました高齢者の交通事故が社会問題化し、運転免許証の返納件数が平成27年の2199件から令和元年は8419件と大幅に増加しており、返納後の移動手段の確保を含め、地域における公共交通の維持・活性化に向けた対策は待たなしの状況です。

こうした状況を打開していくためには、これまでの取組にとどまらず、交通分野と様々な分野が連携した取組や、自動運転、A I等を導入したデマンド交通などの次世代モビリティを活用した新たな取組が必要であると考えています。

このため、今年度はこれまで以上に市町との連携を深め、交通と福祉が連携した新たな取組の実施に向けた検討を進めるとともに、Ma a Sなど新たな移動手段の導入に向けた実証事業にも積極的に参画しているところです。

来年度からは、まずは国と協調して行っている地域間幹線バス運行に係る県の補助金をしっかりと確保し、事業者を支援することでバス路線の維持確保に取り組みます。

一方で、高齢化が進む都市部の郊外型団地や過疎地域等での移動手段の確保のため、福祉との連携や次世代モビリティ等を活用した取組を新たに県がモデル事業として、地域の皆さんの協力も得ながら市町と交通事業者と実施

してまいります。

これらの取組の成果はマニュアルとして取りまとめ、市町の地域公共交通会議などでその活用を働きかけることにより、円滑な移動手段の確保に取り組む地域の拡大を図ってまいります。

地域公共交通を取り巻く環境が厳しさを増す中で、地域公共交通の維持・活性化に向けた県の役割の重要性はますます高まっていると認識しております。

一方で、県だけで地域公共交通の維持・活性化を図れるものではございません。県としては、市町や交通事業者をはじめ、様々な関係者としっかりと連携し、次世代モビリティ等の新たな取組にも果敢にチャレンジすることで、誰もが行きたいところへ移動できる地域社会の実現を目指し努力を続けてまいります。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。

公共交通について新たな局面に私は入っていると思いますので、今までの支援をしっかりと厚くするであるとか、新たな支援の在り方というものを県の果たすべき役割を含めて、しっかりと考えていただきたいなと思います。

今までどおり公共交通を残すという考え方から、より前のめりにぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

これが地域で、三重県で多くの人が快適に生活をしていくための基盤になると私は思っていますので、ぜひ県としても前向きに、そして積極的に取り組んでいただきたいなと思います。

それでは、続きまして、5番の「ハコモノ」の考え方についてお伺いをしたいと思います。

みえ森林・林業アカデミーの新設など来年度予算では一部老朽化施設の建て替えなどが認められてきているとお聞きしています。

厳しい財政状況の中で、新規の箱物建設を抑えてきた取組というのは一定理解できるものですし、財政再建に一定寄与をしていると理解しています。

一方で、先送りしても、老朽化している施設というのは耐久年数が当然のことながら、延びるわけではなく、適切な時期に適切に建て替えをしていくということは、これは必要なことであります。

また、時代の要請によって、新たに必要となる箱物も当然出てくるわけでありまして、そういったものに柔軟に対応していくこともこれからは重要になってくるのかなと思います。ただ、何でもかんでも箱物を認めていくというわけにはいきませんし、ただ、明確に基準をつくるといってもなかなかその基準づくりというものも容易ではないと思っていますので、ぜひ議論過程を透明化して見える化をしてもらった上で、柔軟に対応してもらいたいなと思うところであります。

そこで、箱物についての県の考え方についてお伺いをしたいと思います。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） 県の箱物の基本的な考え方についてお答えをさせていただきます。

県有施設、いわゆる箱物の建設につきましては平成29年6月に策定いたしました三重県財政の健全化に向けた集中取組におきまして、着手済みのものを除き、原則として新たなものの着手を当面見合わせるということにいたしました。

そこで、令和2年度当初予算調製方針でございますけれども、集中取組を行ってきた結果、ある程度県債残高の抑制ですとか、経常収支適性度の目標を達成するなど、取組成果が着実に現れてきておりますが、一方で、財政健全化は道半ばであることから、引き続き、原則として建て替えを含む新たな建設の着手を当面見合わせるということにいたしました。

一方、施設の老朽化により、県民の皆様の生命、身体に関わるなど、極めて緊急性の高い場合は速やかに対応する必要があるということから、例外といたしまして予算要求できるものとしたところでございます。

令和2年度当初予算におきましても、このケースに該当する事業といたしまして、みえ森林・林業アカデミーの校舎として使用している林業研究所、

これが築後40年を経過いたしまして、隣接建物が地震により崩壊して、当該建物に被害が発生する可能性があることから、実施設計の経費を計上いたしましたほか、大台警察署が築後50年を経過いたしまして、庁舎内外に剝離、あるいはひびが目立ち、天井の欠損、雨漏りが認められるなど、県民の皆様の生命、身体に関わる状況があることから、建て替え整備に向けた調査経費を計上いたしましたところでございます。

今後の考え方でございます。経常的な支出がまだまだ高水準にありまして、構造的な余裕の解決に向けて中長期的な取組が必要であることから、第三次三重県行財政改革取組に掲げた各取組に引き続き注力いたしまして、財政健全化の道筋を確実につけることといたしております。

一方で、施設の老朽化によりまして、県民の皆様の生命、身体に関わるなど、極めて緊急性が高く、速やかに対応しなければならない事案が生じてくることも想定されます。

このことから、箱物整備につきましては、抑制の原則は堅持しつつ、個別の建物の状況に応じまして、適切に判断してまいりたいと考えております。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。

老朽化施設については、しっかり検討をした上でということなんだろうと理解いたしました。例えば時代の要請によって新たに建設が必要になってくるような事業については、従来どおりしばらく凍結するという従来どおりの考え方の枠の中に入ると理解してよろしいのでしょうか。その辺もう一度お答えいただければと思います。

○総務部長（紀平 勉） 先ほども申しましたように、今日も朝の答弁で答弁させていただきましたように、財政健全化というのはある程度めどはついておりますけれども、県債管理基金の積立てを一部見送るなど、将来世代に負担を残さないという意味ではまだまだ財政健全化、道半ばでございます。そういった状況の中で、今お話ししましたように、取りあえず老朽化、そして県民の生命、身体に危険が及ぼすような建物、これについてまずはどうする

かということを考えていきたいと思っております。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） 時期によっては、これがあんまり長く続くようだと県民の求めるものがなかなかできないとか、そういった事態にもなろうかと思っておりますので、その辺りはぜひ、今すぐどうこうということではないと思いますが、ぜひそのタイミングというのは慎重に御判断をいただきたいなど。

財政再建というのは非常に重要なところだろうと思っておりますが、それと県民ニーズというものをどうバランスを取っていくかというのは非常に難しいかじ取りだろうと思っておりますので、その判断、ぜひ慎重にお願いをしたいと思います。

それでは、最後に、堆積土砂の撤去についてお伺いしたいと思います。

近年10年に1度という災害が全国的に頻発をしています。そういった中で、昨年9月の集中豪雨において私の地元でも肱江川という川があるんですが、その肱江川が越水をしかかっています。その後の復旧対応などは、桑名建設事務所で対応してもらっているんですが、このケースというのは幸いにも、越水には至らなかったとはいえ、極めて危険な状況にあったということは間違いありません。

では、これ、事前の対応はどうであったかということ、堆積土砂の撤去については、県と市町で協議を行って、優先順位をつけて対応してもらっています。そして、その中で優先順位が高いという箇所はこの肱江川は実は入っていない河川でありました。つまり、ノーマークだった河川であります。

仮に、今年度中にしゅんせつを行う予定にしている、その前に災害が起きたというケースとは、これは大きく状況が私は違うと思っております。

恐らくこれが昨年9月じゃなくて、2年後に集中豪雨があったとしても、恐らく結果は似たような状況だったんだろうと思っております。

これは肱江川の対応がどうだったかということよりは、県全体の管理河川において言えることで、全体のボリューム、予算額を増やさないと現在の予算規模では頻発している自然災害に十分備えているということにはならない

んだらうと私は考えています。

これまでの県と市町との間で協議してもらって、過去に降った雨量等々を基に優先順位を決めていると思いますが、残念ながら近年の災害はその想定をはるかに超えるものとなっています。

そういったことから、これまでよりもさらに土砂のしゅんせつの速度を上げていかなければ、近年頻発する豪雨災害等には対応できないという状況になってきていると認識しています。

県は、令和2年度、来年度の当初予算の中で、河川の堆積土砂撤去として約17億5000万円の予算を計上し、これにより84河川、約27万立法メートルの堆積土砂の撤去が可能となっています。これは今年度の6月補正後の予算と比較すると、補正後の予算が約10億5000万円という規模ですので、差引きすると約7億円の増額にはなっています。

この予算増額で十分対応できると考えているのか、県の考え方をお伺いしたいと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** それでは、河川堆積土砂の撤去についてお答えをいたします。

河川に堆積した土砂の撤去は、河川の流下能力を回復させ、洪水時の被害を軽減させるために重要です。

堆積土砂の撤去に当たっては、出水後の河道内の埋塞状況とともに、背後地の利用状況や残土処分地の確保状況などを確認し、市町と協議を行った上で総合的に判断して優先度の高い箇所を選定して実施することとしております。

そのような中、近年は令和元年の台風第19号をはじめとして、自然災害が激甚化、頻発化する傾向にあり、地域の皆様から多くの御要望をいただいているところですが、十分な対応にまでは至っていない状況です。

そこで、少しでも御要望にお応えし安心につなげるため、議員からも御紹介がございましたが、令和2年度の当初予算におきましては、国が新たに創設する緊急浚渫推進事業も積極的に活用することにより、令和元年度6月補

正後予算と比べ、およそ7億円増となる約17億5000万円を計上し、堆積土砂の撤去を進めることとしております。

なお、出水後の影響により、河川への土砂の堆積は絶えず起こることから、今後も継続して撤去を行っていくことが必要と考えております。

このように、予算の増額を図り、対策を充実したとしても、気候変動に伴い激甚化、頻発化する災害に対しては、ハード対策のみでは限界があります。

そのようなことから、主体的な避難行動に資する取組として、洪水浸水想定区域図の作成や簡易型河川監視カメラの設置等を進めることにより、総合的な河川の安全対策を進めていきたいと考えてございます。

今後も、必要な予算の確保に努め、さらなる治水対策の強化につなげるため、堆積土砂の撤去を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。

総合的な対策を講じていくということではありますが、まずはハード的なしゅんせつをしっかりとするということが同時に重要だと思いますので、ぜひしっかりとやっていただきたいなと思います。

1点ちょっと確認をしたいんですが、緊急浚渫推進事業についてももう少し事業の概要を御説明いただければと思います。

○県土整備部長（渡辺克己） それでは、緊急浚渫推進事業について制度の内容についてお答えをさせていただきます。

令和元年の台風第19号による河川氾濫等、大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川等のしゅんせつがますます重要になってきております。

このことから、緊急浚渫推進事業は、新たに地方債の発行を可能とするための特例措置として創設されるものでございまして、河川や砂防堰堤等に係る土砂の撤去や樹木の伐採等が対象となっております。

地方財政措置といたしましては、充当率が100%で元利償還金に対する交付税措置が70%と財政的に優位な事業債でございまして、事業期間は令和2

年度から6年度までの5年間の特例措置となっております。

このようなことから、県といたしましては、この制度を最大限活用し、堆積土砂の撤去や河道内の樹木伐採等を積極的に進めていきたいと考えております。

以上です。

〔18番 倉本崇弘議員登壇〕

○18番（倉本崇弘） ありがとうございます。

非常に有利な事業だと理解いたしましたし、ただ一方で、5年という期限がついています。今年度この事業を最大限活用してもらって、堆積土砂のしゅんせつに取り組んでいただいていると理解していますが、ぜひこの5年間継続的に、5年間しかないわけですから、相当しゅんせつを必要とするところも県内山積しているような状況ですので、個々しっかりと対応いただいて、その事後どうするんだという話も当然あるんでしょうが、ただ、今できる取組としてはこの5年間の間、堆積土砂を少しでもためないように取ってもらうということが重要なのかなと思いますので、しっかりと御対応いただければと思います。

これで大体私が予定をしていた項目を終わって質問させていただいたんですが、2番、3番あたりは、これは産業に関するところ、4番、6番というのは、局面の変化に十分対応するべく取り組んでもらいたいという意図でお聞かせいただきました。

多くの方がこの三重県に住み続け、そして、やっぱり三重県に住んでいたいなと思うためには、産業をしっかりと元気にしていくということと、その状況に応じて的確に必要な予算措置をしていくということが必要だと思いますので、鈴木知事を中心にしっかりと県民の期待に応える県政運営をこれからも期待したいなと思います。

これで私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

（拍手）

○副議長（北川裕之） 50番 山本教和議員。

[50番 山本教和議員登壇・拍手]

○50番（山本教和） 自民党、山本教和です。早速、質問をさせていただきます。

私は知事に1点、アコヤガイの大量へい死等に対する今後の県の対応と太平洋・島サミットの開催を踏まえ、真珠の魅力発信にどのように取り組むのか、お聞かせいただきたいと思います。

世界中の真珠の中で海から取れるものというのは3%なんです。あとの97%は湖、沼、こういったところの淡水真珠なんです。

3%の海から揚がる真珠の中でアコヤガイとかシロチョウガイ、クロチョウガイとかマベガイとか、そういうものがあるんですけども、アコヤガイは大体3分の1、シロチョウガイ3分の1、クロチョウガイ3分の1、あと、マベガイと、こんなようなシェアだと思います。

その中で、ちょっとこの機会ですので、（実物を示す）97%を産出するというこれはイケチョウガイ、いわゆる淡水真珠なんです。中国で取れる真珠、もう、圧倒的な量で産出しています。これもそうですね。（実物を示す）これも淡水真珠、イケチョウガイです。

そこで、今、言っておりましたシロチョウガイです。（パネルを示す）これは、オーストラリアの北西部、ダーウィンというまちから1時間ぐらい、飛行艇、水上飛行機を飛ばして着水したところのアラフラ海です。ここで世界ナンバーワンのいわゆるシロチョウガイの玉が取れる、大玉が取れる、そんなふうに言われております。パスパレーという会社がここを漁場として生産しているということでございます。

そのシロチョウガイの大きさなんですけれども、（パネルを示す）私の顔よりも大きい、これもシロチョウガイです。こんなところへ1個だけ玉入れする、こんな貝です。（パネルを示す）これが、そうですね。1個だけです。

そこで、我々のアコヤガイですけども、アコヤガイはこれです。（実物を示す）大体1回使うと、もうこれで終わりなんですけれども、先ほど言った貝というのは何回も使用します。だけど、これ1回だけ。この貝に2個と

か3個を玉入れする、こんなことですね。

でも、この貝は非常に品質がよくて、色も品があって、とても日本人にぴったりの貝と、こんなことで百数十年ずっと買われてきたと、こんなことでございます。

このアコヤガイなんですけれども、（パネルを示す）この数字、真珠の生産量と生産額の推移であります。

この中で、一番多いところが昭和41年の数字でありますけれども、5万1400キログラム、兎がこの世界では通用しているんですけど、キログラムでいきますと5万1400キログラム、昭和41年です。ところが、平成30年は何と4300キログラムと、こういうように激減をいたしておるのでございます。

また、生産額は、平成2年、270億円でありましたけれども、平成29年に32億円と、こういうような数字であります。

これはあくまでも入札した数字でありまして、相対の商売とか小売全般にわたっていきますと、当時で1000億企業と、そんなふうに言われたこともあるわけであります。

真珠は本当に以前から地域経済を支えて、三重の顔として内外に美しさを発信してきたと、そんなことでありますが、一番初めに言いましたように、昨年の夏、大量へい死が起こったということでもあります。

知事の対応は素早かったです。現場に何度も訪れていただいて、直接、生産者の声を聞いて組合長の意見に耳を傾けたと。そういった姿がみんなに自信を与えたというふうに私は見ております。

真珠業界百数十年の歴史の中で、今まで何度となく被害を被ったわけがありますけれども、その都度、先人たちの努力ではねのけてきたと、こんなことであります。

この春から玉入れが始まりますけれども、貝の減少とか、特に、来年、再来年の稚貝、母貝の手当てをどうするのかということが、今、生産者の中で非常に懸念をしている。また、最大の課題ではなかろうかなと思います。

来年、太平洋・島サミットの開催の年、真珠業界にとってはグッドニュー

スではありますが、海の環境の整備、へい死の原因究明等、県の役割は非常に大きいと思いますけれども、今後、知事として、どう県として取り組んでいくのか、お聞かせいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） アコヤガイの大量へい死等に対する今後の県の対応、あるいは太平洋・島サミット開催を踏まえた真珠の魅力発信ということで答弁させていただきたいと思います。

本県の重要産業の一つであり、世界に誇る真珠養殖業において、昨年7月から、アコヤガイの外套膜が萎縮した症状やへい死が確認され、その後の被害調査で稚貝の平均へい死率が70%と特に高いことが明らかとなりました。

先ほど議員からも御紹介いただきましたが、私も昨年9月23日には実際の貝の状況を現地で確認し、今回の被害が今までにない事例であると改めて実感するとともに、複数年にわたって真珠生産への影響が懸念されることから、この状況を極めて重く受け止めています。

こうした中、国の増養殖研究所等の協力を得て実施した原因究明のための調査からは、へい死等の原因となる病原体は確認されませんでした。昨年、冬季の海水温が高く推移したことや、春から夏にかけて貝の餌となるプランクトンが少なかったことがアコヤガイの栄養状態の低下を招き、へい死等の発生に影響を及ぼしている可能性が示唆されました。

このため、県では、被害軽減に向けて作成した真珠適正養殖管理マニュアルの普及やマニュアルに基づくアコヤ避寒情報の発行、英虞湾内に設置したICTブイによる水温や塩分データのリアルタイム情報の提供を行っており、生産現場では、ICTブイやアコヤ避寒情報からの高水温傾向の情報を受け、避寒時期を遅らせるなど、提供した情報を有効に御活用いただいているところであります。

また、経営支援対策として、制度資金の無利子化等に取り組むとともに、先ほど議員からもありました真珠養殖業者の皆さんが大変切望しておられる、複数種類の稚貝の生産を三重県水産振興事業団において今月から開始し、4

月下旬頃から順次配布できる見込みでありまして、この数量などについては、御要望を大体満たせる量であるというふうに認識をしております。

令和2年度からは、これまでの取組に加え、水産研究所の研究体制をさらに強化するとともに、新たに環境調和型真珠養殖システム構築事業において、へい死等の原因究明に取り組むほか、サステナブルやエシカルといった県産真珠のブランドイメージの向上を図ります。

また、国の研究機関や大学、市町等関係者の皆さんと連携した研究コンソーシアムによる原因究明への取組を加速させていきたいと考えています。

今後も、真珠養殖業が持続可能な強い産業となるよう、へい死等への対応については、一つ一つの課題を丁寧に検討しつつ、真珠養殖業者の皆さんに寄り添ってしっかりと取り組んでいきます。

また、G7伊勢志摩サミットから5年の節目となる来年に、太平洋・島サミットの開催が決定いたしました。

アコヤガイの大量へい死等により厳しい状況が続いている中、2月14日には三重県真珠振興協議会から、山本議員にも御同席いただいて、太平洋・島サミットにおいて、官民一体となった真珠の魅力発信についての御要望をいただき、このチャンスを生かそうという皆さんの強い思いをしっかりと受け止めさせていただきました。

早速、先週に外務省の担当局長にお会いした際には、真珠養殖業界などの皆さんからそういう要望が出ているので、具体的に相談させてほしいとお願いをしまいったところであります。

県としましても、真珠産業のさらなる振興に向け、伊勢志摩サミットのレガシーを生かしつつ、太平洋・島サミットの開催前後の機会をしっかりと捉え、太平洋島嶼国では、日本の技術を参考に真珠を生産している国もあり、真珠に対する関心も高いことから三重県の伊勢志摩のサステナブルな宝石である真珠の国内外への魅力発信について、官民を挙げて全力で取り組んでまいります。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。

今から、渡邊副知事をはじめ、10人の部局長にお伺いしたいと思います。

皆さんは、学校を卒業時、就職時にゼミの先生や先輩や家族、いろんなアドバイ스가あったと思うんですね。

民間がええのか、公務員がいいのか。親は、公務員、いいよねと言うておるし、どうしようかな。坂の上の雲を眺めながら自分の将来を考えて、よし、県庁を受験しようと、こういうことだったと思います。よいしょと言ったかどうかは分かりませんが、県庁に入られたと。以来40年、県民の幸せのために精いっぱい頑張ってきた方々であります。

渡邊副知事にお伺いします。

昭和52年に入庁されて、40年以上の長きにわたって数々の要職を歴任され、県政の推進に尽力されてこられました。

副知事は現在、三重県県産材利用推進本部長として活躍されておりますけれども、県産材が見直されている今、ウッドファースト社会の実現に向けた県産材利用推進本部の今後の在り方について、本部長としての思いを聞かせていただきたいと思います。

〔渡邊信一郎副知事登壇〕

○副知事（渡邊信一郎） それでは、三重県県産材利用推進本部の今後の在り方について、本部長としての思いについてお答えしたいと思います。

持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsにおいて木材利用の推進は、陸の豊かさを守ろうなど複数の目標達成に貢献する大変重要な役割を担っていると考えております。

建築物をはじめ、私たちの暮らしの中で、木材を利用することはぬくもりのある快適な空間を創出し、健康の増進や生産性の向上につながるほか、地域経済の活性化や雇用創出、第2の森林としてCO₂の長期固定をするなど、我々が直面する様々な課題の解決に大きく貢献するものです。

これまで、県におきましては、公共建築物における木材利用の促進を図るため、平成17年に副知事を本部長とし、関係部局で構成する三重県県産材利

用推進本部を設置するとともに、平成22年にはみえ公共建築物等木材利用方針を策定し、県及び市町施設の木造、木質化に取り組んでまいりました。

この結果、県内の全ての市町において公共建築物等木材利用方針が策定され、各市町施設の木造、木質化の取組が進められており、三重県における公共建築物の木造率も全国平均を上回るなど一定の成果も出ているところです。

また、民間企業においても、近年SDGsへの対応や地域への社会貢献などが求められており、木材の利用は、その具体的な手法として注目されています。

県ではそういった活動を応援するため、事業所や店舗等で木を使っていただく事業者の皆様を県としてもしっかりとPRしていく、三重県木づくり宣言事業者登録制度を平成30年度に創設いたしました。

現在、旅館やオフィスなどにおいて、9事業者の皆さんに御登録いただいているところであり、私も登録書の授与式に出席し、事業者の皆さんの前向きな取組内容や思いを聞かせていただき、改めて県産材の利用促進の重要性を認識いたしました。

また、民間企業が70階建ての木造高層建築物の開発構想を発表するなど、官民を問わず、木材利用に関わる機運が大きく高まっており、県としましても、中・大規模建築物における木造・木質化の提案を行うことができる建築士の育成に取り組んでいるところです。

こうした取組の状況や、現在県議会の検討会において、仮称ではありますが県産材利用促進条例について御議論いただいていることなどを踏まえまして、県産材利用推進本部としても公共建築物等における木造、木質化について引き続き推進するとともに、民間事業者の皆様、県民の皆様と連携、協力体制の構築などについて検討を進め、ウッドファースト社会の構築に向けてオール三重で取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔50番 山本教和議員登壇〕

〇50番（山本教和） ありがとうございました。

本来なら、再質問したいんですけど、まだまだたくさんお聞きしたい方々
がみえますので、次に行かせていただきたいと思います。

医師確保についてであります。

平成16年に例の医師臨床研修制度が導入されて、県内病院への医師派遣の
停止や引揚げが行われた大変な影響を被ったのであります。

県はその後、県立県営の病院経営から独立行政法人だとか、県立民営の指
定管理者制度を導入してカーブを思い切ってきたということを今でも覚えて
おります。

常任委員会でも、かんかんがくがくの議論を展開されたということであり
ますが、福井部長は、当時、医療政策室長として医師確保に取り組まれたと
いうことであります。

国も現在、地域医療構想の充実に向けて注力しておりますけれども、三重
の今後の医師確保に向けて部長の所見をお伺いしたいと思います。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 医師確保対策についての今後の取組について御
答弁申し上げます。

平成16年の新医師臨床研修制度の導入以降、臨床研修医が研修先の病院を
自由に選択できるようになり、県外に流出するなど、従来からの大学による
医師の派遣調整が難しくなったことから、救急医療等に大きな影響を及ぼす
ほどの深刻な医師不足の状況となりました。

このため、本県では、平成20年度から三重大学医学部定員の増員や地域枠
の設定と併せ、医師修学資金貸与制度を抜本的に改正するなど、若手医師が
県内に定着するよう、様々な取組を進めてまいりました。

その結果、県内の臨床研修病院に採用された臨床研修医の人数は、平成19
年度以前は70人台で推移しておりましたが、その後、徐々に増加をし、現在
では110人から120人の臨床研修医が県内の医療機関で勤務を行うようにな
りました。

また、過去10年間に増加した県内の医師数は40.9人で、全国11位となるな

ど、着実に増加をしております。

しかしながら、県内の状況を見ますと、東紀州地域をはじめ、志摩や伊賀地域など医師不足の状況が続いており、依然として医師の偏在解消には至っておりません。

このため、県では地域医療対策協議会等からの御意見をいただきながら、今年度中に、三重県医師確保計画を策定し、医師確保対策を一層進めていくこととしております。

具体的な取組といたしましては、三重大学や県内医療機関など関係者と連携いたしまして、これまで増加してきた地域卒医師や医師修学資金貸与者を中心に医師の派遣調整を行うとともに、専攻医等の若手医師に対するキャリア形成支援などを行うことで医師の偏在解消を図りたいと考えております。

地域医療を取り巻く環境が最も厳しい状況でございました平成20年頃と比べますと、医師不足の状況は徐々に改善はしておりますが、これは、三重大学や医療機関、関係団体、住民の皆さんが一体となって取り組んできたこと、そして、若い医師が三重県の医療をよくしたいという熱い思いがあったからこそだと思えます。

10年前にまいた希望の種が一日も早く花を咲かせるよう、県全体が一つになって取り組んでまいりたいと考えております。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。

続きまして、井戸畑環境生活部長にお伺いしたいと思います。

部長は、これまで企画畑を長く歩んでこられ、総合博物館とかそういった建設にも尽力されたように聞いております。

また、犯罪被害者等支援条例等の制定にも頑張ったということでもあります。

今議会に議案として出されている三重県環境基本計画は、環境行政のまさにマスタープランであり、今後の10年間を見据えた計画であろうと思えます。

今、地球温暖化の影響で、環境が危機に直面しているということですが、県として今後の10年間何をすべきなのか、部長の思いを聞かせていた

だきたいと思いをします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 本定例会に提案しております三重県環境基本計画につきまして、今後どのように取り組んでいくのかということについてお答えしたいと思います。

三重県環境基本計画につきましては、SDGsやパリ協定等、昨今の環境を取り巻く状況の大きな変化を踏まえまして、2年前倒しで改定するものです。

改定に当たりましては、目標年度をSDGsに合わせ2030年度とし、目指すべき社会については、脱炭素社会を見据えた低炭素社会、循環型社会、自然共生社会、生活環境保全が確保された社会、この四つの社会の構築を目標として掲げております。

この計画では、SDGsの考え方を取り入れた三つの大きな特徴がございます。

一つ目でございますが、SDGsの特徴の一つであるバックキャストの考え方、すなわち未来の目指すべき姿を規定し、そこから逆算して今何をすべきかを考えるというアプローチを重視したことでございます。

本計画におきましてはこの逆算の考え方にに基づき、まず、長期的な視点で2050年における目指すべき持続可能な社会を規定し、次に、これに向けまして目標年度であります2030年度の目指すべき姿や取り組むべき施策の方向性を示しております。

2点目ですが、環境、経済、社会の統合的向上、言い換えれば、環境課題の解決だけではなく、経済的あるいは社会的な課題の解決にも貢献するという観点から、目指すべき三つの社会を実現するための施策ごとの目標と方向性を示すとともに、各施策分野の関連性を意識して、環境施策を総括的に捉える視点や、環境施策を主軸とした分野横断的な施策展開の考え方についても示していることです。

三つ目ですが、このような分野横断的な取組を推進する上で、協創やパー

トナーシップを重視していることで、新たな計画では、関係分野の施策との相乗効果を最大限に生かすため、オール三重での環境施策を推進していくこととしております。

そしてもう一つ、私が大事にしたいと考えてまいりましたことは、この計画を決して絵に描いた餅で終わらせないということでございます。

そこで、毎年施策ごとの主な取組の成果や課題について、分野横断的な取組事例と併せまして、年次報告書となる三重サステナビリティレポートとして取りまとめを行います。

この報告書につきましては、県議会、あるいは三重県環境審議会に報告し、県民の皆さんに公表するとともに、計画の進行管理に活用し、翌年度以降における取組の改善に生かすこととしております。

また、取組の主体となる県民や事業者、関係団体、さらには学識経験者、県等で構成する、サステナビリティ委員会を設置いたしまして、この年次報告書を活用しながら、計画の進行管理を行うこととします。

この委員会では、県の主な取組について、分野横断的な視点で研修を行うとともに、様々な主体との新たな協創の仕組みを検討するなどして、本計画に基づく取組を着実に実施してまいります。

こうした推進体制の下、持続可能な社会を実現し、将来の世代へ継承してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。

引き続きまして、廃棄物対策についてであります。

中川局長にお伺いいたします。

局長は、企業誘致にも尽力され、ごみゼロ運動を強力に推進されたと。また、産廃の不適正4事案の解決に道筋をつけたというふうにも言われております。

令和2年度当初予算でもプラスチックごみ対策、食品ロス削減など新たな

課題に取り組みたいといたしておられます。

今、社会的要請がますます高まる廃棄物対策について、今後のあるべき県の姿などをお聞かせいただきたいと思います。

〔中川和也環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也） 廃棄物対策について、今後どのように取り組むのかということについて御答弁を申し上げたいと思います。

県の廃棄物対策につきましては、これまで持続可能な循環型社会の構築を目指して、適正処理や3Rの取組を推進してきたところでございます。一方で、産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行により環境修復事業を行っている四日市市大矢知・平津事案等4事案がございまして、地元住民の方々とリスクコミュニケーションを重ねながら事業を進めてまいりました。

このような不適正処理事案を二度と発生させてはならないとの思いから、産業廃棄物の適正処理を推進するために、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や早期発見、早期是正につながる厳正な監視指導など、県民の皆さんが安全・安心を実感できる取組として、不法投棄を許さない社会づくりを積極的に推進しているところでございます。

また、廃棄物の3Rの推進につきましては、ごみゼロ社会の実現に向けて、県民、事業者、関係団体などの多様な主体との連携の下で取り組み、例えばレジ袋の有料化につきましては、平成24年度には県内全市町で実施され、レジ袋辞退率も8割を超えるなど、市民生活に定着しているところでございます。

今後の廃棄物対策につきましては、これまでの取組に加え、現在、世界レベルの課題となっている海洋プラスチックを含むプラスチックごみ対策など、新たな行政課題にも的確に対応していくことが求められております。

こうした中で、本県においては、プラスチックごみ対策として、四日市をモデル地域に、様々な主体の協力を得ながら総合的に取組を進めていく、みえプラスチックスマートプロジェクトなどにより、県民や事業者と行政が共に取り組んでいける事業展開を図っていきたいと考えております。

このように、県としましては、様々な主体と連携をして、環境、経済、社会の統合的な向上を目指すSDGsの考え方も取り入れながら、廃棄物対策を推進していくことで持続可能な社会の実現を目指していきたいと考えております。

以上です。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。

次、南部地域の今後の活性化についてであります。

まちが有する魅力が人を呼び込んで、その人が集まって仕事を興すと。地方創生の最終目標は、人口減少にいかん歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持発展させていくか、こういうことだというふうに言われております。

伊藤局長は、南部地域の発展のために、特に東紀州の振興に懸命に頑張っておられたと、そんなふうに思っております。

ただしかし、起死回生策というのはなかなかないんですね。南部地域はまさに今言われておりますようなSDGs、海あり山あり歴史あり文化を有する、まさに持続可能な住みよい地域でありますけれども、若者が定住しにくいと、こんな地域であります。

起死回生策はないけれども、私の思いは、地域にある民間企業をどう巻き込んでいくか、行政と一緒に地域振興に寄与していくかということが一つの方策だと、私自身はそう思っているんですけども、伊藤局長の思いも込めて、今後の県の在り方についてお伺いをしてみたいと思います。

〔伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子） 南部地域の課題解決のために効果的な民間事業者を巻き込んだ取組につきまして、今後どのように取り組むかについてお答えしたいと思います。

南部地域は自然や文化が豊かで美しく、地域資源に恵まれた地域でございます。

一方で、高等教育機関や若者が希望する就職先が少ないことなどから、進学や就職を機に地域を離れる若者が多く、人口減少が待ったなしの切実な課題となっております。

南部地域におきまして、持続可能な地域づくりを進めていくには、雇用の創出、地域での生活の維持など、多くの課題について包括的に取り組むとともに、行政、住民、企業、大学など多様なステークホルダーの積極的な参加を促進することが重要だと考えます。

そのため、南部地域が市町の枠を超えて連携し、広域的な視点から対策に取り組むほか、民間団体や企業とともに、雇用を確保し定住促進につなげ、地域を活性化させていくことが必要であると考えています。

今年度は、熊野古道世界遺産の登録15周年として記念事業を実施いたしました。その実行委員会では、5周年、10周年のときと異なり、南部地域内外から民間団体、企業を含む206もの団体に参加していただきました。

企業の参加により、機内誌への熊野古道の記事掲載、熊野古道伊勢路図絵の発行、ウォーキングイベントの開催、地元の製菓業者による15周年記念の菓子の製作、販売など、取組や活動の幅が飛躍的に広がり、大きな盛り上がりを見せました。

また、南部地域活性化基金につきましては、事業の要件の見直しを行い、連携の枠を拡大し、民間団体、企業、大学との連携も支援対象といたしました。

来年度は、中部電力や尾鷲商工会議所と連携したおわせSEAモデルプロジェクトの中で、新たな技術の活用等によるビジネス創出への支援を予定しています。このような民間団体、企業との連携により、雇用とともに地域の活力向上に結びつくことを期待しています。

このほか、来年度にはフェアフィールド・バイ・マリオットホテルやアクアイグニス多気・VISIONなど、民間の観光施設の開業が予定されていません。

また、民間団体や企業を巻き込んだ観光の産業化を図るため、東紀州地域

振興公社は日本版DMOの登録を目指します。

先日は、志摩市における、太平洋・島サミットの開催が決定するなど、民間団体・企業と連携するチャンスが広がっております。

これらのチャンスを着実に生かし、雇用確保、定住促進へとつながるよう、より多くの民間団体、企業と連携した取組を南部地域全体で展開していきたいと考えております。

地域の活性化は、先ほど議員がおっしゃったように長い時間がかかりますし、成果がなかなか現れにくいこともございますが、南部地域活性化局は、地域の皆さんとともに、また、地域に寄り添いながら引き続き努力を積み重ねてまいりたいと考えております。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。

次は、中小企業・小規模企業の振興についてであります。

村上雇用経済部長は、首都圏営業拠点三重テラスの開設にも努力され、伊勢志摩サミット推進局長として活躍されたということであります。

アベノミクス3本の矢の中で、一番大事な成長戦略というふうに言われておりますけれども、平成の30年というのはなかなか成長戦略というのがなかったというふうに経済界からも言われております。

そんな中で、予算決算常任委員会のときに、私、申し上げましたけれども、アメリカのGAF Aとか、あと中国の企業から追いつき追い越されていると、こんなような状況がずっと続いてきたのかなと、そんなふうに思います。

一つの例として、東証一部の上場企業でキーエンスという会社があるんですね。このキーエンスは、10年前に自社でドローンをやろうということを計画されたみたいなんですけれども、行政、政府の支援がなかなか取りにくくて、この分野から撤退したというふうに経団連とか経済同友会から言われております。もし、あのとき、このドローンの作成に政府からの支援があれば、今頃、世界の空の革命、まさに世界を席卷している、こういうふうにも言われておるわけでありまして。この分野は、もちろん中国が先行しておりますけ

れども、今後日本で関係する企業は頑張ってもらいたいし、それを支える中小企業は精いっぱい頑張ってもらいたいな、そんなふうに思っておる1人でございます。

今、経済は混沌としておりますけれども、県内の中小企業・小規模企業に対してどのように県が支援できるのか、こういうことをお伺いしたいと思います。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、中小企業・小規模企業の振興についてお答えさせていただければと思います。

県内企業数の99.8%、従業者数の88.3%を占める中小企業・小規模企業は、本県の経済を牽引し、地域社会の持続的な形成、維持に寄与する重要な存在だと考えております。

こうした認識の下、市町や企業、金融機関、商工団体、学識経験者など多くの関係者の意見を踏まえまして、平成26年4月に三重県中小企業・小規模企業振興条例をスタートさせました。

この条例は、国に先駆けて、小規模企業支援を明確にするとともに、三重県版経営向上計画認定制度の創設や中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置を規定するなど、具体的な施策を明示していることを特徴としております。

私は、中小企業・小規模企業振興においては、現場の声をしっかりと聞きし、政策に反映することが一番大切であると考え、雇用経済部では毎年、企業1000社訪問、5000社アンケートを実施しております。

私自身、県内5地域で開催いたします中小企業・小規模企業振興推進協議会や、六つのエリアで開催する地域懇談会には全て参加をいたしまして、企業や市町、金融機関、商工団体の方々の御意見を伺うとともに、3年間で約300社を訪問させていただきまして、直接、経営者の方々と意見交換を行う中で、新たな施策につなげてまいりました。

こうした中、今年度上期は、制定から5年が経過をした三重県中小企業・

小規模企業振興条例に基づく支援施策の効果について総合的な検証を行いました。その結果、県内総生産や有効求人倍率などの経済指標は、条例施行前と比べて改善傾向を示しているほか、三重県版経営向上計画の認定を受けた企業では売上げや利益が着実に増加するなど、条例に基づく施策は実を結びつつあると考えております。

一方、経済・社会情勢の変化によりまして、中小企業・小規模企業は、ICT活用による効率化、人口減少に伴う労働力不足、働き方改革、自然災害の頻発など、新たな課題への対応に迫られており、また、直近では、世界情勢の懸念や新型コロナウイルス感染症の影響等により、先行きに対する経営者の不安の声を聞いております。

そこで、県といたしましては、本県経済を支える中小企業・小規模企業が新たな課題に的確に対応できるよう、三重県中小企業・小規模企業振興条例を改正し、ICTを活用した生産性の向上や労働力確保、健康経営の視点を加えた働き方改革の推進、事業継続力の強化などに取り組んでまいります。

さらに、中小企業・小規模企業が経済の下振れリスクを乗り越え、引き続き地域社会の持続的形成維持に重要な役割を果たすことができるよう、多様な課題への対応、伴走型支援の拡充、新しい挑戦への支援による分厚い支援を、商工団体をはじめとする関係機関と一緒にを行い、若者にとって魅力ある産業の創出に取り組んでいきたいと考えております。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。

続きまして、渡辺県土整備部長に地震・津波対策についてお伺いさせていただきます。特に、津波についてであります。

部長は、県土整備部の各事務所勤務を経験されてきたということで、それぞれの地域の課題をよく認識されて県土整備の行政の展開に非常に役立つし、また一生懸命に頑張ってくられたと、そんなふうにも聞いております。

この1月24日に、国の地震調査委員会が南海トラフ地震に伴う津波の確率について発表されたのであります。

高さ5メートル以上の津波の確率が高い地域は、紀州の尾鷲市、熊野市、それから志摩市、大紀町、南伊勢町、紀北町ということであります。

8年前に内閣府の中央防災会議が、最大津波の高さが、鳥羽市が26メートル、志摩市が26メートル、南伊勢町が22メートルということを発表したのを記憶しておりますけれども、今後、三重県のハード整備の対策として、住民の心構えについて県土整備部長の今後の県としての方針をお聞かせいただきたいと思えます。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 南海トラフ地震の確率論的津波評価の発表を受け、地震・津波対策の現状の取組と今後の方針についてお答えいたします。

本県では、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震などの大規模地震、津波に備え、海岸堤防や河川管理施設等の地震・津波対策を進めています。

海岸堤防については、本県の特に関東南部地域において現況堤防よりもはるかに高い津波が地震発生後短時間で来襲することが想定されていることから、被害を最小化させる取組として、海岸堤防強靱化対策を重点的に進めているところです。

海岸堤防強靱化対策とは、海岸堤防の天端や裏のりなどをコンクリートで被覆することで、津波が堤防を乗り越えても決壊しにくい粘り強い構造とし、地域住民の方々の避難時間を少しでも確保できるようにする対策です。

また、地盤の液状化の可能性が高い地域においては、液状化による海岸堤防の沈下や崩壊を防止する対策も進めています。

河川においては、河口付近における河川堤防や水門、樋門の耐震対策、道路では、橋梁の耐震対策や津波浸水想定区域を回避するバイパスの整備、津波想定高さを考慮した道路の整備等も進めています。

また、民間の建築物についても、県民の方々がお住まいの木造住宅や災害時に避難所として活用されるホテル等の不特定多数の方が利用する大規模建築物等の耐震化を促進しています。

国や地方自治体の防災対策のベースは、基本的には内閣府が平成24年度に

公表した南海トラフ巨大地震の被害想定であり、今回の地震調査委員会による発表によって変わるものではありません。

まずは、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策や補正予算も活用し、現在進めている対策を着実に実施してまいります。

南海トラフ地震などの大規模地震から県民の皆様の生命と財産を守るためには、地震・津波対策を引き続き強力に進める必要があります。このため、今後も対策に必要となる予算、財源の安定的な確保をあらゆる機会を捉えて国へ働きかけ、必要な事業の継続やさらなる充実に努めてまいります。

津波への対応といたしましては、県民の皆様には、とにかく適切な避難行動を取っていただきたいと考えております。

県としましては、引き続き関係部局間で連携を図り、ハード整備とソフト対策一体となった地震・津波対策を的確に進めていきたいと考えております。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。

続きまして、山神企業庁長にRDF焼却・発電事業の終了についてお伺いしたいと思います。

山神庁長は、発電所の稼働後間もなく企業庁に着任をされて、平成15年8月のあのRDF貯蔵槽の爆発事故も経験されて、御苦労も多かったと、こんなふうにあります。

事業終了に向けて、今後どのように県として取り組んでいくのか、お伺いさせていただきます。

〔山神秀次企業庁長登壇〕

○企業庁長（山神秀次） RDF焼却・発電事業の終了に向けてどのように取り組むのかについて御答弁申し上げます。

まず初めに、平成15年8月19日に発生したRDF貯蔵槽爆発事故につきましては、誠に痛恨の極みであり、改めて事故でお亡くなりになられた消防職員お二人の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族に対しまして衷心よりお悔やみ申し上げます。

RDF焼却・発電事業につきましては、平成30年7月19日の三重県RDF運営協議会総会決議に沿いまして、昨年9月17日に三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却・発電を終了し、12月21日をもって電気事業法における同発電所を廃止したところでございます。

これまで当該事業への御理解と御協力をいただきました山本教和議員をはじめ県議会議員の皆様、並びに地元住民、関係各市町等の皆様方に対しまして、この場をお借りし、改めて心からお礼を申し上げる次第でございます。

現在、当庁では、RDF焼却・発電施設の撤去設計業務委託等を進めているところでございまして、令和2年6月末頃には撤去に係る概算費用や工期等が明らかになる見込みでございます。

これを踏まえ、関係部局等と十分に協議、調整の上、関係各市町等と連携し、地元住民の皆様方に丁寧の説明を行い、その御理解をいただきながら周辺環境や安全対策に十分配慮して施設の撤去等を進めてまいりたいと考えております。

また、事業の総括につきましては、全ての業務が終了した段階で関係部局と連携し、環境政策の視点も含めた事業全体の検証を行うとともに、市町の御意見も取り入れ、改めて行うことといたしております。

さて、企業庁は、いわゆる現場を多く抱える職場であり、とりわけ、RDF貯蔵槽爆発事故を現場で体験した職員の1人として、安全は何よりも大切と考え、あらゆる機会を捉えて、職員一人ひとりに、安全第一で業務に臨むよう伝えてきたところでございます。

今後とも、企業庁全職員がRDF貯蔵槽爆発事故の教訓と反省を心に刻み、安全を最優先に、施設撤去等の業務を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。

続きまして、水島監査委員事務局長にお伺いします。

局長は、農林水産部の副部長を務められ、雇用経済部の観光局長を歴任され、三重県の観光振興に尽力されたことを覚えております。

農林水産部も雇用経済部も監査をされる側であり、今は監査をする側、まさに両方を歴任した経験を生かして、平成29年の地方自治法の改正によって監査基準の策定に向けて事務局のマネジメントで御苦勞した点をお伺いしたいと思います。

〔水島 徹監査委員事務局長登壇〕

○監査委員事務局長（水島 徹） それでは、監査基準の全面改正等に当たりましてどのように取り組んできたのかにつきまして、事務局長の立場でお答え申し上げたいと思います。

地方自治法は、平成28年に第31次地方制度調査会が行いました人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスの在り方に関する答申を受けまして、平成29年に改正されました。

この改正は、長における内部統制方針の策定、監査制度の充実強化などを内容とするものでございまして、特に監査委員に対しましては、令和2年4月1日までに監査基準を策定し、当該監査基準に基づいてこの4月1日以降監査等を行うことが義務づけられたところでございます。

そこで、監査委員の命を受けまして、事務局内に監査基準策定チームを設置いたしまして、全庁的に事務処理ミスが散見されていることも踏まえ、監査の立場で何ができるかという観点から、事務局全体で検討を進めてまいりました。

また、本県では、法改正の前から独自に監査基準を定めて監査等を実施してまいりましたので、従来から本県の監査等に定着している事項を平成31年3月に総務大臣から示されました監査基準案に追加、修正する形で、事務局案を取りまとめ、本年2月17日の監査委員の合議により新しい監査基準が作成されたところでございます。

施行後におきましても、内部統制制度の進捗と並行して、監査制度のさらなる充実強化が必要であると考えております。

私は、監査は過去を見るものでございますが、将来のミスをなくすことが目的であるとの思いを事務局職員に対して繰り返し伝えてまいりました。

また、従来は、ともすれば監査指摘事項の改善のみをもってよしとする傾向があるように感じましたので、監査指摘事項の水平展開を図るため、平成30年度から全職員向けにメールマガジンを発行するとともに、事務局職員が予備監査に赴いた際などに、定期監査や財政的援助団体等監査で見られる誤りや改善方法の周知に努めてきたところでございます。

これからも、監査委員を支える事務局といたしまして、職員が全庁的な事務改善に資するとの意識を持って業務に取り組み、県全体の事務が滞りなく適切に執行されることを期待しております。

以上でございます。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。

最後になりました。教育の取組についてであります。

廣田教育長は三重県教育委員会ですべて初めての女性教育長として教育振興に頑張っておられたと思います。

そこでお伺いします。まず1点が県立水産高等学校の実習船しろちどりについてです。

三重県で唯一の水産高校の実習船でありまして、建造して20年が経過いたしておりますけれども、新造船の建造計画はいかがなものか、こんなふうにお伺いしてお伺いさせていただきます。

それから2点目、最後でありますけれども、学力向上についてであります。

三重の子どもたちの学力向上は、数ある教育課題の中で大きな課題でもあります。今後の学力向上に向けてどのような取組をされていくのか、お伺いしていきたいと思っております。お聞かせください。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） まず1点目、老朽化したしろちどりの今後についての御質問でございます。

水産高校では、将来の水産業の担い手や水産関連産業で活躍できる人材の育成を目指して、漁業、食品製造、航海などの専門教育を行っています。

実習船しろちどりは、より実践的な水産教育を行う場であるとともに、生徒が航海実習を通じて協調性などを身につけ、人間的にも成長できる場にもなっています。

現在の船は建造20年が経過しておりますが、安全を最優先に船員が丁寧に航海ごとに点検するとともに、毎年の夏季ドックでの検査員の指示に従い、部品交換などを行いながら運航しています。

これからの水産教育については、沿岸・近海漁業、養殖業など県内水産業の動向を踏まえるとともに、何よりも子どもたちの学習ニーズや進路希望に応えられる教育内容を考えていく必要があります。

実習船しろちどりの今後の方向性については、このような状況を鑑み、検討したいと考えております。

2点目の子どもの学力向上の取組についての御質問でございます。

子どもたちの学力が向上することは、自己肯定感や、チャレンジする力を高め、将来の夢を実現するための可能性や選択肢を広げることにつながります。

子どもたちの学力向上に向けては、県教育委員会と市町教育委員会が一体となって、学校の、できなかつたことをできるようにする取組や教職員による子ども一人ひとりの学びに寄り添ったきめ細やかな指導、家庭の生活習慣の確立、地域の学習支援など、改善を図りながら様々な取組を進めてきました。

このように、これまで積み上げられてきた取組や思いが子どもたちの分かった、できたや、やる気へとつながり、最後まで諦めずに粘り強く取り組む姿勢に表れてきたと考えております。

子どもたちの頑張っている姿について、学校から聞かせていただくことが年々増えていることを大変誇りに思っているところでございます。

今後も子どもたち一人ひとりが明日への希望とともに、それぞれの花を大

きく咲かせられるように、学校、家庭、地域が一体となった取組が一層広がり深まることを期待しております。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。

少し時間がありますので、最後、再質問を教育長にさせていただきたいと思えます。

時代の経済構造が変わってきて水産に対する国民の意識というのが少し薄れてきているのかなと思うけれども、水産高校の入学式とか卒業式に行くと子どもたちは生き生きとして、就職が多いですけれども、就職すると第一線で立つということでもあります。

なぜならば、水産高校の中で生徒に学校側はいろんな資格を取らせて就職率100%と、こういうような誇るべき地元の高等学校でありますので、その実習船が老朽化しているということで、そりゃ建造費もかかるでしょうけれども、大きさとか、いかに多様性を含めた船であるのかというのはいろんなことを勘案しながら、今後取り組んでいただければどうかと、こんなふうに思っておるところであります。

それから、学力向上についてでありますけれども、私どもも今まで常任委員会で北陸の福井県や、それから、山形県、秋田県、青森県、北海道から沖縄県教育庁などに行って、学力向上についての勉強をしてまいりました。

資料をいただいておりますと、平成29年度の全国学力調査の結果、全国平均正答率を上回った教科は8教科中1教科、中学校の数学Aでありました。

また、平成30年度の結果は、10教科中、中学数学Aにとどまるというようなことでありましたけれども、今年度の調査では、5教科中3教科、小学校の国語、算数、中学校の数学、これが全国平均正答率を上回ったと。また、1教科、中学の英語でありますけれども、全国平均正答率と一緒と。つまり、5教科中4教科で全国平均を上回ったというような結果でありました。

子どもたちが将来、夢や希望をかなえるために必要となる学力が身につけてきたのかなと思えます。

今後の未来へのまさに礎ができたというようなことじゃないかと思えますけれども、もう一度、3年間にわたって三重の教育のまさに先頭に立って頑張ってきた教育長に学力向上についての思いをお聞かせいただければなと思えます。

○教育長（廣田恵子） 学力向上につきましては、議員に先ほど御紹介いただきましたが、平成31年度の調査の結果というのが、5教科中3教科で全国平均正答率を上回り、英語が同値、同じ結果であったということで、調査開始以来最もよい結果というふうになったということでございます。

これについては、やっぱり子どもの学力が向上するということは、先ほども答弁させていただきましたが、いろんな選択肢が増えると、基礎的な学力があれば、何かをしようと思うときに、そのことを基礎として自分で選択できると、そういうようなことの力の本当の基礎の基礎になると思えますので、私は3年間、そのことが少しでも、どの子たちにも学びが深まるようにということで、みんなと一緒に取り組んできたという結果がこのような結果になったんだと思えます。

ただ、私の3年間だけの取組ではなくて、本当に、今まで築き上げられてきた取組、改善に改善を重ね、こういう結果で駄目だったんだからこうしたらどうだってことで、みんなで話し合いながら取組を進めてきたことが、このような結果になったと思えますので、今後もやっぱり、みんなで知恵を出し合って、子どもたちにどういうことを知っていてもらいたいのかという原点に立ちながら、それこそ先ほども花を咲かせるというような表現を使わせていただきましたが、そんなふうになったらいいなと考えております。

それから、もう一つは、議員から紹介はなかったんですが、平均の無答率という答えを書かないというところについても、調査開始以来、一番無答率が少なかったという結果になっておりますし、それから、全ての書く問題で最後まで書こうと努力をしたということについても調査開始以来最も高くなっております。それから、先生については、授業やテストで間違えたところ、理解していないところについても分かるまで教えてくれるということに

ついても増加傾向でございますし、全国平均を上回る状況が続いております。

それから、あと、授業の内容がよく分かるということについても増加傾向にございまして、現場で教職員の皆さんが一生懸命子どもたちのために基礎的な力をつけようということ而努力していただいている、その結果がたまたま私はこちらで、このような形で答弁させていただきますが、みんなの力が結実して結集した形だと考えております。3年間の思いというのは、包含した形で申し上げますと、ちょっと長くなりましたがそんな形というふうに思っております。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。

知事はじめ、副知事、各部長に答弁いただきまして本当にありがとうございました。

これをもちまして、私の代表質問を終わらせていただきます。（拍手）

○副議長（北川裕之） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（北川裕之） 暫時休憩いたします。

午後3時48分休憩

午後4時5分開議

開 議

○議長（中嶋年規） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会 議 時 間 の 延 長

○議長（中嶋年規） この際、会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により午後7時まで延長いたしたいと存じます

が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、本日の会議時間は午後7時まで延長することに決定いたしました。

質 疑

○議長（中嶋年規） 日程第2、議案第1号から議案第71号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。10番 廣 耕太郎議員。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇・拍手〕

○10番（廣 耕太郎） 新政みえ、伊勢市選出の廣耕太郎でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、議案質疑をさせていただきたいと思っております。

まず最初は、議案第2号に関する質疑でございまして、防災訓練費の考え方についてお聞きしたいと思います。

この防災訓練費は、今年は3873万円、予算が上がっていました。これは内容的には、伊勢湾台風の60周年とか、昭和東南海地震の75周年を記念して近畿ブロックでの合同訓練を行ったと、こういうことで、予算が約3800万円、立てておったわけですがけれども、その前は防災訓練費というのは計上されていなくて、国民保護対策費という名前で上がっておったというふうなことでございます。ですので、国民保護訓練というふうな名前になっておって、その前に、平成29年は防災訓練費も上がっておったと。

ですので、私はこの防災訓練というのは、防災対策でも非常に大切なファクターでありまして、前回の一般質問でも言わせてもらいましたが、訓練でできないことは本番でもできないと、これは非常に大事なことなのであると思うわけですが、この点について、防災訓練費についての考え方をまずお聞かせ願いたいと思っております。

○防災対策部長（日沖正人） 防災訓練費の考え方についてであります。

防災訓練費は、県が主催します総合防災訓練、あるいは図上訓練の実施、それから関係防災機関とか他府県が開催する各種訓練に参加するための予算として、これは毎年計上させていただいておるところであります。

今年度は、近畿2府7県持ち回りの緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練、それから近畿府県合同防災訓練の開催県ということで、先ほど議員のほうからおっしゃられましたけれども、その経費が加わっておりますので、来年度の当初予算は、その分がなくなるということになりますので、通常ベースに戻るということになります。

この、いわゆる近畿ブロック合同訓練、昨年10月に実施いたしましたけれども、特に消防機関を主体とした救出救助、あるいは支援物資の輸送訓練を実施したという訓練でありまして、先ほど申し上げましたけれども、この訓練が9年に1回回ってくるということで、今年度の予算は、その分増額予算であったということになります。

令和2年度の予算における防災訓練費でありますけれども、こういった同時開催する大規模訓練がないということで、ほぼ例年どおりの額を計上しておりまして、本年11月に、伊勢市を中心に玉城町、度会町とともに、南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施できるように検討しているところであります。

この訓練では、これまでの訓練の成果や課題を踏まえますとともに、地域の災害の特性に合わせて、住民参加や関係機関との連携等を重要事項として、実際の災害対応において実働可能な人員、施設、資機材、各種協定等を適切に活用する実践的な訓練ということを予定しております。

中でも、支援物資の輸送訓練につきましては、今年度の訓練の成果の水平展開ということを図るべく、伊勢志摩の広域防災拠点と伊勢市の物資拠点を活用した訓練を検討しているところでありまして、今後とも、県民の皆さんの安全・安心のために、実効性のある様々な訓練に取り組んでまいりたいと考えています。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

今ちょっとるる説明をいただいたんですが、ただ、今回の合同訓練、この訓練でやはりいろんな気づきとか改善点というのが見つかったと思うんですね。

そういうことを考えて、今年終わった後、来年につなげていく、そしてブラッシュアップをする、そして、それをだんだんと進化していくような訓練をやっていただきたい、私はそう思うわけですね。

しかし、今年の予算が、じゃ、幾らなのか。107万6000円ですね。これ、年間で107万円ですよ。年間100万円ということは、県民の命を守るための訓練、これで年間100万円。これ、月幾らですか。一月で8万円ちょっとですよ。8万円ちょっとというたら、私の1か月の食費にも満つるぐらいの金額ではありますが、僅か100万円といたしますと、これ、何ができるのかなど。ちょっと危なかったですけど。

100万円で年間何回こういった訓練ができるのかね。内容的にも、100万円というのと本当に僅かだと思うんですね。180万人の県民の命を助けるべく訓練を年間100万円で、私、心もとないと思うんですが、心もとない部分の内容をもう一度説明願いたいと思います。

○防災対策部長（日沖正人） これ、通常ベースでは大体100万円から150万円の範囲で、例年、実施してきております。この大規模な共同訓練がない場合ですね。ただ、大規模な訓練をやる場合には、特に会場設定とか、そういったところに経費をかけるということが必要になってくると。

今回の近畿ブロック合同訓練でも、主会場の土砂災害の設定であったりとか、建物設定であったりとか、救助の設定であったりとか、そういったことに経費がかかるというようなこともあります。

ですので、通常ベースの訓練では、総合防災訓練という形で市町と連携し、あるいは、防災関係機関との、海上保安庁でありますとか、自衛隊とか、こういったところと連携して、それぞれの、計画の検証も含めて相談しながら訓練をつくり上げていくという企画の部分は職員の人力でやっていくという、

やはり、実際に災害があったときに、職員がそれぞれ自分らの役割、現場でどういう行動をしていくかということが大事になってきますので、そういった実践的な訓練は、ただお金をかけるだけという形の訓練とは別に実施できるということを考えておまして、毎年、この予算のベースで通常ベースではやっております。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

人的な部分でそれを發揮していくということですが、今日は一般質問ではございませんので、これ以上お聞きしませんけれども、もう少し厚めに考えていただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

次に、防災行政無線整備事業の考え方についてでございます。

この防災行政無線につきましては、今年は7億6000万円の予算がつけていました。去年は七、八千万円ですから、去年より10倍ぐらい上がっているのかなということですね。その前は四、五千万円だと思ったんですが、去年は総務省が定める新基準に対応した設備の更新というふうにもお聞きしております。

来年度の予算を見ますと、51億2500万円とかなりの予算をつけておるんですが、その内容についてまずお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○防災対策部長（日沖正人） 防災行政無線整備事業ですけれども、これにつきましては、現在の防災行政無線が平成15年から3年かけて整備をしたものですので、不要な電波を規制するための電波法の無線設備の規則の改正がされておまして、令和4年11月30日までに、この規則に適合した無線設備に更新する必要があるということが一つ。

それから、もう一つは、前回の整備から15年が経過しておまして、老朽化が進んでおまして故障の頻度が増える中、部品調達も困難となっているという部分もありまして、令和元年度から令和4年度にかけて更新工事を

行っていくという2年目に当たります。

実際に、三重県の地形は南北に長いものですから、山岳地帯も多くあります。県内のどこでも通信が可能となりますように、23か所の中継所というのにも必要になります。

また、災害時に、県が情報収集のために必要となる関係機関、各市町をはじめ、消防、警察、病院等、多機関にわたることから、今回の更新では、中継所や各施設に設置された無線設備の施工箇所、171か所を4年間でということになります。

今年度は、契約と一部機器の購入等を行っておりますけれども、令和2年度は中継所、県庁舎、消防関係施設における無線設備の製作と設置工事を行うという予定でありまして、引き続き着実に工事を進めてまいりたいと考えております。

〔10番 廣 耕太郎議員登壇〕

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

この防災行政無線の整備というのは、いわゆる県から市の主なところに無線を送る施設の整備だと思うわけですが、ただ、また一般質問で話をまた詳しく聞こうと思うんですが、51億円という予算をつけられるのであるならば、防災の行政無線は、個人の家にも今設備されているところもあると思います。それは、各市と町がやっていくことではあるんですが、その負担率というのは結構高いんですね。

ですから、何が言いたいかといいますと、50億円も、これは仕方ないから50億円の予算をつけられたわけですから、これを考えていけば、毎年毎年、県民の命を助けるためのものとして予算を組めるのであれば、毎年組めば、これは、市町の負担率がかなり下がって、各家庭に無線機が全て行くのではないかと、こういうふうには私は思うんです。今すぐというわけではございませんけれども、こういうところもちょっと考えていただきたいと思っております。

次の質問に移りたいと思います。

最後ですが、議案第23号です。三重県防災対策推進条例第50条、これは消防団の充実・強化についてでございます。

消防団の団員を増やすということだと思んですが、これにつきまして御説明をお願いしたいと思います。

○防災対策部長（日沖正人） 消防団は、地域における共助の中核的な存在ということで、地域住民からも高い期待を寄せられておところは御存じのとおりかと思えます。

しかしながら、人口減少であるとか、少子・高齢化の進展も進んでおりまして、社会情勢の変化で、全国的にも消防団員が減少し続けておるということで、消防団員の確保というのは大きな課題となつてきております。

一方で、消防団員数を増加させている都道府県がございまして、女性消防団員の加入促進の強化でありますとか、広報活動とか、救急指導、あるいは避難所の運営支援などの特定の活動に特化した機能別消防団員制度の導入というのが、消防団員を増加させている都道府県では積極的に進められております。

本県におきましても、毎年2月を消防団員の入団促進キャンペーンということで取り組んできておるわけなんですけれども、消防団のこういった状況を踏まえまして、今回、三重県防災対策推進条例の改正議案の中でも、県の責務として、消防団の組織の充実機能の強化に取り組むこと、あるいは市町及び三重県消防協会に対して必要な支援に努めることなどの明記というのも行つたところでございます。

そんな中で、令和2年度の予算においては、特に機能別消防団員の制度の導入でありますとか、女性消防団員の加入促進を促すことを目的とした市町への補助制度を創設して、支援していきたいと考えておりました、それと併せて、やはり機能別消防団員の制度であるとか、女性消防団の加入促進に向けた、いわゆる消防団の幹部の方への研修とか、こういうことも併せてやっていきたいということで、各消防団における取組の後押しをしていきたいと考えています。

[10番 廣 耕太郎議員登壇]

○10番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

この第50条ですが、この中には、三重県消防協会に対し必要な支援を行っていくというふうにあります。ぜひ三重県消防協会と密にコミュニケーションを取っていただいて、そして、願わくば、どれぐらいかの数値目標、そういったものを持っていただきたいと思いますので、そこら辺の要望を言わせていただいて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（中嶋年規） 29番 石田成生議員。

[29番 石田成生議員登壇・拍手]

○29番（石田成生） 自由民主党県議団、石田成生でございます。

議案第2号令和2年度三重県一般会計予算におけるCSF、豚コレラ対策についてお伺いしたいと思います。

これまで県議会においてもこの件については何度も質問がなされ、県当局から御答弁もいただいているところですが、令和2年度の当初予算を踏まえたCSFの感染拡大防止対策について、今回は特に養豚農家への対応を中心にお聞きいたしたいと思います。

これまでの経緯を簡単に紹介しますと、平成30年9月、約1年半前ですが、日本国内で26年ぶりに岐阜県の養豚農場でCSFの発生が確認されました。

その後も感染の拡大が続き、日本国内でこれまで16万4148頭が殺処分され、三重県でも、残念ながら4000頭余りが殺処分されました。

そして、CSFの非清浄国となることに強い抵抗を示していた農林水産省を説得し、飼養豚へのワクチン接種が可能となり、昨年10月25日から11月3日にかけて、74農場、8万8901頭にワクチン接種を行いました。

県内の養豚農場は、ワクチン接種によりいつ感染が起こるか分からないという不安な状況からは解放されましたが、まだまだ終息には至っていない状況であります。

また、ASF、アフリカ豚熱が近くの国々、北朝鮮、韓国、中国、香港、

フィリピン、モンゴル、ミャンマー、ラオス、カンボジア、ベトナムなど、日本とも交流が深い国々で発生し、既におびただしい頭数が殺処分されていると聞いております。

A S F が日本に上陸しないかと養豚農家の皆さんも大変心配されており、こうした状況の中で、国においては、空港や港などにおける検疫の強化に取り組むとともに、今後、家畜伝染病予防法を改正して、農場における飼養衛生管理の徹底を図るようなこともお伺いしております。

このたび上程されました令和2年度三重県一般会計予算を、私なりに資料を見させていただきました。C S F 対策はどのように盛り込まれているかといいますと、定期巡回、立入検査、監視指導、予防的ワクチン接種、家畜保健衛生所の整備、野生イノシシのC S F 検査、農業者の経営再建支援のための利子補給、C S F を含めた食の安全・安心について正しい知識と理解を深めること、風評被害未然防止策、野生イノシシの簡便かつ適正な検査方法の検証など、様々な対策が盛り込まれております。

そこでお尋ねいたします。

いまだに終息の気配が見えないC S F や、いつ国内で発生するかも分からないA S F への備えを万全にしていくためには、様々な対策の中でも、農場の飼養衛生管理水準の向上が急務と考えますが、令和2年度当初予算での対応を含め、どのように取り組むのかをお尋ねいたします。

○農林水産部長（前田茂樹） 令和2年度のC S F 対策ということでお答えさせていただきますと思います。

県では、平成30年9月に岐阜県でC S F の発生が確認されて以降、県内養豚農場への消石灰の配付でありますとか、あるいは巡回指導等による農場の飼養衛生管理の徹底ということで行ってまいりました。

そうした中、昨年7月に、県内の養豚農場でもC S F が確認されたということで、即座にC S F 対策に特化して集中的に対応しますC S F 対策チームを立ち上げまして、全ての飼養豚へのワクチンの接種でありますとか、野生動物の侵入を防止するための農場周りの防護柵の整備といったような、C S F

等の感染拡大防止対策を加速して取り組んできたところでございます。

昨年7月の県内発生以降は、養豚農場でのCSFの発生は確認はされておられませんけれども、いまだ北勢地域では、現在も野生イノシシにおけます感染確認が続いておるところでございます。

また、先ほど御紹介がありましたように、アジア地域を中心に、ワクチンなどの有効な手段のないASFの感染が拡大しておりまして、国内の空港の検疫等におきましても、ASFに感染した豚肉製品が摘発されるといったような事例もございまして、ますますCSF、ASFの感染リスクが高まっているのではないかとということで、県内全ての養豚農場での飼養衛生管理水準のさらなる向上というのが急務ということで認識しておるところでございます。

このため、令和2年度も引き続き、これらCSF、ASF対策を強化することといたしておりまして、予算上は家畜衛生防疫事業、あるいは家畜衛生危機管理体制維持事業におきまして、万一の発生に備えた対応を図りますとともに、家畜防疫員等によります巡回指導の強化、それから飼養豚への継続的なワクチン接種と抗体付与の確認、さらには、家畜保健衛生所等での検査体制の充実ということで、4億5700万円余を計上いたしまして、農場をしっかり守るための感染拡大防止対策に万全を期していきたいということで考えております。

特に、飼養衛生管理水準の向上につきましては、家畜の所有者の方が農場ごとに飼養衛生管理マニュアルを作成して、従業員等へ周知徹底の上、遵守していくことが重要と考えておりまして、このため県では、家畜伝染病予防法の改正も見据えて、地域単位の防疫推進チームを設置いたしまして、農場関係者が自ら作成したマニュアルに沿って、的確な飼養衛生管理が行えるよう、そのマニュアルの作成の段階からきめ細かに支援、指導をしていくことを考えております。

以上でございます。

〔29番 石田成生議員登壇〕

○29番（石田成生） ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

そして、このたびの新年度に向けての説明の中で、組織改革、新たにCSF対策プロジェクトチームを設置して、感染拡大防止、養豚家に対する経営支援や風評被害対策、野生イノシシ対策等を総合的に行うとされています。

既に立ち上げられている豚コレラ対策チームとの違いがどこにあって、また、新チームでは対策が強化されていくと理解してよいのかどうかを教えてください。

○農林水産部長（前田茂樹） CSF対策の体制につきましては、先ほど少し御答弁させていただきましたけれども、県内での発生農場での防疫措置が完了したその直後に、昨年8月でございますけれども、農林水産部内にCSF対策チームを設置しまして、チームを統括する次長級の参事の下に、部内職員を兼務発令を行って体制を整えるとともに、また、事務の増加であるとか専門的知見も踏まえて、随時、応援体制を取りながら取り組んできたところでございます。

令和2年度につきましては、さらなる飼養衛生管理水準の向上、それから養豚農家への支援、また風評被害の防止対策を恒常的、計画的に進めていくということで、このCSF対策チームをCSF対策プロジェクトチームということで正式に組織化いたしまして、担当課長を含め5名の専任職員を配置いたしまして、そこへ部内の畜産課、獣害対策課等の関係職員も加えて、農林水産部一丸となって、CSF対策を高い危機意識を保持しつつ、間断なく行っていきたいということで考えております。

以上です。

〔29番 石田成生議員登壇〕

○29番（石田成生） ありがとうございます。予算の中に、そして組織も新体制で取り組んでいただくと。ぜひお願いしたいと思います。

今の時点で考えられることを十分に入れていただいたという印象を持っております。ただ、相手、目に見えないものなので、いつ、どこで、どうやってというのは予測できない部分はありますので、それはその都度、適正な対

応をやっていただくことをお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によって、豚コレラの意識がどうも薄まってくのではないかという心配をしておりますので、その点をしっかり注視してまいりたいと思いますので、養豚農家との連携もしっかり取っていただきながら、対策を進めていただきますようお願い申し上げます、終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香でございます。

議案質疑ということで、よろしくお願ひいたします。3点ありますので、5分、5分、5分で行きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

まず、議案第70号三重県新エネルギービジョンの改定について質疑をいたします。

国のエネルギー基本計画見直し改定を受けて、再生可能エネルギーの主力電源化や水素社会実現に取り組むこと、地球温暖化防止の国際パリ協定への取組や世界的流れのSDGs、Society 5.0への対応など、この間の環境変化、意識変化に対応しての三重県新エネルギービジョンの改定となっております。

2018年7月閣議決定で、エネルギー基本計画の中身、原発を重要なベースロード電源として、将来にわたって維持、推進と、2030年度の電力需要の20から22%を原発で賄おうとする長期エネルギー需給見直しの実現を明記したもの、それが今回の改定ではそのまま受け入れた形での三重県新エネルギービジョンになっております。

原発のコストを、この内容を見て読ませていただきますと、総括原価方式により電気料金として国民が多く負担していることを記載せず、片方で、再生エネルギーの導入については賦課金による国民負担が多くなることを強調して、原発を改めて低廉なエネルギーとして安定的に進めると述べていることは欺瞞でしかないと思うのですが、終息を見ない福島原発事故の処理、汚

染水の問題が深刻で、さらに稼働すれば、増え続ける原発廃棄物の問題があります。

この間には、日本原電の敦賀原発2号機における調査資料の書換えや、四国電力伊方原発の安全性における運転差止め、関西電力の原発をめぐる金品授受の問題も出ています。

原発建設を許さなかった県民の声にも、SDGsの考え方にも、実態にも逆行するものだと思いますが、この改定における原発に依存するベースロード電源の記述についてのお考えをお伺いいたします。

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、原子力発電に対する県の考え方について御答弁申し上げます。

国では、2015年、将来のエネルギー需給構造について決定をされました。また、2018年にはエネルギー基本計画を改定いたしました。議員がおっしゃったように、長期エネルギー需給見通しや電源構成は据置きとされております。ただ、再生可能エネルギーの主力電源化でございますとか、水素社会実現に向けた取組の抜本強化を促進することとしているところでございます。

県におきましては、国の示す電源構成に変更はないことを踏まえつつ、地域との共生が図られるよう再生可能エネルギーの導入促進に努めることとしておりまして、今後4年間の中期目標を定めるために、今回ビジョンの改定を行うものとなります。

原子力発電につきましては、安全第一が原則でございまして、省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進め、日本全体のエネルギー構成における依存度をできるだけ低減していくべきという考え方には変わりはないと思っております。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 全編を読ませていただきますと、省電力あるいは再生エネルギーの、自然エネルギーの活用ということがもう前面に書かれておりましたので、そのことについては十分理解をしているつもりです。

ただ、この20から22%という国の記述をそのまま記載しているということが気になります。この20から22%というのはどういう指標かといいますと、今、稼働もしていないのも含めて、30基半ばの原発を動かして、そしてその電力量ということで考えられている数字であるということがありますので、とてもこのことは気になりながら、これは一般質問ではありませんので、審査の資料として次に行きたいと思います。

二つ目です。

議案第2号令和2年度三重県一般会計予算に関しての中の一つ目、みえスマート改革における滞納整理についてお伺いいたします。

みえスマート宣言をされて、来年度予算にも様々スマート化事業費が計画されています。その目的は、最新技術を業務に生かして県民サービスの進化をさせるとして、総額、この16事業で3億1245万円というようになっています。

スマートという言葉調べてみますと、このことに関しては、コンピューターによる制御、処理能力を駆使し、状況に応じて運用を最適化するインテリジェントなシステムを構築することということだそうです。

また、一般的によく使われるスマート、賢い、洗練された、しゅっとして、おしゃれなとか、すらりとカッコいいとか、そういうような意味もあります。

特に大きく取り上げられている高齢者対応の避難行動促進のための事業や迅速な児童虐待相談対応につなげるAI導入も、これは含んでおりますけれども、その中で、滞納整理事務費として、関連の事務費として321万円、そして電算管理費の179万円について、どのようにスマート化されて、どういう県民サービスの進化になるのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（紀平 勉） まず最初に、滞納整理の流れを御説明させていただきますと、まず、県税、これが納期内に納付されない場合、督促状等の催告文書を送付させていただいて、それでもなお納付されないとき、滞納者の資力を把握するために金融機関へ預貯金調査等を行っております。調査の結果、

納付する資力があるにもかかわらず、納付の意思が見られないと判断した場合に、差押え等の滞納処分を行っております。

そこで、この場合の催告状を受け取った納付者の方から納付に関する相談があれば、滞納者の生活状況、資産の状況を聞き取った上で、滞納者の個別具体の状況に応じまして、適切に対応してきているところでございます。

そこで、今回のシステム化、どこを行うかといいますと、あくまでもこの中の預貯金調査に係る部分についてでありまして、現在、紙ベースで、金融機関ごとに郵送で預貯金調査を行っているものをシステム化していくというものでございまして、したがって、システム化の導入によりまして、機械的な滞納整理になるものではございません。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） システム化によってネットで銀行とつないでということで、機械的な滞納整理になることではないというふうに答えていただきました。

まさしく機械的になっては困るという思いで今日は質疑をさせていただいているんですけども、電算化によって、インターネットでつなぐことによって、早く、迅速に、効率よくできた、その情報ですね、そうすると時間が余ってくるわけですから、手間がかからなくなってくる分を、それこそ丁寧な滞納相談、徴収相談に充てていただきたいと思います。

よりスムーズに差押えに着手できるはずというふうな言動が、その言葉だけがちょっと新聞紙上で独り歩きましたものですから、税込確保課のこういう発言があったということを新聞で見ました。ここだけ見るとちょっと心配したわけです。

滞納する人には、滞納に至る理由があります。もちろん税の公平性の観点から、税金は納めてもらうことはとっても大事なことです。担当の方は、個々の対応に大変苦労されていると思います。

税や保険料負担が生活や経営の困窮をさらに深めているという実態も一方でありますので、丁寧な対応が求められます。もちろん一部悪質な滞納者は

あるでしょうが、全て滞納者は悪人とするような考え方は問題があるので、先ほど御答弁いただいたように、スマート化されて、業務量が多少減ったところを丁寧な滞納相談に切り替えていただくということで、それでこそ、このスマート化ということが有効だと思います。

スマートとは反対の、泥くさい、生々しい生活実態等がそこにはあるということで、大変皮肉なものだと思います。

かつてスリム化ということで、職員を減らして住民サービスの低下が問題となりましたけれども、そのようなことがないようにであれば、大変有効なことだと思っています。

スマートという言葉の中に、うずくとか、ずきずき痛むという意味もあるので、そういった形にならないようにと願いながら、審査いたします。

最後の質問です。

議案聴取会でもお伺いしましたけれども、県立学校トイレ改修についてです。

校舎、その他の建築費として17億4651万円の計上がなされ、そのうちトイレ洋式改修工事ということで、2020年度実施分が2校6000万円、2021年度に実施予定の10校分の設計に2500万円というふうになっています。

県立学校全体に、普通教室等の各階に4年間で洋式化を計画する中の最初だということですが、教育長はあるところで、全て洋式化したいという思いはあるけれども、財政的な面から、各階の一つは洋式にというふうに、今、計画をしているということを述べられています。思いは同じなんです。

さて、多目的トイレのこともそのときに少し言わせていただいたんですが、様々な状況判断から、それこそ各階の一つ、この多目的トイレと一般的には言われるトイレが必要なのではないかと思っています。その計画は、この4年間の計画の中ではどういうふうなことになっているんでしょうか。前回お答えいただかなかったので。

配管などの長寿命化で取り組む工事ですので、この際にやってしまったほ

うが効率がよいのではないかなと、そこまで考えるほうがと思います。

生理的な安心感ということはとても大切なことで、特に今、トランスジェンダー等のLGBTの生徒さんの問題も出てきております。学校生活の中で一番困ったり不安だったり恐怖は何だったかと聞くと、制服とトイレだったというふうなことも伺っております。

本来、男女別というのではなくて、進化したトイレは個室化、みんなのトイレとか、誰でもトイレとかと言われることが、今、進んだところで実行されておりますけれども、不安の払拭されたトイレ、おっしゃっていますが来年度実施、それから、これからの計画がどのようになっているのか教えてください。

○**教育長（廣田恵子）** 県立学校のトイレ改修については、現在策定中の県立学校施設の長寿命化計画の中に位置づけて、校舎等の改修と並行して進めていくこととしております。

長寿命化計画の案において、多機能トイレが設置されていない学校は、多機能トイレの設置を進めるということも記載しているところでございます。

県立学校のトイレについては、これまでも多目的トイレの設置を進めてきたところですが、学校ではLGBT等、当事者の生徒が在籍する場合には、職員トイレや多目的トイレ等の使用など、当該生徒への配慮も進めてきているところでございます。

今後のトイレ改修に当たっては、男女別トイレや多目的トイレの配置、利用の状況などが学校によってそれぞれ異なることから、それらの状況を踏まえた上で、LGBT等、当事者の生徒の配慮についても、改修対象の学校と十分協議して、改修を進めていきたいと考えております。

それから、引き続き、生徒が様々な悩み等を相談しやすい環境を整えるとともに、相談があった場合は、当該生徒の個別の状況に応じた丁寧な対応を行い、安心して過ごせる環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○**21番（山本里香）** ありがとうございます。

多目的トイレという名称を使うのがよいのかどうかというのを、いろいろ今論じられているところですが、様々なことに対応する機能を持ったトイレの改修も計画の中に含まれているということを確認できましたので、安心したいと思います。お三方に質問、質疑させていただきました。御答弁ありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 22番 稲森稔尚議員。

〔22番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○22番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。どうぞよろしく、今年もよろしくお願いいたします。

最後になり、最後じゃない、ごめんなさい。最後じゃないですね。最後から2番目になりましたけれども、議案第2号に関する質疑ということで、効果的な河川堆積土砂の撤去についてということで伺っていきたいと思います。

代表質問でもありましたけれども、来年度の一般会計予算案の中に、河川堆積土砂の撤去ということで、17億5000万円が含まれているというお話がありました。

国も力を入れているということで、緊急浚渫推進事業ということで5年間、力を入れていくということで、本当にこの河川の堆積土砂の撤去というのは、住民の皆さんから要望の強い事柄でなかなか実現してこなかったということなので、本当に期待をしているところなんですけれども、その中身について伺っていききたいと思います。

17億5000万円ということで予算がついていますが、この内訳を教えてくださいたいと思います。実際に土砂の掘削をするための費用というのは大体どれぐらいかかって、残土の処分には、輸送費ということも含めて、どれぐらいかかっているのかという、そういう内訳をお示ししたいと思っています。よろしく申し上げます。

○県土整備部長（渡辺克己） まず、来年度の河川堆積土砂の撤去につきましては、予算17億5000万円で事業をやっていくこととしております。今年度の6月補正後の予算と比べまして、7億円増等の17億5000万円でやってまいります。

先ほど倉本議員の代表質問の際に、今年度の6月補正予算後6億円増と申しましたけど、7億円増の間違いでしたので、おわびを申し上げます。申し訳ございません。

そうしまして、堆積土砂の撤去工事を進める際の土砂掘削、それと残土処分に係る費用、そのほか仮設道路の設置等に係る費用がございまして、その中で、残土処分に係る費用につきましては、現場の状況に応じまして運搬車両の規格、処分地までの運搬距離などの条件により異なってまいります、平成30年度の実績におきましては、堆積土砂の撤去工事に係る費用のうち、残土処分に係る費用の占める割合はおよそ50%から60%となっているというところでございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） もう少し詳しく教えてほしいんですけど、土砂の掘削にはどれぐらいかかっているかというのをパーセンテージで、ざっくり分かったら教えてください。

○県土整備部長（渡辺克己） 失礼しました。

土砂掘削に係る費用が一つの例ですけれども18%、おおむね2割程度、残土処分に係る費用が、先ほど申しましたように50%から60%、そして、仮設道路等の工事等に30%ぐらいの予算がかかっているということでございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） これからたくさん予算がついていく中で、結局は残土の行き先が見つからないということで、相対的に遠くへどうしても行くことになって、土砂掘削に純粹に使われるお金よりも、残土処分に係る経費がかさんでいってしまうのではないかということが、とてもそこを心配しているわけなんですけれども、できるだけ近いところで残土の受入れをしていただいたり、いろんな方法で、本当にスコップ1杯でも土砂を多く取れるような、そういう努力をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、その辺の取組について聞かせていただけますか。

○県土整備部長（渡辺克己） まず、残土処分ににつきましては、できるだけ公

共工事への流用ということで、まずそれを第一優先に考えてございますが、時期等が合わなかったりとか、そういうことがございますので、市町のほうに処分地の提供をいただくような御協力をお願いしておりますのでございます。

そのほか、平成26年度から民有地の受入れの公募制度というのをつくって、それも活用してございますので、そのような取組も含めながら、できるだけ近場で残土処分地を確保できるように努めていきたいと考えてございます。

[22番 稲森稔尚議員登壇]

○22番（稲森稔尚） その辺、地域の皆さんや住民の皆さんにもしっかりお伝えしていただいて、できる限り効果的な河川堆積土砂の撤去をしっかりと進めていっていただきたいと思います。

それでは、2問目に移りたいと思います。

議案第67号に関する質疑ということで、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の策定についてということで、関係人口の創出に向けた考え方について伺いたいと思います。

簡単に関係人口って何なんだろうということなんですけれども、移住した定住人口でもなく、観光にきた交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わるものというふうに総務省のほうは定義をしています。

観光以上、移住未満というような言い方もされますけれども、この関係人口は、人口減少や高齢化によって地域づくりの担い手不足をはじめ、地域力の低下という課題に直面する、地方を元気にする存在として期待されていると思っています。

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の策定に当たって、関係人口をどのように位置づけ、どのような基本的な考え方の中で、関係人口の創出に向けた取組を行っていく考えなのか伺いたいと思います。

また、策定に当たって、県民からのパブリックコメントや有識者等からの関係人口の創出について、どのような声が上がってきたのかということもお聞かせいただきたいと思います。

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、関係人口について答弁させていただきます。

関係人口は、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略で新たに位置づけられた概念で、今おっしゃったように、特定の地域に地域外から多様な形で関わる人々を指すものです。将来的な移住、定住が期待される人々でありまして、その創出拡大を図ることは、地方創生の推進にとって大切な視点であると認識しております。

このみえ県民力ビジョン・第三次行動計画の策定過程におきまして、三重県経営戦略会議の中で、委員から関係人口を計画に位置づけることに係る示唆もいただいています。

こうした意見等を踏まえて策定しましたみえ県民力ビジョン・第三次行動計画は、第2期三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略としても位置づけておりまして、関係人口の創出拡大は地方創生のキーワードですので、第3編「地方創生の実現に向けて」の中で、対策4本柱のうち、魅力ある地域づくりの基本方向の一つとして明記しています。

関係人口はまだ新しい概念ですので、効果的な展開手法などもさらに検討を重ねていく必要がありますけれども、国の総合戦略では、例えば一つ目として、個人が地方の暮らしを体験する農泊、子どもの農山漁村体験、地域留学、二つ目として、地方における副業、兼業などの多様な形態でのマッチングやそのための体制づくり、三つ目として、市町における関係人口の相談窓口の設置などの事例が示されております。

県では、こうした内容を受けまして、全国知事会を通じて地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化や、地域の中小企業が外部人材を受け入れやすくするための副業、兼業の促進等について、国に対して要望を行ったところです。

今後に向けましては、国の動向を注視するとともに、他の地方公共団体の優良事例を参考にしながら、関係人口の創出拡大に係る効果的な取組や展開手法について検討し、実施につなげてまいりたいと考えております。

[22番 稲森稔尚議員登壇]

○22番（稲森稔尚） ぜひこれを、関係人口ということをもっと全庁的に、全県的に戦略を持って取り組んでいただきたいという思いがあって、今回質問させていただいているんですけれども、もう一つ、市町と連携して、市町を支援していくような役割を果たしていく必要があるのではないかなと思って、いるんですけれども、市町でもいろんな取組があって、今回南部のほうで度会県ということも、県と市町がうまく連携して取り組まれるいい事例だと思うんですけれども、南部地域以外の地域で市町がどういう取組をしているのかとか、どういうふうはこの関係人口の創出を位置づけているかということ、どういうふう把握されているかということを確認したいと思います。

○戦略企画部長（福永和伸） 現在、本県が進めている関係人口創出を目的とした取組は、度会県プロジェクトが代表的な事例と認識しております。

市町の関係人口創出につきまして、個々のものは特に確認はしていませんが、一部の市において、地域留学等に取り組まれていることは、こちらでも把握しております。

大切なのは、県外の方にいかに三重県に愛着やつながりを持っていただくかということだと思いますので、こうした取組は、今県のほうでも、関西圏在住のコアな三重県ファンづくりのための交流会ですとか、都市部在住の方が紀伊半島に滞在し、遠隔勤務をしながら地域との交流に参加いただく取組とか、幾つか取り組まれておりますので、今後、関係人口の創出拡大につながる可能性もあります。

こういうのも見据えながら、今後、今、議員がおっしゃったように、関係人口の創出拡大について努力してまいりたいと思います。

[22番 稲森稔尚議員登壇]

○22番（稲森稔尚） これで最後にしたいと思うんですけれども、最後に、関係人口の創出に向けた知事の意気込みを聞きたいんですけれども、いろんな仕事と、ワークとバケーションが一緒になったワーケーションとか、二地域居住とか、あるいは、ふるさと納税も今どんどんその返礼品合戦から、いろ

んなNPO支援とか、地域の課題を解決しようという、そんな取組が広がってきて、今、市町とふるさと納税が競合してしまうから、県は一步引いたという立場でいるというふうにも前聞かせていただいたことがあるんですけども、そういう取組であれば十分すみ分けということも可能であったりするかと思いますけれども、こういう今後の関係人口創出に向けたいろんな知事の意気込みを聞かせていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○知事（鈴木英敬） 明示的に予算などで見えるのは、度会県のプロジェクトだけかもしれませんが、例えば地域連携部で、移住とする事業の中に、三重スクエア、移住を受ける側の人たちと、来てもらう人たちを東京スクエアという二つの固まり、コミュニティーみたいなのをつくって、それを交流させるという事業があるんですけども、それは仮に、移住に至らなくても、その前に関係人口になったりする可能性があると思いますので、あらゆる事業でそういうのを視野に入れながら、アンテナ高く、市町と連携して取り組んでいきたいと思います。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ありがとうございます。

知事が今おっしゃったことのようなこともしっかり全庁的に取りまとめていただいて、関係人口と言われる方と一緒に、地域に新しい風を吹かせていけるような、そんな三重県になったらいいなと思っています。大いにこのことを期待して、議案質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（中嶋年規） 8番 山崎博議員。

〔8番 山崎 博議員登壇・拍手〕

○8番（山崎 博） 皆さん、こんにちは。自由民主党県議団、四日市市選出の山崎博でございます。

本日、議案質疑5番目、最後の質疑者となっております。お疲れのこととは思いますが、どうぞ最後までよろしく願い申し上げます。

私自身が、三重県高校野球OB連盟マスターズ甲子園副会長を仰せつかっているため、どうしても三重県の野球を愛する皆さんの代表として、県営松阪野球場の整備について議案質疑させていただきます。

令和2年度当初予算案において、県営松阪野球場におけるスコアボード等の改修費として約1億6000万円計上されました。

スコアボードの改修は、私自身、12月3日の一般質問の際に、議員の皆様のお力添えの下、お願いさせていただき中、松阪市選出の県議会議員の田中先輩、野口先輩からアドバイスをいただき、多くの野球関係者の積年の願い、そして思いが形となったことに、本当に三重県野球界のためにもうれしく思うと同時に、喜びを分かち合いたいと思います。

また、令和3年の三重とこわか国体において、高校野球軟式大会が新たなスコアボードの下で開催され、選手も、大会を支える関係者も気持ちよくゲームができると信じます。

鈴木知事、そして各関係部局の皆様には感謝申し上げます。

質問に移らせていただきます。

今回の予算案で、スコアボード等の改修費に等がついておりますが、具体的にどのような整備を行うのか伺いたいことが1点。

県有施設の見直し一覧において、最低限必要な維持修繕費は県で実施とありますが、どのような維持修繕を実施していくのかについても教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 県営松阪野球場の整備に係る令和2年度当初予算の施設整備費の内訳及び県有施設の見直し一覧における最低限必要な維持修繕の中身について、答弁申し上げます。

令和2年度県営松阪野球場に係る当初予算案においては、二つの施設整備費を計上しております。一つ目はスコアボードの改修、二つ目はフェンスラバーの張り替えです。

一つ目のスコアボードの改修につきましては、現在の設備が得点や選手名のパネルを内部から手で操作するものということで、特に夏場、高校野球の

三重大会におきましては、内部が非常に暑くなり、操作をする高校生が熱中症になるおそれもあるなど、健康面から懸念があるため、今回、LED方式の電光スコアボードに改修するものです。

また、二つ目のフェンスラバーにつきましては、老朽化が進んでおり、また破損箇所も幾つかございまして、選手がフェンスにぶつかったときにけがをしたり、あるいはクッションボールの跳ね方が不規則になるなど、プレーに影響を及ぼすおそれもあるため、今回、全面張り替えを行うものです。

令和3年に開催される三重とこわか国体では、当球場は高等学校軟式野球の会場にもなっておりますので、当該協議会への対応も含めまして、こうした改修を進めてまいりたいと思っております。

また、県有施設の見直しにつきましては、見直しの考え方に基づいた調査検討や、松阪市との協議を行った結果を踏まえ、県営として存続する方針としておりますが、この球場は昭和50年に建設され、築40年以上が経過しておりますことから、スタンドの雨漏りや外壁、内装の劣化、これに加えて、今後、選手や観客の安全面での課題が発生する懸念もございます。

このような経年劣化への対応や利用者への安全・安心に関わるような維持補修につきましては、今後も計画的に実施していきたいと考えております。

以上です。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番(山崎 博) ありがとうございます。

スコアボード以外では、内外野のラバーフェンスの全面張り替えも行われ、健康面や安全面で問題となる部分については対応していただけるということで理解いたしました。また、必要最低限の維持修繕についても、早期にまた対応をよろしく願いいたします。

これらの改修工事において、工程的に工期がかかると思われま。高校野球県大会等、大学等の各種大会の開催への影響に関してお聞かせ願います。

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長(辻 日出夫) スコアボード等改修に当たって、各種大会への影響はないのかという御質問です。

当該改修工事の工期につきましては、高校野球など、毎年大きな大会が春から夏、秋にかけて集中して開催されるものですから、こうした期間は避けて、11月中旬以降のオフシーズンに設定をしたいと思います。

また、例年、この工事期間中に大会の予定がある競技などにつきましては、指定管理者を通じまして、できるだけ早い時期に利用者との調整を行うなどして、その影響ができるだけ小さいものとなるよう努めてまいりたいと思っております。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番(山崎 博) どうもありがとうございます。大きな影響がないと聞き、安心いたしました。

今回の予算案や県有施設の見直しの考え方からすると、ナイター設備の導入は考えていないわけですが、ナイター設備のない都道府県野球場が一体どれくらいあるか、お聞かせ願いたいと思います。

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長(辻 日出夫) ナイター設備のない都道府県営球場はどれくらいあるかという御質問です。

令和元年7月に行いました全国の都道府県営球場調査の結果では、都道府県営49の球場のうち、三重県を含めて九つの府県の球場にナイター照明設備が設置されていないという状況になっております。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番(山崎 博) ありがとうございます。

今後、県有スポーツ施設の整備方針を見直す際には、ぜひとも照明等の設備をしっかりと検討していただくことと、将来、松阪県営野球場が中部台公園と、熊野市のように防災公園球場となりますことを願い、次の質疑に移らせていただきます。

施策321中小企業・小規模企業の振興、特に中小企業・小規模企業のBCP策定支援の取組について質問させていただきます。

県内の中小企業・小規模企業にとって、景気回復の実感は乏しい状況でございます。そのような中で、三重の未来を切り開く中小企業・小規模企業へ

の分厚い支援として、関連事業、総額47億9000万円のパッケージ予算を取りまとめていただき、感謝申し上げます。

しかしながら、自然災害が頻発する中、県内中小企業・小規模企業の事業継続計画、BCPの策定割合は1割以下、そして地震保険の加入率、三重県は9%未満、他県に比べて非常に低い割合となっております。

令和2年度当初予算案では、新規事業として、中小企業防災・減災対策推進事業で665万3000円を計上されておりますが、施策321の副指標である県内中小企業・小規模企業におけるBCP等の策定件数の令和2年度の目標値が360件なのに対し、事業予算額が少ないと考えます。

そこで、お聞かせ願います。

中小企業・小規模企業のBCP策定支援について、どのように取り組んでいくのかにつきましてお答え願います。

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、BCP等の目標値の360件に対して事業の予算額が少ないのではないかとということに対しまして御答弁申し上げます。

施策321の副指標の目標値につきましては、BCPの策定件数に加えまして、昨年7月から国の新制度として始まりました事業継続力強化計画の認定件数、さらに、防災・減災対策を経営課題とした三重県版経営向上計画の認定件数を合わせたものとしております。

中小企業・小規模企業における防災・減災対策に向けた計画策定は、規模や業種の実情に応じて策定されることが望ましく、その推進に当たっては、専門家による計画策定のハンズオン支援や融資制度の創設に加えまして、商工会、商工会議所の支援体制の強化や三重県版経営向上計画制度など、様々な施策を活用してまいります。

具体的には、BCP等の計画策定が地域全体に広がるよう、県は、商工会、商工会議所と市町が連携して、小規模企業の防災・減災対策を推進する計画を認定するとともに、商工会、商工会議所の経営指導員を増員するなど、支援体制の強化を図っていくこととしております。

加えまして、来年度から新たに実施いたします中小企業防災・減災対策推進事業により、事業継続力強化計画の策定を企業防災の専門家と経営指導員がハンズオン支援いたします。

そして、支援の際は、専門家と経営指導員が一緒に取り組むことで、その後は、ノウハウを学んだ経営指導員を中心とした計画策定の普及につなげることであります。

また、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模企業が、建物の耐震補強などに資金が必要な場合に、金利や保証料など調達コストの軽減ができるよう、防災・減災対策支援資金の制度も新たに創設いたしまして、中小企業・小規模企業の計画策定を後押ししてまいります。

こうした様々な事業をフル活用することで、360件の目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えてございます。

〔8番 山崎 博議員登壇〕

○8番（山崎 博） ありがとうございます。

企業の災害時の備えにつながる取組の一例として、銀行による大規模地震対策融資があります。震度6強以上の地震が発生し、被災した場合には、元本が免除になるという融資制度です。

このような金融、保険を組み合わせましたBCP策定を推し進めることで、事業承継の円滑化につながると考えますので、そういった視点でも中小企業・小規模企業のBCP等の策定支援の取組を進めていただきたいと思っております。

以上で、私の議案質疑とさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（中嶋年規） 以上で、議案第1号から議案第71号までに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（中嶋年規） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案

第1号から議案第71号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表

総務地域連携常任委員会

議案番号	件名
19	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案
24	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
25	三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案
26	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
57	三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例を廃止する条例案
59	包括外部監査契約について

戦略企画雇用経済常任委員会

議案番号	件名
45	三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例案
58	三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例を廃止する条例案
67	みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の策定について
70	三重県新エネルギービジョンの改定について

7 1	三重県観光振興基本計画（令和2年度～5年度）の策定について
-----	-------------------------------

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
2 2	三重県水産業及び漁村の振興に関する条例案
4 0	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部を改正する条例案
4 1	三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案
4 2	水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例案
4 4	三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案
4 7	三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案
4 8	三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案
6 8	三重県環境基本計画の変更について
6 9	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
2 0	地方独立行政法人法第十九条の二第四項の条例で定める額を定める条例案
2 1	三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例案
3 6	子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例案

37	三重県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例案
38	食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する条例案
39	三重県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
43	三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案
55	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
23	三重県防災対策推進条例案
49	三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
54	三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
63	工事請負契約について（一般国道421号（（仮称）いなべ大橋）道路改良（橋梁上部工）工事）
64	工事請負契約について（一般県道香良洲公園島貫線（香良洲橋）橋梁耐震対策（橋梁上部工）工事）
65	工事請負契約について（一般県道信楽上野線（新服部橋）橋梁耐震対策（橋梁上部工）工事）

教育警察常任委員会

議案番号	件名
50	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
51	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

5 3	三重県文化財保護条例の一部を改正する条例案
6 6	損害賠償の額の決定及び和解について

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
1	令和元年度三重県一般会計補正予算（第8号）
2	令和2年度三重県一般会計予算
3	令和2年度三重県県債管理特別会計予算
4	令和2年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
5	令和2年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
6	令和2年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
7	令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算
8	令和2年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
9	令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
10	令和2年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
11	令和2年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
12	令和2年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
13	令和2年度三重県港湾整備事業特別会計予算
14	令和2年度三重県流域下水道事業会計予算
15	令和2年度三重県水道事業会計予算

1 6	令和２年度三重県工業用水道事業会計予算
1 7	令和２年度三重県電気事業会計予算
1 8	令和２年度三重県病院事業会計予算
2 7	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
2 8	三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例の一部を改正する条例案
2 9	三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
3 0	三重県国民体育大会運営基金条例の一部を改正する条例案
3 1	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
3 2	三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案
3 3	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案
3 4	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
3 5	三重県県税条例の一部を改正する条例案
4 6	三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案
5 2	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
5 6	三重県水道供給条例の一部を改正する条例案
6 0	防災関係建設事業に対する市町等の負担について
6 1	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
6 2	土木関係建設事業に対する市町の負担について

先議議案の審査期限

- 議長（中嶋年規） この際、お諮りいたします。議案第1号は先議いたしましたので、会議規則第36条第1項の規定により、2月28日までに審査を終えるよう、期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

意見書案審議

- 議長（中嶋年規） 日程第3、意見書案第1号新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書案を議題といたします。
- お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

- 議長（中嶋年規） これより採決に入ります。
- 意見書案第1号を起立により採決いたします。
- 本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
- 〔賛成者起立〕
- 議長（中嶋年規） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。
- これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

- 議長（中嶋年規） お諮りいたします。明26日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、明26日は休会とすることに決定いたしました。

2月27日は定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（中嶋年規） 本日はこれをもって散会いたします。

午後5時14分散会